

文京区一般廃棄物処理基本計画

(平成 28 年度～平成 32 年度)

モノ・プラン文京
中間年度見直し版

平成 28 年 3 月
文京区

【目 次】

第1章 中間年度見直しの概要	1
1.1 中間年度見直しの目的	1
1.2 リサイクル清掃事業をとりまく状況の変化	1
1.3 計画前半期の実績	2
1.4 見直しの方向性	2
1.5 計画の位置づけと期間	3
第2章 リサイクル清掃事業の課題	5
2.1 地域特性からみた課題	5
2.2 3Rの課題	7
2.3 適正処理の課題	8
第3章 基本理念・基本方針	10
3.1 基本理念	10
3.2 基本方針	10
第4章 計画の推進体制	12
4.1 双方向の情報交換と区民参画	12
4.2 区の推進体制	12
4.3 文京区リサイクル清掃審議会	12
4.4 PDCAサイクルによる進捗管理	13
第5章 計画の目標	14
5.1 平成26年度のごみ・資源量の推計	14
5.2 ごみ・資源の排出量の予測	15
5.3 数値目標	17
第6章 進捗の管理	19
6.1 基本指標	19
6.2 モニター指標	20
6.3 PDCAサイクルによる進捗評価の概要	22
第7章 目標達成のための具体的施策	24
7.1 施策の体系	24
7.2 個別施策	25
7.3 基本的なごみ処理体制	45
第8章 生活排水処理	47

参考資料 49

資料 1	ごみ・資源の現状	49
資料 2	計画前半期における成果.....	53
資料 3	ごみ・資源量の推計.....	78
資料 4	国・都などの計画	83
資料 5	排出実態調査の結果.....	91
資料 6	進捗状況管理のための仮定値の算定.....	101
資料 7	プラスチック製容器包装分別収集の環境負荷・コスト評価.....	102
資料 8	文京区リサイクル清掃審議会委員・幹事名簿	104
資料 9	計画の策定経過について.....	105
資料 10	語句の説明.....	106

～コラムの目次～

①	日本人と再生産業.....	4
②	大量生産、大量消費、大量廃棄から 3 R への道	4
③	3 R から 2 R へ	9
④	意識してみよう！～発生抑制のためにできること 其の壱～	9
⑤	文京区には清掃工場がありません！	11
⑥	「マイ〇〇習慣」のススメ～発生抑制のためにできること 其の弐～	15
⑦	代用テクあれこれ～発生抑制のためにできること 其の参～	18
⑧	ライフスタイルを見直す～発生抑制のためにできること 其の四～.....	18
⑨	54g のごみ減量とは？	21
⑩	コツコツ「リユース」のコツ	21
⑪	発生抑制と総排出量の関係	23
⑫	食べられるのに捨てられる「食品ロス」を減らそう！	31
⑬	生ごみの水切りで台所スッキリ！	33
⑭	集団回収のメリット	35
⑮	雑がみは資源です.....	37



リサちゃん

イクルちゃん

文京区リサイクル清掃事業のイメージキャラクターのリサとイクルです。よろしくね♪

1.1 中間年度見直しの目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」は、自治体が行う一般廃棄物処理について、計画を定めて実施することとしています。平成23年度に策定した本区の一般廃棄物処理基本計画（以下「現行計画」という。）は、長期的視点に立った計画期間10年のものとなっていますが、計画期間中における状況の変化に応じた対応も必要です。このことは、現行計画の策定段階から想定しており、社会・経済情勢などの変化に対応して中間年度での見直しを行うこととしています。

今回の中間年度見直しは、計画期間の中間点である5年目に、過去5年間の事業実績と状況変化をまとめ、今後5年間の事業実施に必要な修正を行うものです。

1.2 リサイクル清掃事業をとりまく状況の変化

現行計画の期間中、本区のリサイクル清掃事業をとりまく状況に大きな変化がありました。

まず、環境基本法に基づき国が定める計画である「第四次環境基本計画」が、平成24年4月に閣議決定されました。ここでは、目指すべき持続可能な社会の姿を、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会と位置づけています。

つぎに、循環型社会形成推進基本法に基づき国が定める計画である「第三次循環型社会形成推進基本計画」が平成25年5月に閣議決定されたことがあげられます。それまでの循環型社会形成推進基本計画では、廃棄物処理の基本を Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字をとった3Rと規定していましたが、新しい計画では、廃棄物の発生そのものを抑えることを優先課題とし、再資源化に先立って行うべき2R（発生抑制・再使用）を前面に打ち出しました。なお、再資源化は、引き続き廃棄物処理の手段の一つとして位置づけています。また、これらのことの前提条件として、有害廃棄物の適正な処理や災害時の廃棄物処理体制の整備など、安全・安心の取り組みを強化することが求められています。

一方、新たに小型家電をリサイクルするための法整備として、使用済み小型電子機器の再資源化を促進する法律である「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成25年4月に施行されました。

そのほか、容器包装リサイクル法や食品リサイクル法の見直しなどが進められており、中間年度見直し後に対応が必要となることが想定されますが、本区は、状況の変化に柔軟に対応しながら、より良いリサイクル清掃事業を遂行していきます。

1.3 計画前半期の実績

本区は、平成23年度から現行計画に基づいてリサイクル清掃事業を実施していますが、区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量が中間目標値をほぼ達成するなど、良好な結果が出ています。（「資料2 計画前半期における成果」参照。）これは、現行計画が概ね有効に機能していることを示しています。

また、平成26年度に実施した「家庭ごみ排出原単位調査・組成分析調査」では、区民1人1日当たりのごみ量（排出原単位）が減少していること、ごみに混入した資源物や収集対象外の品目の割合が低下して正しい分別が進むようになってきていることが明らかになりました。（「資料5 排出実態調査の結果」参照。）

1.4 見直しの方向性

見直しにあたって、「1.3 計画前半期の実績」を見るとおり、現行計画は有効に機能していることから、現行計画の方向性は維持しつつ、状況の変化に対応していくこととします。

これまで本区では、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取り組みを優先的に進めることで、適正な循環が保たれた「モノ配慮社会」を目指すという考え方を基本計画の基本理念としていました。しかし、「1.2 リサイクル清掃事業をとりまく状況の変化」でも触れたとおり、国の第三次循環型社会形成推進基本計画において2Rが優先すべき課題として前面に打ち出されたことで、本区の基本理念に通ずることとなりました。これを受け、本区の計画では2R重視の考え方を再認識したうえで、計画の進捗状況を管理するための指標の見直しを行います。

また、平成23年度から今日までの現行計画（前半期）の実績や状況変化を今後5年間のリサイクル清掃事業に反映できるよう、施策について必要な修正を行います。

1.5 計画の位置づけと期間

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に位置づけられる一般廃棄物処理基本計画です。「文京区基本構想」を上位計画とし、国や東京都、東京二十三区清掃一部事務組合の計画等との整合を図って策定しています。

平成23年度に策定した現行計画においては、計画期間を32年度までの10年間とし、中間年度（27年度）で社会・経済情勢等の変化を考慮した見直しを行うこととしていました。今回策定した計画は、この中間年度における見直しであり、計画期間は現行計画の後半期、平成28年度から32年度とします。

図 1-1 本計画の位置づけ

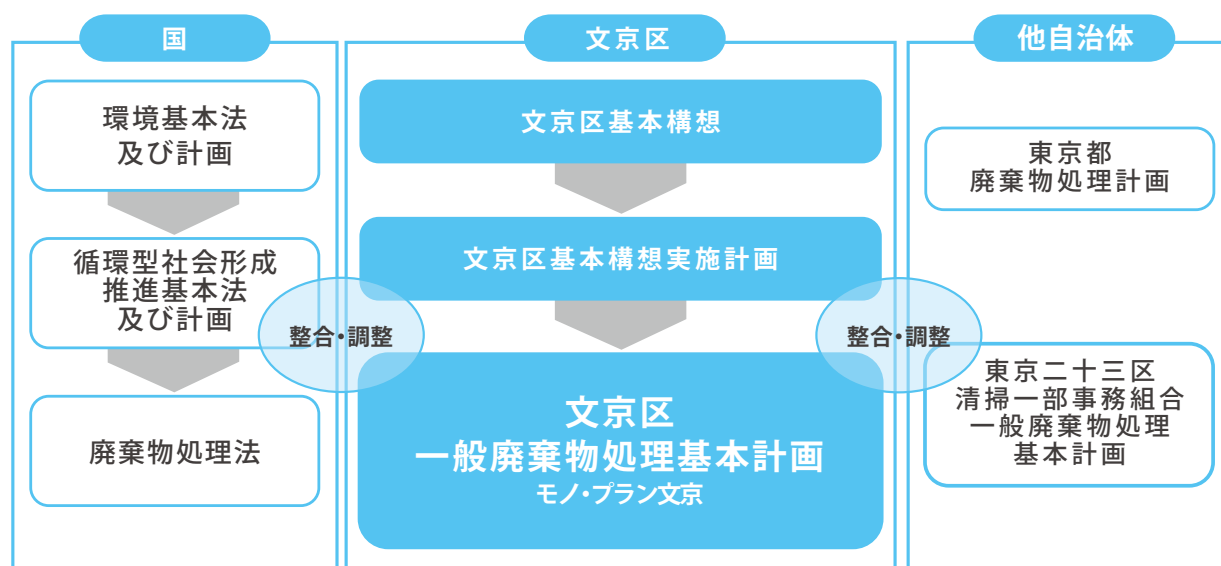


図 1-2 計画期間



コラム① 日本人と再生産業

昔から日本人には、人々の暮らしの中で不要となったモノの中から、同じモノだけを集めて他のモノに転用する知恵がありました。そして、この「廃品回収」と言われていた仕事を生業なりわいとする人々もいて、リサイクルという言葉が使われる以前からひとつの産業としてすでに成立していました。

家庭で不要になった紙くず、鉄くず、びん、ボロ布を含む衣類などは、集めて回る人によって、それらを買取る集積所に持ち込まれました。集積所では持ち込まれたモノを仕分けし、同一の素材だけをまとめて、再生を行う処理施設に売却していました。

このように、日本における再生産業は、古くから自発的な形で行われていました。

コラム② 大量生産、大量消費、大量廃棄から3Rへの道

せっかく古くから成立していた再生産業ですが、高度成長期頃から人件費や土地代がだんだんと高騰してきたことや、資源の買取相場が低調になってきたことにより、産業として成り行かなくなってきました。集積所の数は減少し、回収を専門としていた人たちは仕事を変えざるを得なくなりました。その結果、家庭で不要になったモノは持って行き場がなくなり、そのまま廃棄物として処理されるようになっていきました。

また、その頃から商店が対面販売からセルフサービスによる販売に移行し、陳列・販売用の容器が一つ一つ必要になりました。さらに、商品単価が安くなるにつれ、モノの使用期間が短くなり、大量に生産されたモノを大量に消費し、その結果、大量に廃棄することにつながりました。

しかし、時代が平成になると、このままではモノを作る資源の枯渇や廃棄物の最終処分場の確保が深刻な問題になってきたため、持続的な資源循環型社会の構築を目指して、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進が呼びかけられるようになりました。

2.1 地域特性からみた課題

1 世帯構成

平成17年と平成22年の国勢調査を比較すると、文京区の1人世帯は12,754世帯増加しており、1世帯当たりの人員は1.92人から1.80人に減少しています。この中には、地域との結びつきが比較的弱い、ワンルームマンションなどに居住する若年単身者も多くいると考えられます。これらの世帯に対して、ごみ・資源の分別や排出方法などの基礎的な情報を効果的に伝える方策を検討する必要があります。また、高齢社会の進展に伴って高齢者人口の占める割合も約20%となっており、ごみ出しが困難な高齢者を対象とした訪問収集などの施策がさらに重要になってきます。

図2-1 世帯構成

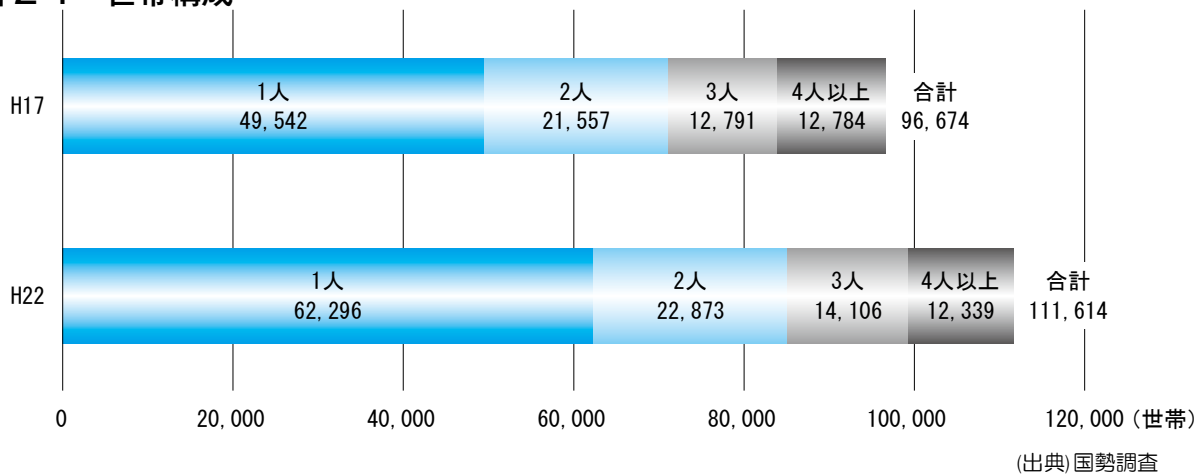
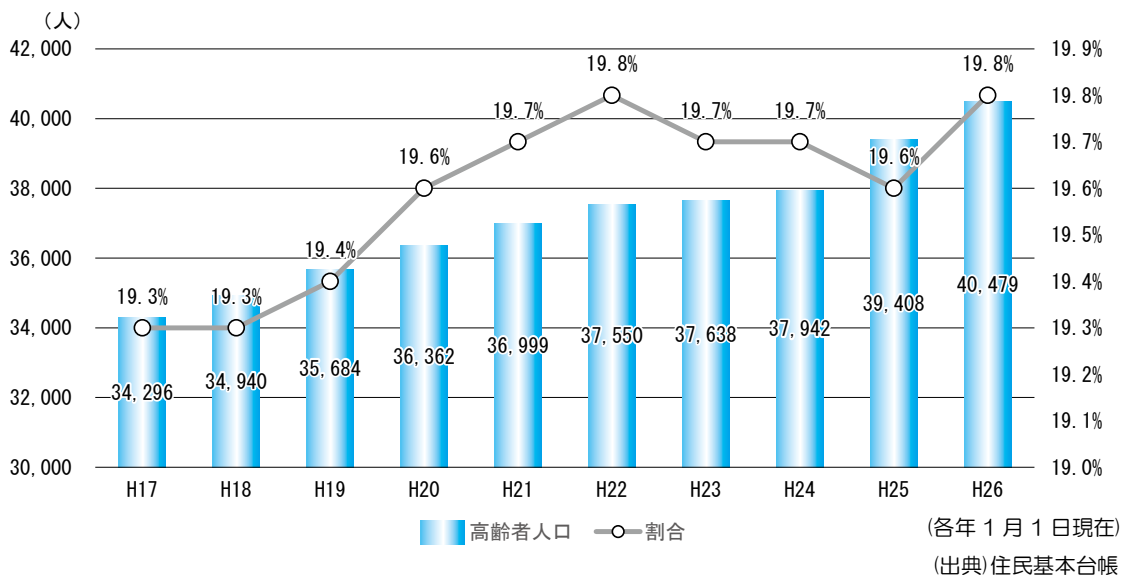


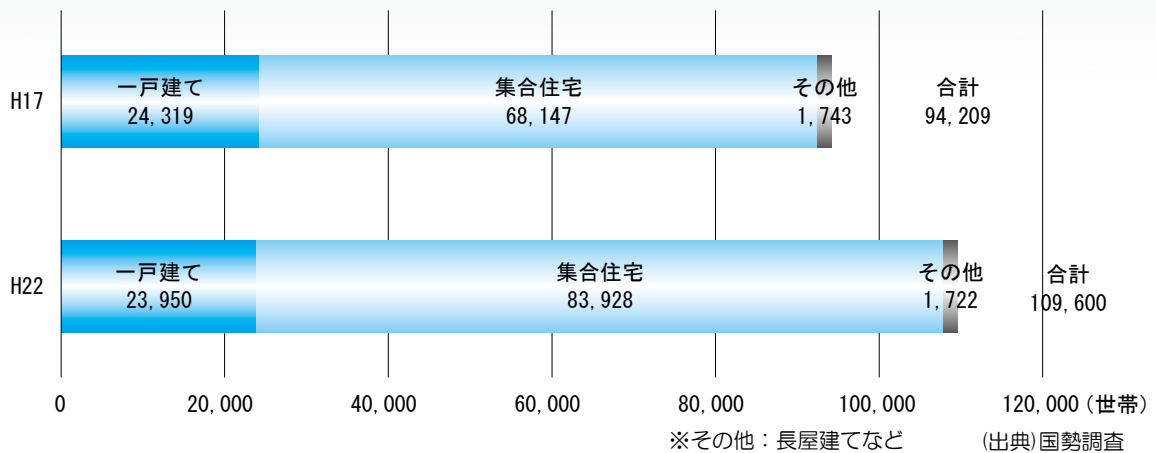
図2-2 高齢者人口



2 住居形態

同じく平成 17 年と平成 22 年の国勢調査によると、全世帯のうち集合住宅に居住する世帯は 15,781 世帯増加しており、約 77%の世帯が集合住宅に居住しています。今後も集合住宅の増加が見込まれることから、集合住宅の特性を生かした普及啓発や施策を推進する必要があります。

図 2-3 住居形態



3 地域コミュニティ

平成 26 年度に実施した「ごみと資源に関する区民アンケート調査」によると、本区には、例えば、熱心に集団回収に取り組むなど、地域コミュニティ活動が活発な地域と、そうでない地域が混在しています。それぞれの地域コミュニティの特性に応じた施策の検討が必要です。

4 事業用建築物

本区内には延床面積 3,000㎡以上の事業用大規模建築物が約 290、延床面積 1,000㎡以上の事業用中規模建築物が約 360 ありますが、その中で、オフィスビル、医療機関、教育機関が全体の約 7 割を占めています。特にこれらの建築物から排出されるごみ・資源の適正排出や 3R を推進する必要があります。

5 大学等教育機関

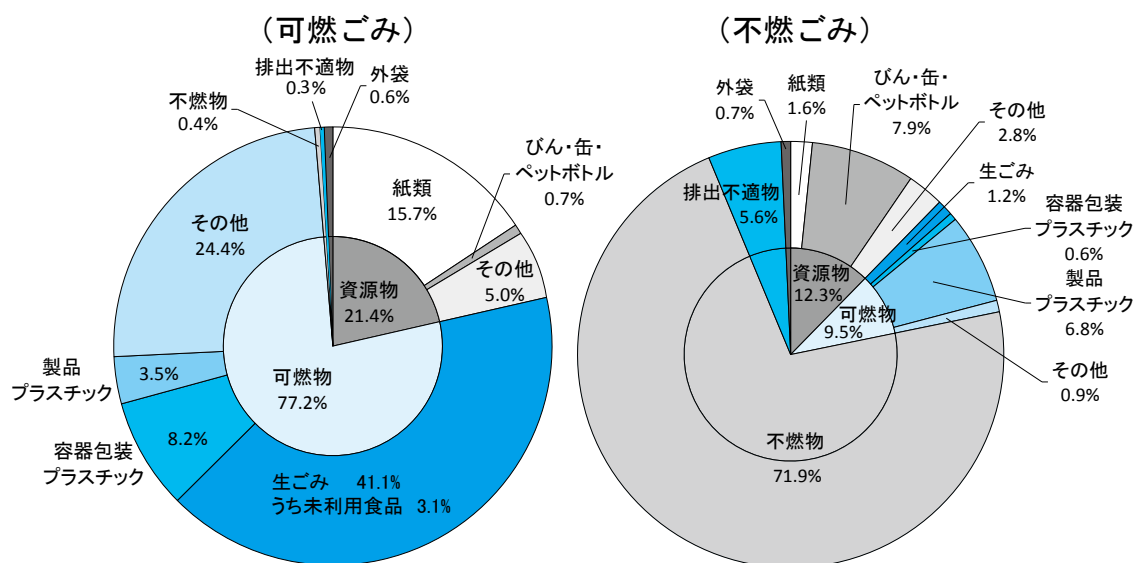
本区は、「^{ふみ}文の^{みやこ}京」の名が示すように、教育機関が多いことが特徴であり、特に大学の数は 19 を数えます。区内に居住する学生も多くいると考えられることから、大学と連携した学生に対する普及啓発の取り組みを進める必要があります。

2.2 3Rの課題

1 分別の徹底

平成26年度に実施した「文京区家庭ごみ組成分析調査」の結果から、紙類、びん、缶、ペットボトルなどの資源物が、可燃ごみの21.4%（平成21年度23.7%）、不燃ごみの12.3%（平成21年度15.1%）を占めていることがわかりました。これら資源物の割合は、前回平成21年度の調査結果と比較すると大きく改善されていますが、さらに割合を下げてごみ減量を推進するため、より一層の分別の徹底が必要です。

図2-4 平成26年度文京区家庭ごみ組成分析調査結果



2 生ごみ対策

上記の調査から、家庭から出る可燃ごみの約41.1%は生ごみが占めていることも明らかになっています。さらなるごみ減量を推進するためには、生ごみの発生抑制やリサイクルを進めるための検討が必要です。

3 発生抑制・再使用の推進

循環型社会形成推進基本法では、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成する必要性から、3Rに取り組むべきと定められています。また、第三次循環型社会形成推進基本計画では、廃棄物の発生量そのものを抑えることを優先課題として、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）の2Rを推進することをうたっています。そのためには、区民¹や事業者の取り組みが不可欠であり、区民等²の自主的な取り組みを支援するための施策を引き続き行う必要があります。

1 区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいいます。
 2 区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいいます。

2.3 適正処理の課題

1 一般廃棄物処理に係る環境負荷の抑制

3Rによりごみとなるものを減らすことは、循環型社会形成に向けて重要な要素です。しかし、最終的にごみとなるものを無くすことはできません。持続的発展が可能な循環型社会の実現のためには、ごみとなってしまったものの適正処理も重要です。収集・運搬・焼却処理・埋立処分といった、ごみ処理の全工程にわたって、温室効果ガスの排出やエネルギーの削減だけでなく騒音や悪臭などを含めた環境負荷を抑制する総合的な努力が必要です。

2 ごみ出しマナーの向上

ごみ出しマナーは、ごみ処理の効率に影響するばかりでなく、地域の公衆衛生や景観に対しても大きく影響します。また、このことにより、地域社会でトラブルになることも見受けられます。ごみ出しマナーの向上のために、相談・指導などの施策を行う必要があります。

3 一般廃棄物処理に係る責任・負担の適正化

廃棄物処理法や文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例では、「事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定されており、事業所から排出されるごみは、一般廃棄物処理業者に処理委託をするなどの自己処理が原則です。本区は、有料で事業系一般廃棄物の一部の処理を行っていますが、その処理コストの一部は区の負担となっています。区の財政負担の軽減や民間活力の育成という面からも、事業系一般廃棄物の民間処理を推進する必要があります。

コラム③ 3Rから2Rへ

大量生産、大量消費、大量廃棄への対策として、当初呼びかけられたのが「3R」すなわち「リデュース（発生抑制）」、「リユース（再使用）」、「リサイクル（再資源化）」の推進です。しかし、この3つは決して同列ではありません。リサイクルすることを免罪符に大量消費を続けていては意味がありません。そこで、「リデュース」と「リユース」の「2R」をリサイクルよりも前に徹底することが求められるようになりました。

リデュースとは、廃棄物等の発生自体を抑えることです。

たとえば、安価だからといって大量買いしてしまうと、消費し切れず捨ててしまう可能性があります。本当に必要かどうか冷静になって判断することで資源やお金の無駄を防ぐことができます。

～必要なモノを必要なときに必要な分だけ、作ったり買ったりしましょう～

リユースとは、いったん使用された製品・部品・容器等を、その形を維持したまま再び使用することをいいます。

たとえば、まだ使えるモノは最後まで使い、壊れたモノでも修理して使えないか、そして自分が使わなくなっても他の人なら使えないか、考える習慣を身に着けることで、モノとして長く使うことができます。

～使い込む、使い切る、使い回すなど、モノの寿命を延ばす工夫をしましょう～



コラム④ 意識してみよう! ～発生抑制のためにできること 其の壱～

家庭から出るごみは、初めからごみだったわけではありません。買い物やもらい物を通じて家に持ち込まれたモノが、役割を終えてごみになります。

自分が意識しなければ、ちょっと外に出ただけでもレジ袋や包装紙、試供品、ポケットティッシュなど、どんどんモノは持ち込まれてしまいます。

したがって、ごみの発生を抑制するためには、まず不要なモノは家に入れないという自覚を持つことが有効です。

『マイバッグ あればいらない レジ袋』
リサ



3.1 基本理念

区民が安心して暮らせる循環型社会の実現

本区では、清掃事業の都からの移管時（平成12年度）より、大量生産・大量消費・大量廃棄社会からの脱却を念頭に、ごみとなる前の「モノ」の一生を見据えて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取り組みを優先的に進めてきました。この適正な循環が保たれた「モノ配慮社会」を目指すという考え方のもとに、一般廃棄物処理基本計画を策定し、事業を推進しています。

この考え方は、大量生産・大量消費・大量廃棄のもとでリサイクルが行われていた当時においては先進的なもので、国の3R政策の一步先を行くものでした。また、これは本区のリサイクル清掃事業のコンセプトとして大きな役割を果たしています。

現行計画策定後、国の法律や体制の整備が大きく進んでいます。特に平成25年に定められた国の第三次循環型社会形成推進基本計画では、3Rから2Rへの明確な転換がうたわれており、本区が取り組んできた「モノ配慮社会」と目指すところが同じものとなっています。また、同計画では、有害廃棄物対策や東日本大震災を踏まえて、「安全・安心」が確保された循環資源の流れを構築することがより重要となっているとし、適正処理の重要性が指摘されています。

今回の一般廃棄物処理基本計画中間年度見直しにおいては、国等のこうした動向を踏まえ、これまでの基本理念の中心概念である「モノ」に国の掲げる2Rの考え方を取り込み、環境保全と公衆衛生の水準を災害時も含めて安定的に維持できるよう、安全・安心な適正処理の概念を加えて、区のリサイクル清掃事業に活かして行くこととします。

3.2 基本方針

区民が安心して暮らせる循環型社会を実現するため、文京区では、次の3つの基本方針に基づき事業を実施します。

基本方針1

生活環境を維持するために適切な清掃サービスを確保します。

本区は、生活環境保全と公衆衛生向上を志向し、状況に応じた収集運搬体制の構築、環境負荷を低減するための中間処理の推進、最終処分量の最小化といったリサイクル清掃事業を円滑に遂行し、区域の清潔を維持するために適切な清掃サービスを確保します。また、災害時においても、区民生活維持のための機能が確保されるよう努めます。

基本方針 2

区民等と協働して2 Rの取り組みをリサイクルに先立って推進します。

本区は、区民等の理解と協力を得ながら、協働してリデュース（発生抑制）とリユース（再使用）の2 Rをリサイクル（再資源化）に先立って推進します。そのために、本区は、区民等が主体的に取り組むことができるよう、環境整備に努めます。

基本方針 3

効率的なリサイクル清掃事業を推進します。

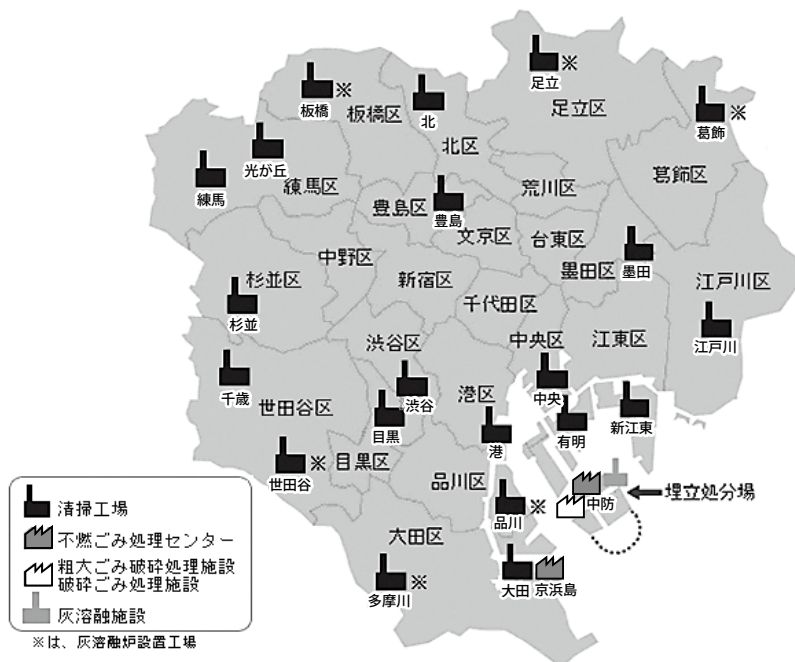
本区は、リサイクル清掃事業の実施に際しては、ごみの減量や処理と費用のバランスをとりながら、効率的に事業運営をします。

コラム⑤ 文京区には清掃工場がありません！

清掃工場は23区内に21工場ありますが、文京区には清掃工場がありません。そのため、他区にある清掃工場に運び込んで焼却処理してもらっています。したがって、より一層のごみの減量と3 Rの推進が必要となっています。

文京区の可燃ごみは、

- ①港清掃工場、
 - ②中央清掃工場、
 - ③北清掃工場、
 - ④足立清掃工場
 - ⑤新江東清掃工場
- に搬入しています。
(平成27年度)



計画の推進体制

4.1 双方向の情報交換と区民参画

本計画を具体的かつ効果的に遂行するためには、区民等の協力と各主体間の信頼の構築が不可欠です。区は、区民等が主体的にリサイクル清掃事業に参画できるよう、区民等との双方向の情報交換を図る必要があります。そのため、本区は前計画から明確に位置づけられている区民参画の考え方を踏襲し、より積極的な区民参画を図っていきます。

また、区民が安心して暮らせる循環型社会を実現するためには、地域活動団体やNPOの役割が重要です。本区は、これらの団体と協働しながらリサイクル清掃事業を推進するとともに、団体が自主的かつ積極的に活動できるよう、育成支援を行っています。

4.2 区の推進体制

本区はリサイクル清掃部署だけでなく、全庁を挙げて本計画の推進を図ります。リサイクル清掃部署は関連する事業を行っている部署と連携を取りながら事業を進めます。また、庁内のごみ減量活動等については引き続き、全部署が一体となって取り組んでいきます。

4.3 文京区リサイクル清掃審議会

「文京区リサイクル清掃審議会」は区長からの諮問事項を審議し、その結果を答申に取りまとめることを中心に運営していますが、リサイクル清掃事業について幅広い意見を述べてもらう場でもあります。本区は審議会と連携しながら、円滑な事業展開を図っていきます。



リサイクル清掃審議会による施設見学

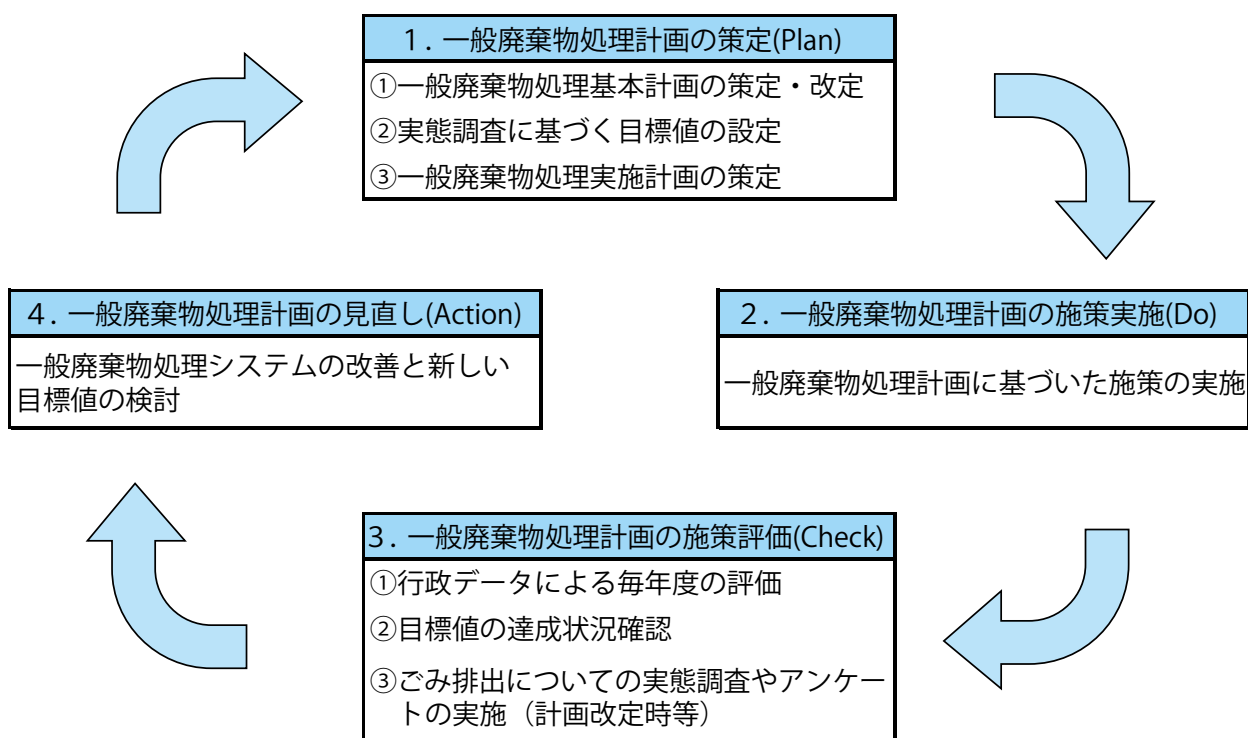
4.4 PDCAサイクルによる進捗管理

本計画では、計画策定 (Plan) ⇒ 施策実施 (Do) ⇒ 施策評価 (Check) ⇒ 見直し (Action) というPDCAサイクルにより、毎年度、計画の進捗状況を管理していきます。

評価にあたっては、区収集ごみ量や区内の事業所から発生する持込ごみ³量などの行政データ⁴を把握し、活用します。また、必要に応じてごみ排出についての実態調査やアンケート調査を行います。

区民の意見を幅広く施策に反映させるため、これらのデータを参考に、文京区リサイクル清掃審議会で審議し、評価します。

図 4-1 PDCAサイクル



3 排出事業者が清掃工場などに自らあるいは許可業者に委託して搬入するごみです。

4 毎年、文京区が把握しているデータで、ごみ量としては区収集ごみ量、持込ごみ量、資源量としては集団回収量、集積所回収量、拠点回収量、粗大ごみ資源化量です。

5.1 平成26年度のごみ・資源量の推計

平成26年度に実施した「文京区一般廃棄物処理基本計画中間年度見直しに係る基礎調査報告書」と行政データなどから推計した平成26年度のごみ・資源量の推計を表5-1に示します。表5-1の左側は年間ごみ・資源量で表したものの、右側は家庭系について人口で除し、1人1日当たりのグラム数で表したものです。

表5-1 平成26年度のごみ・資源量の推計

		年間ごみ・資源量 (t/年)			1人1日当たりの 家庭系の量 (g/人日)
		家庭系	事業系	合計	
ごみ	区収集可燃ごみ	26,726	13,683	40,409	354.0
	区収集不燃ごみ	1,132	560	1,692	15.0
	粗大ごみ	1,283	-	1,283	17.0
	持込ごみ	-	23,189	23,189	-
	合計	29,141	37,432	66,573	386.0
資源	集積所回収	7,966	-	7,966	105.5
	集団回収	6,001	-	6,001	79.5
	拠点回収 (行政回収)	268	-	268	3.5
	粗大ごみ資源化	352	-	352	4.7
	店頭回収 (自主回収)	78	-	78	1.0
	新聞販売店回収	211	-	211	2.8
	自己処理	82	-	82	1.1
	事業系リサイクル	-	26,479	26,479	-
	合計	14,958	26,479	41,437	198.1

※端数処理の関係上、実績値と合わない場合があります。

5.2 ごみ・資源の排出量の予測

1 人口推計

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」では、平成22年、平成27年、平成32年の将来人口を推計しています。このデータを利用して、平成26年度を1とした係数を算出し、平成26年10月1日の住民基本台帳人口に乗じて、平成32年までの文京区の人口を推計しました。

表 5-2 推計人口

	推計人口（人）
平成26年	206,842
平成27年	207,566
平成28年	207,628
平成29年	207,690
平成30年	207,752
平成31年	207,835
平成32年	207,897

※各年10月1日現在

コラム⑥

「マイ〇〇習慣」のススメ ～発生抑制のためにできること 其の弐～

家に不要なモノを持ち込まないために、まず日々の習慣からはじめてみましょう。

- マイバッグ習慣…コンパクトにたためて丈夫なマイバッグが増えています。お財布や携帯電話とセットにすると、持ち忘れが防げるかも！？風呂敷もおしゃれです。
- マイボトル・マイカップ習慣…使い捨て容器の飲料を買う回数を減らすことで、資源やお金の節約になります。お店によっては割引が受けられることも！



『こう見えて 風呂敷男子 意外でしょ』

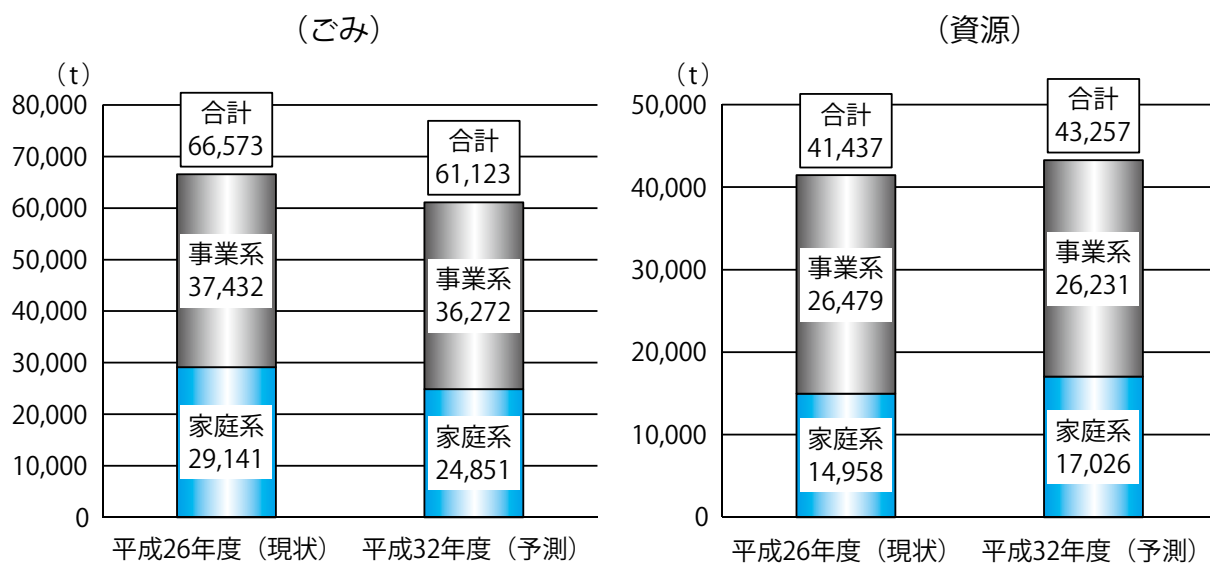
イクル

2 ごみ・資源の排出量の予測

表 5-1 で推計した平成 26 年度のごみ・資源量をもとに、以下の方法で、平成 32 年度のごみ・資源の排出量を推計しました。

- 家庭系ごみ：1 人 1 日当たりの量が平成 23 年度から平成 26 年度までと同様の傾向で減少すると仮定し、人口増加を考慮して推計。
- 事業系ごみ：区収集分は家庭系ごみとの比率が一定と仮定し、持込ごみは現状の量で推移すると仮定して推計。
- 家庭系資源：平成 23 年度から平成 26 年度までと同様の傾向で推移すると仮定して推計。
- 事業系資源：事業用大規模建築物における再利用量に対する事業系資源量の比率が一定のまま、平成 23 年度から平成 26 年度までと同様の傾向で推移すると仮定して推計。

図 5-1 ごみ・資源の排出量の予測



5.3 数値目標

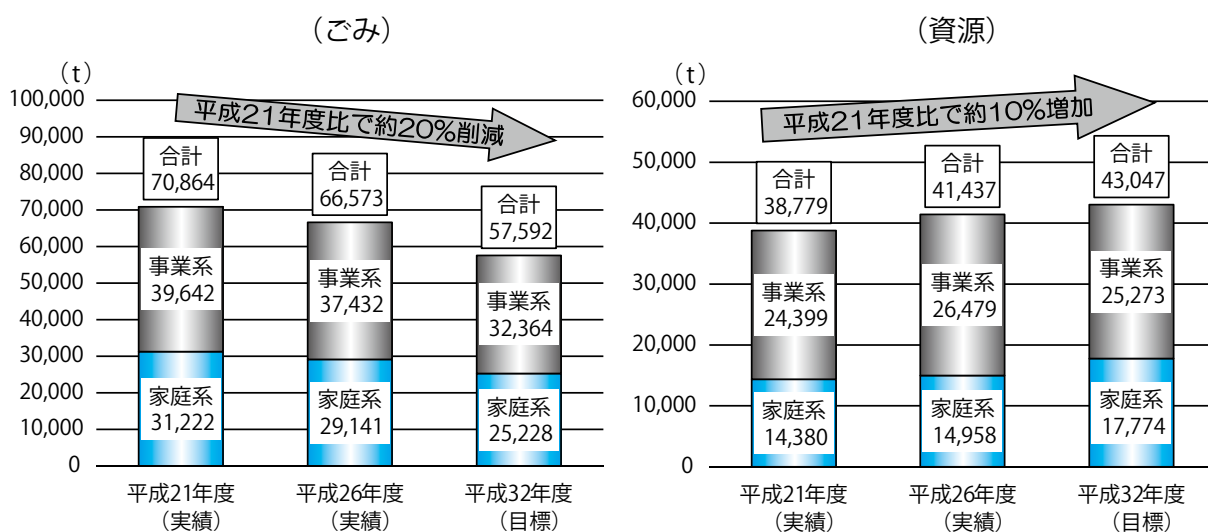
平成32年度のごみ・資源量の数値目標を次に示します。

家庭系は、区民1人1日当たりのごみ量（排出原単位）が目標値に近い値で減少していること、事業系は事業系廃棄物の排出指導の成果が見込めること、資源回収量の合計値は順調に伸びていることから、数値目標の変更は行わないものとします。

ごみ量
平成32年度に平成21年度比で約20%削減
(平成32年度目標ごみ量 57,592 t/年)

資源量
平成32年度に平成21年度比で約10%増加
(平成32年度目標資源量 43,047 t/年)

図5-2 ごみ・資源量の目標値



数値目標を達成するためには、2Rの取り組みによりごみの排出量を減らすこと、分別によりごみから資源に回る割合を増やすことが重要です。

また、2Rのうち特にリデュースを重視する観点から、ごみの減量・資源の増量に取り組むだけでなく、ごみと資源を合わせた総量を減らしていく必要があります。

コラム⑦ 代用テクあれこれ ～発生抑制のためにできること其の参～

ふだん何気なく買って使っている便利な洗剤や調味料ですが、少しの工夫で買わずに済ませられるかもしれません。インターネットなどで検索してみると、目からウロコの代用テクニックが見つかるかも！？

たとえば…

- アクリルたわしを使うと、少しの汚れなら洗剤を使わずにキレイになります。
- ドレッシングが切れてしまった！そんなときも、自宅にある調味料だけで簡単に手作りできます。
- コーヒーの抽出かすを乾燥させると、消臭剤として利用することができます。また、水分がなくなることで、ごみに出す際の減量にもなります。

シンクをみかんの皮でみがいたら、ピカピカ！



コラム⑧ ライフスタイルを見直す ～発生抑制のためにできること 其の四～

私たちの生活様式はこの数十年で大きく変化を遂げ、大変便利になったと言われています。お金と引き換えにいろいろなモノやサービスをいつでも容易に得られるようになりました。

ただ、それらは本当に必要なのでしょうか？たとえばジュース1本でも付いてくるレジ袋、書類を持ち帰るための封筒、消費し切れないお中元・お歳暮など、自分にとって過剰だと感じるようなモノやサービスは、もらう段階で断る勇気も必要です。

「発生抑制」は、ライフスタイルの見直しから始まります。便利な暮らしを全て犠牲にするのではなく、日々無理なくできることから取り組み、長く続けていくことが大切です。



僕は、プリンのスプーンを断ってるよ。
おうちに着くまでガマン・・・

本計画の目標を達成するためには、毎年度の進捗管理が重要です。進捗状況を管理するために「基本指標」と「モニター指標」という2種類の指標を用いています。基本指標は、具体的な数値目標を設定し進捗状況を管理する指標です。モニター指標は、具体的な数値目標は設定しませんが、毎年度その推移を把握する指標です。

6.1 基本指標

1 基本指標と目標値

次の2つの基本指標で進捗状況を管理します。

表 6-1 基本指標

基本指標 1	区民1人1日当たりの総排出量 (g/人日)
基本指標 2	区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量 (g/人日)

基本指標1「区民1人1日当たりの総排出量」は、区が処理に関与するごみ・資源の総量を区民1人1日当たりの量に換算したものです。リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）、民間ルートでのリサイクル（資源の店頭回収、新聞販売店回収、事業系ごみのリサイクルなど）の結果として減少します。本計画ではごみ減量を図るとともに、資源についても2Rを優先する観点から、これを新たに基本指標として位置づけます。

基本指標2「区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量」は、家庭から排出される収集ごみの合計を区民1人1日当たりの量に換算したものです。リデュース・リユースに加えて、分別徹底の効果を測る指標となることから、基本指標として位置づけます。

これまで基本指標としてきた家庭系リサイクル率と事業系リサイクル率は、本計画がリサイクルに先立って2Rを推進することを基本方針とするため、モニター指標とします。また、事業系ごみは、排出者による自己処理が原則であり、区が把握できるごみ量に限度があることから、事業系ごみ量もモニター指標とします。

基本指標の目標値を表6-2に示します。

（「資料3 ごみ・資源量の推計 4 目標値の算出」参照。）

表 6-2 最終目標年度の基本指標の目標値

単位 (g/人日)

		平成21年度 推計値	平成26年度 推計値	平成32年度 最終目標値
基本指標 1	区民1人1日当たりの総排出量	-	1,075	987
基本指標 2	区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量	435	386	332

2 進捗状況の管理

進捗状況の管理に使用するデータを表 6-3 に示します。これらの数値を使用して、年度ごとに基本指標を算定し、最終目標年度の目標値と比較をすることで進捗状況を管理します。

表 6-3 進捗状況を管理するための行政データと仮定値

指標の算定式		総排出量 = $W1 + W2 + W3 + W4 + R1$
		家庭ごみ排出量 = $(W1 \times A) + (W2 \times B) + W3$
算定に使用するデータ	行政データ	W1 区収集による可燃ごみ量
		W2 区収集による不燃ごみ量
		W3 粗大ごみ量
		W4 持込ごみ量
		R1 区が収集もしくは関与する家庭系リサイクル量 (集団回収、集積所回収、拠点回収、粗大ごみ資源化分の合計値)
	仮定値 [※]	A 区収集による可燃ごみに占める家庭ごみの割合 66.1%
B 区収集による不燃ごみに占める家庭ごみの割合 66.9%		

※ 一般廃棄物処理基本計画の改定や大きな分別変更があった時点で実施する、ごみ排出についての実態調査やアンケート調査による推計値。区で実績を把握できないため、新たに調査を実施するまでの間、固定値とする。仮定値の算定方法は P101「資料 6 進捗状況管理のための仮定値の算定」を参照。

6.2 モニター指標

モニター指標は、ごみ量に関する指標、環境負荷に関する指標、コストに関する指標として、毎年度、その推移を把握します。各指標の具体的な内容は、表 6-4 のとおりです。

表 6-4 モニター指標

ごみ量に関する指標	家庭系リサイクル率
	事業系ごみ量
	事業系リサイクル率
環境負荷に関する指標	最終処分量
	収集車両のエネルギー消費量
	温室効果ガス排出量
コストに関する指標	人口 1 人当たり年間処理経費
	ごみ・資源 1 t 当たり年間処理経費

コラム⑨ 54gのごみ減量とは？

平成32年度に区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量を332g（基本指標2の最終目標値）にするためには、計画期間の後半5年間で区民1人1日当たり54gのごみを減らす必要があります。

《54gのめやす》

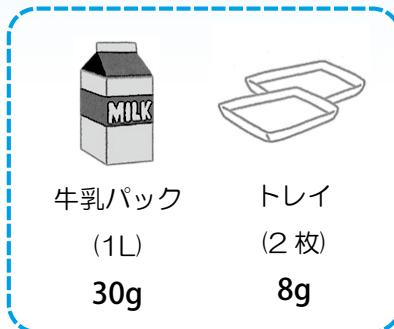
もらわないようにするもの



使う量を減らせるもの



拠点回収に出せるもの



54gのめやすって、これくらいなんだね！
毎日続けて減らしていくことが大切だよ♪

コラム⑩ コツコツ「リユース」のコツ

リユース＝「モノの寿命を延ばすこと」と言っても過言ではありません。
たとえば、使い捨てをやめて詰め替え商品を使う、修理して大事に使う、フリーマーケットなどを利用するなど、日々の意識と工夫で、モノは何度も使うことができます。

大好きなおもちゃ、修理すればずーっと遊べるぞ。



6.3 PDCAサイクルによる進捗評価の概要

表 6-5 に P D C A サイクルによる進捗評価の概要を示します。毎年度、行政データを用いて担当部署による点検・評価を行いながら、文京区リサイクル清掃審議会で審議します。また、必要に応じてごみ排出についての実態調査やアンケート調査を実施し、ごみの組成や区民 1 人 1 日当たりのごみの排出量、区民や事業者の意識・意向等を把握しながら点検・評価を行っていきます。

表 6-5 PDCAサイクルによる進捗評価の概要

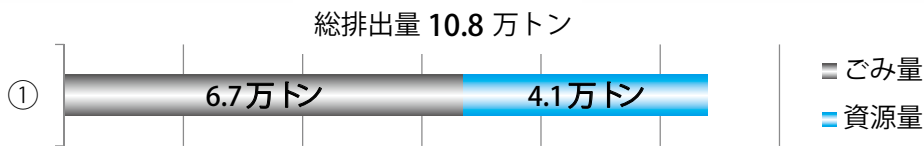
頻度	毎年度	一般廃棄物処理基本計画改定時
点検・評価の方法	行政データや各施策の執行状況や達成状況などを基に実施します。	ごみの組成割合や区民 1 人 1 日当たりのごみ量、区民や事業者の意識・意向等についての調査を実施します。
点検・評価の主体	担当部署による点検・評価を基本とし、文京区リサイクル清掃審議会で議論します。	
点検・評価の項目	●基本指標	●左記に次の項目を追加します。
	区民 1 人 1 日当たりの総排出量 (g/人日)	ごみ・資源のフロー
	区民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量 (g/人日)	家庭系収集ごみ量
	●モニター指標	事業系収集ごみ量
	家庭系リサイクル率 (%)	ごみへの資源物の混入量
	事業系ごみ量 (万t/年)	区が収集・関与するリサイクル量
	事業系リサイクル率 (%)	区民の意識・意向
	最終処分量 (t/年)	事業者の意識・意向
	収集車両のエネルギー消費量 (GJ/年)	新たな施策の環境負荷評価
	温室効果ガス排出量 (t/年)	新たな施策のコスト評価
	人口 1 人当たり年間処理経費 (円)	
	ごみ・資源 1 t 当たり年間処理経費 (円)	
見直し・改善の方法	一般廃棄物処理実施計画に反映します。	一般廃棄物処理基本計画に反映します。
情報公開	区民に対して情報公開します。	

コラム⑪ 発生抑制と総排出量の関係

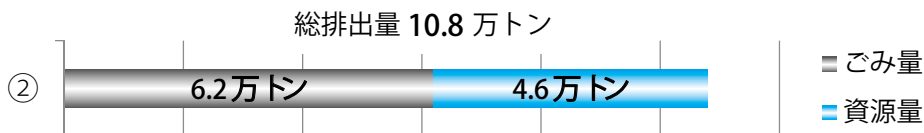
中間年度見直しでは、ごみ・資源量の数値目標について変更は行わず、発生抑制（リデュース）を優先する観点から、ごみと資源を合わせた総排出量を減らしていくことになりました。

なぜ発生抑制を重視するうえで、総排出量の減少に注目する必要があるのでしょうか。

平成 26 年度のごみ量・資源量・総排出量の概数は、以下のとおりです。

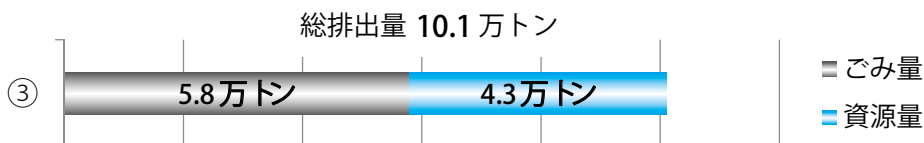


計画の後期に発生抑制を行わず、ごみから資源に 0.5 万トンがリサイクルされるだけだった場合、以下のような結果になります。



②を①と比較すると、ごみ量は減少、資源量は増加しているため、一見順調に見えますが、発生抑制を行っていないため、総排出量は全く変化していません。

もし計画の後期に①のごみ量を、発生抑制で 0.7 万トンと分別の徹底によるリサイクルで 0.2 万トン減らした場合、以下のような結果になります。



③を①と比較すると、発生抑制を行った結果、ごみ量は $0.7 + 0.2 = 0.9$ 万トン減少、資源量はリサイクルにより 0.2 万トン増加しているほか、総排出量が減少していることが分かります。したがって、ごみと資源を合わせた総排出量の減少が、発生抑制の判断基準になっていると言えます。

中間年度見直し後は、新たに「区民 1 人 1 日当たりの総排出量」を基本指標として位置づけ、引き続き、発生抑制に主眼を置いた施策を展開していきます。

目標達成のための具体的施策

7.1 施策の体系

目標達成のための具体的施策につき、施策の体系を項目ごとにまとめました。

1 区民を対象とした普及啓発・協働の推進
(1)情報の提供
(2)イベント等の開催や環境学習の場の提供
(3)地域活動団体等との連携
2 事業者を対象とした普及啓発・協働の推進
(1)情報の提供
(2)事業者との連携
3 家庭系の3Rの推進
(1)リデュース（発生抑制）の推進
(2)生ごみ減量活動の推進
(3)モノを長く使うライフスタイルの促進
(4)リユース（再使用）の推進
(5)集団回収の拡充
(6)資源回収の拡充
4 事業系の3Rの推進
(1)大規模事業所の3R推進
(2)小規模事業所の3R推進
(3)区の率先した取組みの推進
5 適正処理の推進
(1)適正な収集体制の維持
(2)区で収集しない廃棄物への対応
(3)適正排出の推進
(4)事業系ごみの自己処理の促進
(5)中間処理・最終処分
(6)災害時の対応
6 運営管理体制の充実
(1)双方向の情報交換と区民参画
(2)国等への要望
(3)行政内部での連携
(4)処理費用負担の検討
(5)情報の公開

7.2 個別施策

項目ごとに、主な施策をまとめました。中間年度見直しで新しく追加した主な施策は「新」を付けて示してあります。

※「新」は、すでに実施している施策にも表示しています。

1 区民を対象とした普及啓発・協働の推進

循環型社会の実現に向けて、発生抑制をはじめとした3Rや適正処理の推進を図るためには、区民一人ひとりがごみ減量や資源化に対して主体的に取り組み、意識を高めていく必要があります。

本区は、区民に対して、ごみ・資源の分別やりサイクル方法などの情報を的確に伝えるとともに、地域活動団体等と実施するイベント等での協働や環境学習の場の提供を通して、効果的な普及啓発に取り組みます。

1- (1) 情報の提供

区内には、さまざまな年代やライフスタイルの区民が生活しています。区民に対して、ごみの減量や3Rに関する情報を的確に伝えていくためには、それぞれの特性に応じた多様な手法を活用する必要があります。

本区は、区報・啓発紙・ホームページなど従来の広報媒体に加え、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）※等を活用して、幅広い年齢層や外国人に対しての周知・啓発を行います。

- 「ごみと資源の分け方・出し方」作成・配布

概ね3年ごとに全戸配布版を作成・配布する。

- 区報ぶんきょう・チラシ・CATVでの周知・啓発

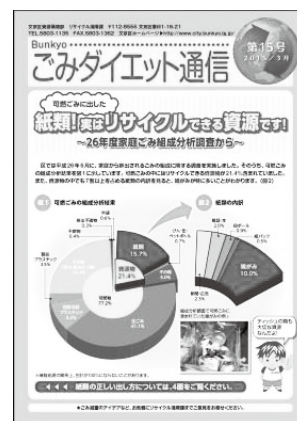
区設掲示板や「Bーぐる」を活用した周知を行う。

- 啓発紙「Bunkyo ごみダイエット通信」の発行

発行部数や配布方法について検討する。

※ SNS とは

インターネットの利用を通して社会的ネットワークを構築するサービス。文京区はツイッターやフェイスブックを利用して情報発信している。



Bunkyo ごみダイエット通信

- 児童向けパンフレット作成・配布

既存の児童向けパンフレットに加え、幼児向けパンフレットについて検討する。

- キャラクターの活用

既存のキャラクターのさらなる活用を行う。

- リサイクル推進協力店[※]の PR

登録店舗の拡充やリーフレットの充実を図る。

- 事業者による自主回収の情報提供

新 ● ホームページ・ツイッター・フェイスブック等の活用

新 ● 廃棄物処理施設見学会の周知

23 区の清掃工場等の見学会周知を行う。



協力店マーク

※リサイクル推進協力店とは

簡易包装やレジ袋削減などといったごみ減量や 3 R 活動に積極的に取り組んでいる店舗・商店をリサイクル推進協力店として認定するとともに、ホームページやリーフレットで区民に取り組みを PR し、小売業等におけるリサイクル活動の拡大及び区民のリサイクル意識の向上を図っている。

1- (2) イベント等の開催や環境学習の場の提供

ごみの減量は、区民の意識とそれに伴う日々の行動の結果、実現できるものであり、区民に対してさまざまな機会を捉えた普及啓発や動機づけが必要になってきます。

本区は、区民の 3 R や清掃事業への理解・関心を深めるため、フリーマーケットや施設見学会などのイベントを開催するほか、環境・リサイクル分野の専門家による講演や体験・出張講座などを行い、区民が家庭や地域でできるごみ減量の取り組みを推進します。そのほか、区の他部署によるイベントにおいても普及啓発を行うことで、普段ごみへの関心が薄い区民に対しても 3 R 意識の向上が期待できます。

また、次代を担う子供たちが正しい分別方法やごみ減量のための取り組みについて知り、環境に配慮した生活習慣を身に付けられるよう、区内小学校等での環境学習を行います。

- **文京エコ・リサイクルフェアの開催**
リサイクル・環境活動団体の発表やフリーマーケットなどを開催



文京エコ・リサイクルフェア

- **ステージ・エコ（フリーマーケット）の開催**
区民によるフリーマーケットのほか、社会貢献活動や3R活動等のブースを設置

- **文京 eco カレッジの開催**

- ・リサイクル推進サポーター養成講座
循環型社会や3Rについて学習する講座
- ・リサイクル施設バス見学会（団体育成支援）
- ・公開講座（団体育成支援）
区内のリサイクル活動団体と協働で開催する、リサイクルや環境問題に関する講座
- ・モノ・フォーラム
ごみ問題や3R活動等の有識者を招いた講演会
- ・エコ先生の特別授業
エコや環境の専門知識を有した講師を出張派遣し、3R実践のコツ等を学ぶ講座
- ・生ごみ減量講座
家庭での生ごみ減量及び堆肥化を通じて、リサイクルへの理解を深める講座
- ・エコクッキング教室
生ごみの発生抑制や環境に配慮した食生活について料理を通じて学ぶ講座
- ・親子環境教室（環境政策課 実施）
実験や工作を通じて、親子で環境について学ぶ講座
- ・環境ライフ講座（環境政策課 実施）
身近な文京区の水・緑・生活を題材に、環境について自ら発見して学ぶ講座

- **集団回収実践団体バス見学会の開催**

- **ふれあい講座（区内小学校・幼稚園等）の実施**

児童対象の環境学習の場として、清掃体験実習車を活用した講座。他自治体の講座視察を行い、内容の充実を図る。



ふれあい講座の様子

- **児童向けパンフレット作成・配布（再掲）**

- **各種イベントでの普及啓発の実施**

分別クイズや3Rの取り組みに関するアンケートを実施する。

1- (3) 地域活動団体等との連携

効果的な普及啓発を推進するには、さまざまな主体がそれぞれの強みを活かしつつ、連携して取り組みを進めていくことが重要です。

区は、区内の団体と連携して普及啓発を行っていくほか、イベントの協働開催などを通して、引き続き、各主体間のコーディネーターとしての役割を担っていきます。

- 地域活動団体、NPO などとの協働及び育成支援
 - ・文京エコ・リサイクルフェア
 - ・ステージ・エコ（フリーマーケット）
 - ・リサイクル施設バス見学会（団体育成支援）
 - ・公開講座（団体育成支援）
 - ・エコ先生の特別授業
 - ・生ごみ減量講座
- 不動産関連団体、大学との連携
 - ・不動産賃貸借契約の機会を捉えた情報提供や普及啓発について検討する。
 - ・区内大学を通じた学生寮への情報提供や普及啓発について検討する。
- 集合住宅管理会社や管理人を通じた情報提供や普及啓発
- 関係団体間のネットワーク形成のための取り組み
- 新 ● 事業者や大学による環境活動との連携
 - ・「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」*に参加する。
 - ・大学の環境サークルに対し、イベントへの出展を勧奨する。
- 新 ● リサイクル推進協力店の活用
 - ・啓発ポスターの店頭掲出など、普及啓発への協力を依頼する。

※インクカートリッジ里帰りプロジェクトとは
インクカートリッジの回収から再資源化までのリサイクル活動を推進する、プリンターメーカー6社共同のプロジェクト。



インクカートリッジ回収箱

2 事業者を対象とした普及啓発・協働の推進

事業者は、その事業活動に伴って生じたごみ・資源について、事業規模にかかわらず、自らの責任で適正に処理をする必要があり、排出にあたっては一般廃棄物処理業者への委託等による自己処理が原則となっています。同時に、環境負荷の低減や排出者責任の原則から、事業活動により生じるごみの減量や資源の再利用に努めることとされています。

事業者の自己処理を推進するには、普及啓発の拡充に加え、事業系ごみの適正処理に関する情報提供が不可欠です。

本区は、事業者に向けた情報提供や連携を強化し、事業者の理解を深めながら意識向上を図っていきます。

2- (1) 情報の提供

本区は、分別ルールや排出方法など基礎的な情報の提供に加え、ごみ減量の意義や方法を分かりやすく伝えることで、事業者への普及啓発に努めます。

- 「ごみと資源の分け方・出し方」作成・配布（再掲）
- 区報ぶんきょう・チラシ・CATVでの周知・啓発（再掲）
- 学校ごみダイエットマニュアルの活用
- 医療廃棄物適正処理パンフレットの活用
ホームページで公開したPDFファイルの利用を推奨する。
- 先進的な取り組み事例の紹介
事業者の先進的な取り組み事例についてのDVDを講習会で活用する。
- ホームページ・ツイッター・フェイスブック等の活用（再掲）

2- (2) 事業者との連携

本区は、事業者の3Rや適正処理についての理解と意識向上を図るため、事業者との連携を強化し支援を行います。

- リサイクル推進協力店の認定
- 事業者に対する表彰
適正処理に積極的に取り組む大規模・中規模建築物の所有者に対し、表彰を実施する。

3 家庭系の3Rの推進

循環型社会を実現するためには、区民一人ひとりが発生抑制をはじめとした3Rに日常的・継続的に取り組み、ごみを出さないライフスタイルを醸成していくことが求められています。本区は、区民等が主体的に3R推進に取り組めるよう、情報提供や環境の整備に努めます。

特に、可燃ごみの約4割を占める生ごみの減量は重要な課題であり、さらなる発生抑制のための取り組みを推進する必要があります。

また、限りある資源を有効に活用するため、モノを長く使うライフスタイルの促進やフリーマーケット等を通じたリユースの推進を図るほか、集団回収や資源回収の拡充に取り組めます。

3- (1) リデュース（発生抑制）の推進

ごみを出さないライフスタイルを定着させるためには、区民一人ひとりがリデュースの重要性を認識し、日常生活に取り入れやすい行動から始めていくことが大切です。本区は、リデュースのためにできる具体的な取り組みについて、さまざまな媒体による情報提供を継続的に行います。

- 区報ぶんきょう・チラシ・CATVでの周知・啓発（再掲）
- 啓発紙「Bunkyo ごみダイエット通信」の発行（再掲）
- ホームページ・ツイッター・フェイスブック等の活用（再掲）
- 児童向けパンフレット作成・配布（再掲）
- 各種イベントでの普及啓発の実施（再掲）
- 新 ● 食品ロス^{*}削減に向けた取り組み



食品ロス削減国民運動
ロゴマーク「ろすのん」

※食品ロスとは

買い過ぎ・期限切れ・食べ残し・過剰な除去（野菜の皮など）等により、本来食べられたはずなのに捨てられてしまうものをいう。

コラム⑫ 食べられるのに捨てられる「食品ロス」を減らそう!

文京区で平成 26 年度に家庭ごみの組成分析調査を行ったところ、未利用・未開封のまま廃棄されている食品が、家庭から出る可燃ごみの約 3.1%を占めることが分かりました。

これら可燃ごみに含まれる未利用食品は文京区全体の推計で年間約 830 トンに上り、処理経費として約 4,800 万円が使われたことになりました（平成 26 年度）。

一人ひとりの意識で大切な食べ物を無駄なく消費して食品ロスを減らし、環境や家計にやさしい生活を実践してみませんか。



未利用食品の例（組成分析調査より）



まだ食べられたのにもったいない!

<できることから！家庭の食品ロスを減らすコツ>

買物編

- ・ 買物に行く前に在庫を確認
- ・ 量り売り・ばら売りを利用
- ・ セールなどで買い過ぎない

料理編

- ・ 傷みやすい食品は早めに利用
- ・ 食べられる期限を定期的に確認
- ・ 皮や茎も捨てずに調理
- ・ 作りすぎない

食事編

- ・ 好き嫌いなく残さず食べる
- ・ 食べられる量だけを盛り付ける

応用編

- ・ 未利用・未開封の食品をフードドライブ※に提供する

※フードドライブとは

家庭で余っている食品等を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設等に寄付するボランティア活動。



フードドライブ

3- (2) 生ごみ減量活動の推進

家庭から排出される可燃ごみの約4割を生ごみが占めており、この生ごみを少しでも減らすことができれば大幅なごみの減量につながります。区では、さらなるごみ減量を推進するため、生ごみの発生抑制やリサイクル活動が持続的な習慣として定着するよう、講座や普及啓発を通じて支援に取り組みます。

- 生ごみ減量講座の開催
- エコクッキングの推進
- 生ごみ交流会の開催
生ごみ減量講座の受講生やコンポスト化容器の利用者による情報交換会
- コンポスト化容器の斡旋
- 新 ● 生ごみの水切り行動の推進
- 生ごみ減量リーフレットの活用

3- (3) モノを長く使うライフスタイルの促進

大量消費に流されず、モノに愛着を持って長く使うことは、素材や品質にこだわって本当に気に入ったものだけを買う生活習慣を醸成し、資源の節約やごみ減量につながります。

本区は、修理ショップ等の情報提供を行うほか、整理された空間での暮らしやモノを大切に使うライフスタイルについての普及啓発に努めます。

- ステージ・エコ（フリーマーケット）の開催（再掲）
「おもちゃの病院」によるおもちゃ修理を実施する。
- 生活用品の修理ショップ等の情報提供
- 新 ● エコ・環境に関する講座での普及啓発
 - ・エコ先生の特別授業
 - ・リサイクル推進サポーター養成講座
 - ・親子環境教室（環境政策課実施）
- 各種イベントでの普及啓発の実施（再掲）
- 新 ● 消費者向け啓発講座との連携の検討
消費生活研修会（消費生活センター実施）の開催を周知する。



エコ先生の特別授業

コラム⑬ 生ごみの水切りで台所スッキリ！

文京区の家庭から出る可燃ごみのうち約40%が生ごみです。さらに生ごみの約80%は水分です。生ごみの水を切ることでごみの減量へとつながります。

水切りのメリットはこんなこと！

- **ニオイの軽減**…水分は嫌なニオイの原因になります。しっかり水を切れば、生ごみのニオイの発生を抑えることができます。
- **CO₂ 排出抑制**…ごみが燃えやすくなるため、CO₂ 発生量が削減できます。

水切りのコツは3つ！

● まずは濡らさない

シンク内に三角コーナーを置いてしまうと、生ごみに水がかかり余計な水分をたくさん含んでしまいます。野菜の皮やヘタなど水分の少ない生ごみはできるだけ濡らさないように気をつけましょう。チラシで作った紙箱に入れば、そのまま捨てられて便利です。

● ギュッとしぼる

濡れてしまった生ごみや、もともと水分が多いティーバッグなどは捨てる前にギュッと水分をしぼりましょう。

水分が少ないと、ごみ出しも楽だよ♪



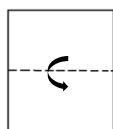
● できれば乾かす

新聞紙で包んで一晩置いたり、チラシで作った紙箱に入れて乾かしたりすると、さらに水分を減らすことができます。

また、エアコンの室外機の前に置いておくと、乾燥が早くなります。

《紙箱の作り方》

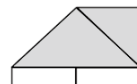
①点線で2つに折る



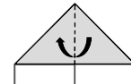
②さらに点線で2つに折る



③開いて折り目にそって折る（裏も）



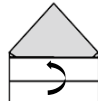
④点線でたたむ（裏も）



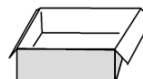
⑤点線で内側に折る（裏も）



⑥上に向かって折り返す（裏も）



⑦中を開いてできあがり



3- (4) リユース（再使用）の推進

リユースを進めるためには、本区の事業と民間事業者の運営する店舗との連携が不可欠です。フリーマーケットの支援やリサイクルショップなどの情報提供を行うほか、イベントを通じて不用品の再活用を図り、区民のリユースを推進します。

- ステージ・エコ（フリーマーケット）の開催（再掲）
- 地域のフリーマーケット開催情報提供、器材の貸出
- リサイクルショップの情報提供
- 生活品や食品の再活用

- ・ 家庭で使われずにいた陶磁器製食器類のリサイクル抽選会を実施する。
- ・ フードバンク*と連携し、家庭で余っている食品を集めて寄付を行う。



※フードバンクとは

まだ食べられるにも関わらず、様々な理由で処分されてしまう食品を、生活困窮者などに届ける活動およびその活動を行う団体。

3- (5) 集団回収の拡充

集団回収は、単に資源の回収にとどまらず、地域コミュニティの活性化やリサイクル意識の向上という意義を持つ、区民レベルで行える重要なリサイクル活動です。回収費用も行政が行う集積所回収に比べて低く抑えることができるため、本区では情報提供や普及啓発も含めたさらなる拡充に努めます。

- 地域活動団体等への働きかけ
- 集団回収実践団体・回収業者への支援
- 集団回収と集積所回収の統合の調査・研究
- 集団回収実践団体への感謝状贈呈
- 集団回収実践団体バス見学会の開催（再掲）



集団回収実践団体への感謝状贈呈式

コラム⑭ 集団回収のメリット

集団回収は、家庭から出た資源物（古紙・びん・缶・ペットボトル・古布等）を、町会・自治会・マンションなどのグループで協力して集めて民間業者へ引き渡す、自主的な資源回収システムです。

また、区では、集団回収を行っている団体に対して報奨金の支給や、補助用具の貸出等の支援を行っています。

では、集団回収をはじめるとどのようなメリットがあるのでしょうか？

● 報奨金の支給

集団回収を行っている団体に対して回収量 1 キロあたり 6 円の報奨金を支給しています。

ある町会さんは、報奨金を町会費に繰り入れて、子供会やお祭りに活用しているんだって。みんなで集めた資源が報奨金になって、またみんなのために使えるのがいいね！



● 利便性の向上

集団回収では、回収業者との取り決めにより、回収時間や頻度・場所・品目などを、団体の実情に合わせて設定することができます。

● 資源の持ち去り防止

集団回収で集めた資源を勝手に持ち去る行為は取り締まりが可能であり、資源の持ち去り対策にも有効です。

● 地域コミュニティの活性化

資源のリサイクルという共通の目的をもって活動することで、近隣の方との交流が深まり、地域活動が活発になるなどの相乗効果もあります。



集団回収をすることで、資源の分別などのルールをみんながより意識するようになりましたっていう団体さんのコメントもあるんだよ。

3- (6) 資源回収の拡充

家庭ごみの約2割を占める、分別されずに排出された資源について、一層の分別徹底を推進します。また、区民の多様なニーズに対応できるような資源回収の在り方について検討します。

あわせて、粗大ごみからの有用金属回収を行うなど、幅広く資源化を進めていきます。

- 資源回収の実施
- 拠点回収拡充の検討
 - ・ 移動回収拠点^{*}について検討する。
 - ・ 小型家電回収について検討する。
- 資源の持ち去り対策
 - GPS 端末の設置による古紙持ち去り撲滅に向けた取り組みを実施する。
- 雑がみの回収量拡大に向けた普及啓発
- ミックスペーパー^{*}回収の調査・研究
- 粗大ごみの資源化
- 新 ● 不燃ごみの資源化の検討
- 事業者の自主回収との連携
- 新たな回収品目の検討

移動回収拠点による新たな品目の回収について検討する。

※移動回収拠点とは

身近な区民施設等の敷地で、日時を定めて資源を回収する仕組み。

※ミックスペーパーとは

現在は雑がみとしての回収の対象とならない、レシート等の感熱紙やカーボン紙、ビニールコート紙などを指す。



拠点回収の回収ボックス

コラム⑮ 雑がみは資源です

26年度の組成分析調査では、可燃ごみの15.7%にリサイクルできる紙類が混ざっていました。新聞・雑誌・段ボール・紙パックだけでなく、身の周りの包装紙・紙袋・お菓子やティッシュの空き箱なども「雑がみ」として分類すれば、資源としてリサイクルすることができます。

ごみとして出してしまう前に「雑がみ」を分けて、週1回の資源の日に出しましょう！

雑がみってどんな紙？

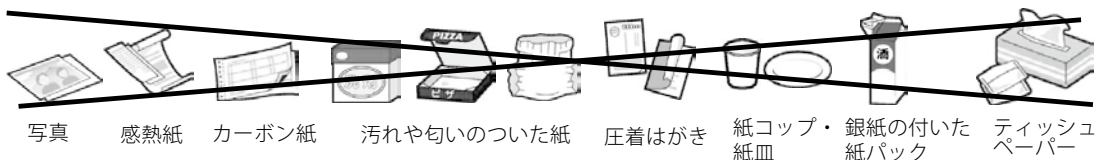
包装紙 	紙袋 	紙箱 	パンフレット
封筒 	チラシ 	コピー用紙 	カレンダー

紙以外の持ち手は可燃ごみへ
ビニール部分は可燃ごみへ

セロファンは可燃ごみへ
折込チラシは新聞と一緒に出せます
金具は外して不燃ごみへ

ひもでしばってそのまま集積所へ！

注) これらの紙は雑がみではありません。可燃ごみに出しましょう。



この他に、半紙・のし紙など和紙でできたものも、可燃ごみの扱いなんだって。素材がパルプじゃないから、雑がみとしてはリサイクルできないんだね。



4 事業系の3Rの推進

区のごみの約6割を占めていると推計される事業系ごみについて、3Rや適正処理を推進するため、本区は、事業所の規模や業種に応じた取り組みを進めます。

大規模事業所から排出される事業系ごみ量の削減は、区全体から排出されるごみ量の削減に大きく寄与するため、ごみの発生抑制をはじめとする3Rを推進するための指導、助言を行っていきます。

また、小規模事業所に対しては、効率的なリサイクルシステムの利用を推進していく等、適性排出に向けた啓発を強化していきます。

4- (1) 大規模事業所の3R推進

事業用建築物の所有者に対する指導や廃棄物管理責任者への講習会等を通じて、3Rと適正処理の推進を働きかけます。

- 事業用大規模建築物の所有者への指導
- 新 ● 事業用中規模建築物の所有者への指導
- 食品リサイクル法に基づく生ごみリサイクルの働きかけ
- 廃棄物管理責任者講習会の実施
廃棄物管理責任者講習会のeラーニング*を検討する。
- 再生品利用の働きかけ

*eラーニング（e-learning）とはインターネットを利用した学習形態。



立ち入り指導の様子



廃棄物管理責任者講習会

4- (2) 小規模事業所の3R推進

自主的なリサイクルシステムに取り組むことが困難な中小事業者について、本区は、事業者の3R推進のための取り組みを支援します。

- **リ** Rサークルオフィス文京^{*}の普及
- 産業別リサイクル^{*}の支援
- 生ごみ減量の推進

※**リ** Rサークルオフィス文京とは

文京区リサイクル事業協同組合(文京区内で資源回収に携わる6社で構成された協同組合)が、区の収集よりも安価な処理料金で小規模の事業所(延床面積3,000㎡未満)から排出される古紙、びん、缶などの資源を回収するシステム。

※産業別リサイクルとは

文京区の地場産業である印刷業・製本業を営む事業所から出る裁断紙を効率的にリサイクルするシステム。回収業者が無料で回収を行っている。区では印刷製本組合に回収用資材(回収袋)の支援を行っている。

4- (3) 区の率先した取り組みの推進

本区は、シビックセンターをはじめとする区施設で3R推進に積極的に取り組み、事業者の規範となるよう努めます。

- 職員のマイ箸・マイカップ・エコバッグ持参行動の推進
- 分別ボックス利用や両面・裏面印刷などの徹底
- 課内不用品の有効活用
- 除籍図書を活用
- 区施設における再生品の積極的な利用
- 公共工事における再生品の積極的な利用
- 区施設内の生ごみリサイクルの実施



紙類の分別ボックス
(シビックセンター)

5 適正処理の推進

区民が安心して暮らせる循環型社会を実現するためには、ごみの収集運搬・中間処理・最終処分に至る過程において、公衆衛生と環境保全の水準を維持していくことが不可欠です。本区は、東京二十三区清掃一部事務組合や東京都と連携し、環境負荷の低減とコスト削減に努めながら、基本的なごみ処理を着実にを行います。

5- (1) 適正な収集体制の維持

公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るため、ごみ集積所等に排出されたごみについては、現状の収集体制を基本として、安定的かつ効率的に収集を行います。

また、環境負荷の低減とコスト削減に配慮しつつ、高齢社会の進展など社会情勢に対応したきめ細やかな収集体制に努めます。

- 効率的な収集体制の構築
- 高齢者等を対象とした訪問収集（おせっかい収集隊）※
- 防鳥ネットの貸出
- 動物死体の処理
- 環境負荷の少ない収集車両の導入
- 不燃ごみ中継事業の千代田区への委託
- あわせ産廃※の収集
- 不法投棄対策



訪問収集の様子

※訪問収集（おせっかい収集隊）とは

高齢者のみで居住している場合など、ごみ・資源を集積所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に、清掃職員が戸別に玄関先から収集する事業。

※あわせ産廃とは

小規模事業所から排出される産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、ガラスくずなど5種類について、一般廃棄物と同様の方法で処理されるものをいう。

5- (2) 区で収集しない廃棄物への対応

家電リサイクル法対象機器やパソコンなど事業者によるリサイクルが法律で義務づけられている品目、また、携帯電話やオートバイなど事業者等が自主回収をしている品目については、事業者への引き渡しについて周知します。バッテリー、耐火金庫、消火器など区では処理できないごみについては、処理方法を紹介し、適正処理を促進します。

- 家電リサイクル法対象品目への対応
- 家庭用パソコンへの対応
資源有効利用促進法によるリサイクルのほか、小型家電としての取り扱いを検討する。
- 事業者の自主回収との連携（再掲）
- 適正処理困難物への対応

5- (3) 適正排出の推進

ごみの適正処理の基本は分別です。本区の定めた分別区分や収集日などの排出ルールについて、区民や事業者の協力が得られるよう、働きかけを行います。

- 有料ごみ処理券の適正貼付指導
- 事業用大規模建築物の所有者への指導（再掲）
- 事業用中規模建築物の所有者への指導（再掲）
- 在宅医療廃棄物への対応
- 医療廃棄物適正処理パンフレットの作成（再掲）
- ふれあい指導^{*}の実施
- 有害ごみ・危険物対策
- 集合住宅への指導体制の強化



ふれあい指導の様子

※ふれあい指導とは

区民等と対話をしながら地域のごみ問題の解決を図るため、ふれあい指導班を設置し、集積所の巡回指導を行う事業。

5- (4) 事業系ごみの自己処理の促進

事業系ごみの自己処理原則を促進するため、一般廃棄物処理業者への委託の促進や、集積所への排出基準の見直しなどを検討します。

- 集積所への事業系ごみ排出基準の見直しの検討
- 事業系ごみ収集の事前登録及び集積所収集廃止の調査・研究
- 一般廃棄物処理業者の斡旋
- 一般廃棄物処理業者への許可・指導事務

5- (5) 中間処理・最終処分

中間処理については、東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理体制を維持し、環境負荷の少ない中間処理を実施します。

最終処分については、東京都が管理運営する最終処分場で埋立処分します。また、処分場の長期延命化に向けた施策に協力します。

- 東京二十三区清掃一部事務組合による中間処理
- 中間処理による減容化・資源化
- 最終処分の都への委託
- 最終処分場の延命化



北清掃工場

5- (6) 災害時の対応

今後想定される大地震や激甚な風水害に際しては、大量の廃棄物が発生し、通常時の収集・処分が困難になると考えられ、それらに対応するため必要な対策を取るものとしてします。

- 文京区地域防災計画（ごみ・し尿・がれき等処理計画）に基づいた対応
- 災害時等を想定した配車訓練の実施

6 運営管理体制の充実

3Rや適正処理を推進し、循環型社会を実現するため、区民・事業者・区の三者の情報交流を図りながら連携を強化していくとともに、全国的な対応が必要な事項や本区単独では解決が困難な課題について、国や業界団体に対する働きかけを行います。また、リサイクル清掃事業に関する処理費用負担について検討し、情報公開についても積極的に取り組みます。

6- (1) 双方向の情報交換と区民参画

循環型社会を構築するためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を担い実行することが重要です。そのためには、区から区民等に対して一方的に情報を提供するのではなく、リサイクル清掃事業に区民等の意見を反映させるため、さまざまな機会を捉えて、双方向の情報交流を図ります。区は、区民等がそれぞれの連携を密に保てるようコーディネーターとしての役割を担います。

併せて、区民等の中から3R推進について広く普及啓発等を行う担い手を育成し、その活動を支援していきます。

- リサイクル清掃審議会の運営
- 地域活動団体、NPOなどとの協働及び育成支援（再掲）
- 関係団体間のネットワーク形成のための取り組み（再掲）
- リサイクル推進サポーターの育成と活動の拡充
サポーター同士が連携して行う3R推進活動について支援する。
- 意見交換会の開催
 - ・サポーター連絡会にて意見交換を行う。
 - ・各種講座の中で意見交換の機会を設ける。



サポーター連絡会

6- (2) 国等への要望

廃棄物の適正処理や循環型社会の構築に向けて、全国的な対応が必要な事項や本区単独では解決が困難な課題について、国や業界団体へ働きかける必要があります。

製造・販売事業者に対しては、拡大生産者責任に伴う生産・流通・販売時の包装材等の発生抑制や再生品の利用、資源化しやすい材料の利用について、家庭ごみの排出抑制につながるよう、働きかけを行っていきます。

- 製造・販売事業者への拡大生産者責任の拡充要請
- エアゾール缶等の安全な収集・処理に関する要請
- 容器包装リサイクル法改正への働きかけ

6- (3) 行政内部での連携

循環型社会を実現するため、リサイクル清掃部署のみならず、関係部署との連携・協力を推進します。

- 他部署との連携

6- (4) 処理費用負担の検討

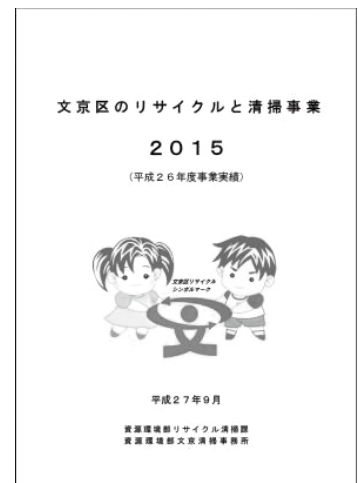
家庭ごみについては、有料化の導入について、情報収集や調査・研究を行います。事業系ごみについては、自己処理原則に則り、処理手数料の適正化を図ります。

- 家庭ごみ有料化の検討
- 事業系ごみ処理手数料の改定

6- (5) 情報の公開

リサイクル清掃事業の透明性を高め、区民のごみ減量や3Rに対する意識向上を図るため、区民に対してごみ・資源量やコストに関する情報を公開していきます。

- ごみ・資源量、処理コストの情報公開
- 新 ● 「文京区のリサイクルと清掃事業」(事業概要)の発行



事業概要

7.3 基本的なごみ処理体制

1 一般廃棄物の排出方法

本区ではごみ・資源について表 7-1 及び表 7-2 の方法により分別収集してきました。平成 28 年度以降も基本的にこの方法によって排出していただくものとしませんが、効率的な処理や 3R への取り組みを推進するため、必要に応じて排出方法の見直しを行っていきます。

表 7-1 家庭廃棄物の排出方法

種別	対象品目	排出場所	収集回数	排出方法
可燃ごみ	厨芥、紙くず、木くず、繊維くず、野菜くず、生理汚物、プラスチック、ゴム、皮革などの廃棄物	資源・ごみ集積所	週 2 回	規則で定められた容器、困難な場合は規則で定められた袋で排出
不燃ごみ	金属、ガラス、陶磁器などの廃棄物		月 2 回	規則で定められた容器、困難な場合は規則で定められた袋で排出
粗大ごみ	家電（特定家庭用機器再商品化法第二条第四項に規定する特定家庭用機器を除く。）、家具などおおむね 30cm 以上のもの	自宅前	申込制	粗大ごみ受付センターに申し込み、有料粗大ごみ処理券を添付して排出
資源	資源（新聞）	資源・ごみ集積所	週 1 回	種類別にひもで縛って排出
	資源（雑誌・雑がみ）			
	資源（段ボール）			水ですすいで排出
	資源（びん）			
	資源（かん）			
	資源（ペットボトル）			
	資源（紙パック）	回収拠点	水ですすいで、切り開いて、乾かして排出	水ですすいで、乾かして排出
	資源（乾電池）			使い捨ての筒型乾電池（一次電池）のみ回収
	資源（食品トレイ）			水ですすいで、乾かして排出
	資源（プラスチック製ボトル容器）			キャップ・ポンプなどは外して、水ですすいで排出
	資源（衣類）			洗うなどしてきれいな状態でビニール袋に入れて排出
	資源（ペットボトルキャップ）			水ですすいで、店頭でのペットボトルキャップ入れに排出
資源（蛍光管）	購入時の箱に入れるか、紙に包んで排出			

表 7-2 事業系一般廃棄物の排出方法

区分		排出方法
自己処理	自己持込	一般廃棄物を自ら清掃工場に搬入
	許可業者委託	一般廃棄物を区から許可を受けている業者に委託して清掃工場に搬入
区の収集を利用		家庭廃棄物の排出方法に準じて分別し、有料ごみ処理券を貼付のうえ排出

2 事業者が区の収集を利用する場合の条件

事業系一般廃棄物のうち本区が収集するものは、従前に引き続き、表 7-3 の条件を満たしたものとします。

表 7-3 事業者が区の収集を利用する場合の条件

種別	条件
一般廃棄物	家庭廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において処理できるものとし、1日平均 50kg を超えないこと
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（あわせ産廃）	「一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物」とは、廃プラスチック類（原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。）、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く。）、ガラスくず及び陶磁器くずで、常時使用する従業員の人数が 20 人以下の事業者から排出されるもの、又は一般廃棄物と併せて 1日平均 50 kg を超えないものをいう。

3 一般廃棄物収集体制

(1) 区的一般廃棄物収集体制

清掃事務所に所属する職員並びに区所有の清掃車両及び雇い上げによる車両によって、家庭ごみ及び一部の事業系廃棄物の収集を行います。

(2) 廃棄物処理業者

区内で排出されるごみのうち、事業系廃棄物の多くは、本区の許可を受けた一般廃棄物処理業者が収集します。本区は、引き続き許可に関する業務を行います。

4 一般廃棄物処理施設

区内で排出されたごみは、本区並びに本区の許可を受けた一般廃棄物処理業者による収集及び運搬、もしくは事業者の自己車両等による運搬によって、東京二十三区清掃一部事務組合が所管する中間処理施設（清掃工場・不燃ごみ処理センター・粗大ごみ破碎処理施設）に持ち込まれ、適正に処理されます。

処理した後の残渣は、最終的に東京都が設置及び運営する新海面処分場において埋立処分します。

なお、一般廃棄物の中間処理施設の整備は、東京二十三区清掃一部事務組合が実施します。

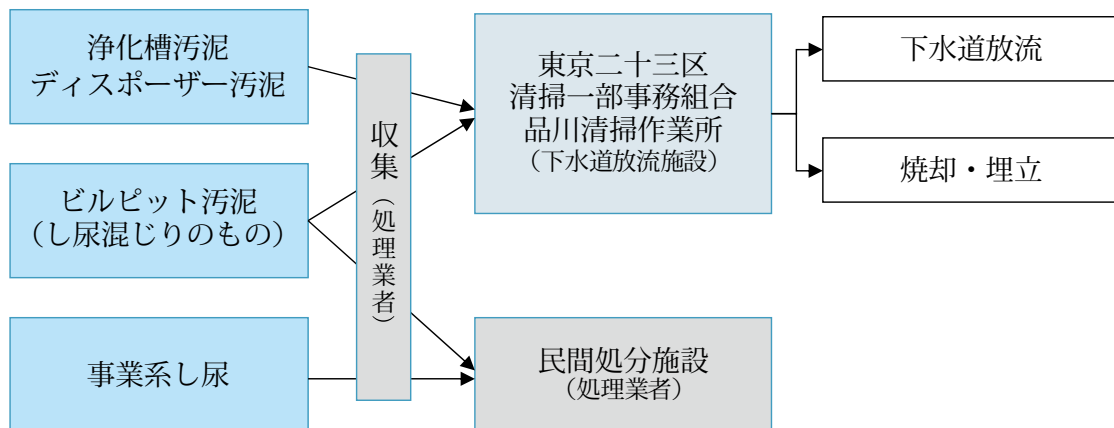
1 収集状況

区内の下水道普及率は100%で、し尿及び生活雑排水のほぼ全量が公共下水道により処理されており、区内の一般家庭において使用されているくみ取り便所は、現在ありません。また、浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥⁵、し尿混じりのビルピット汚泥、汚水（作業所内で発生するもの）、事業系し尿については、区が業務を許可した一般廃棄物処理業者が収集及び処理を行っています。

2 処理方法

処理業者によって収集された、浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥、汚水（作業所内で発生するもの）、事業系し尿については品川清掃作業所又は民間処分施設において処分されています。最終的にはほとんどが下水道放流されますが、一部、焼却・埋立等されるものがあります。

図 8-1 生活排水の処理フロー

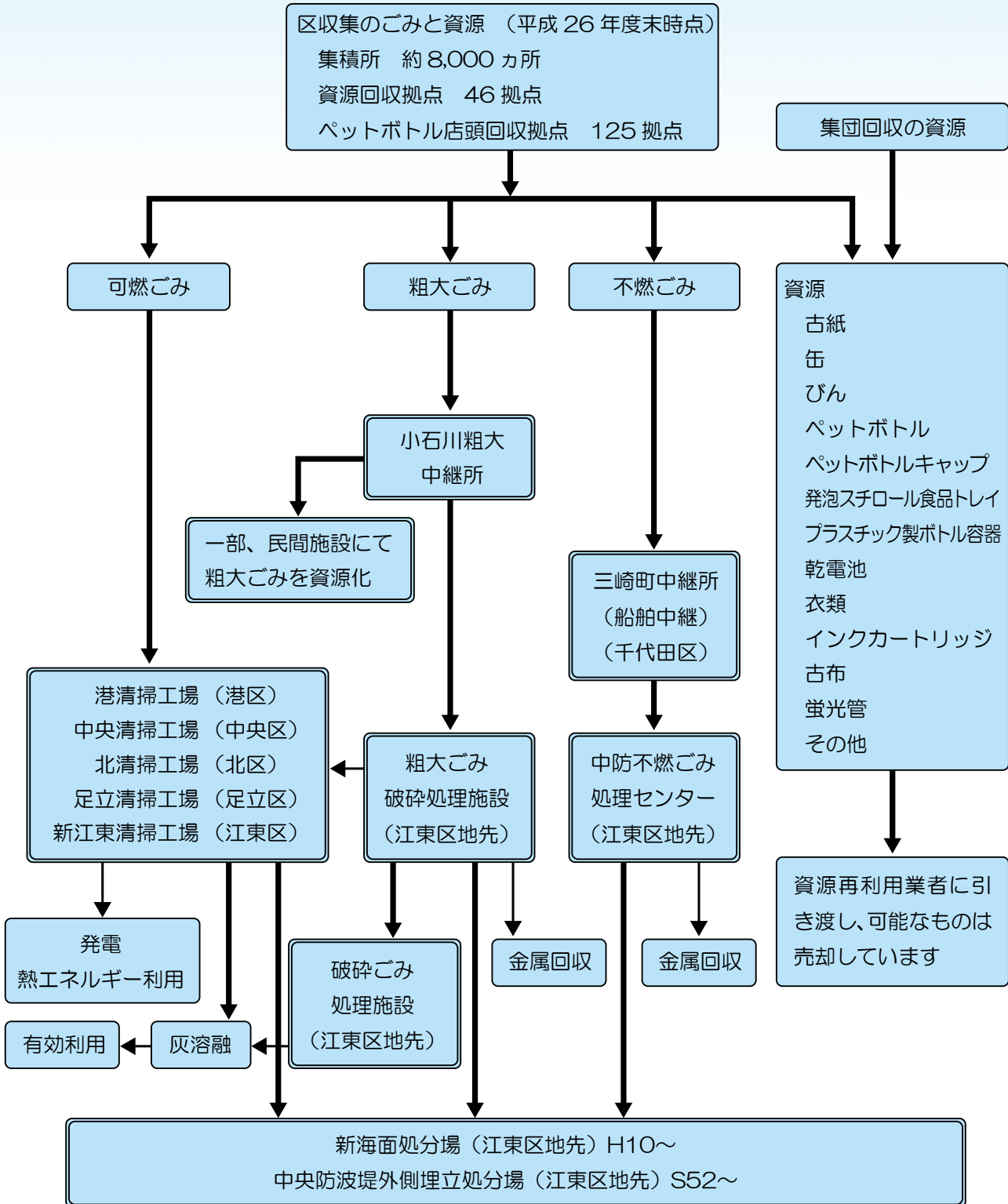


5 東京都下水道条例施行規程が定めるディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥。

參考資料

ごみ・資源の現状

1 文京区のごみの流れ



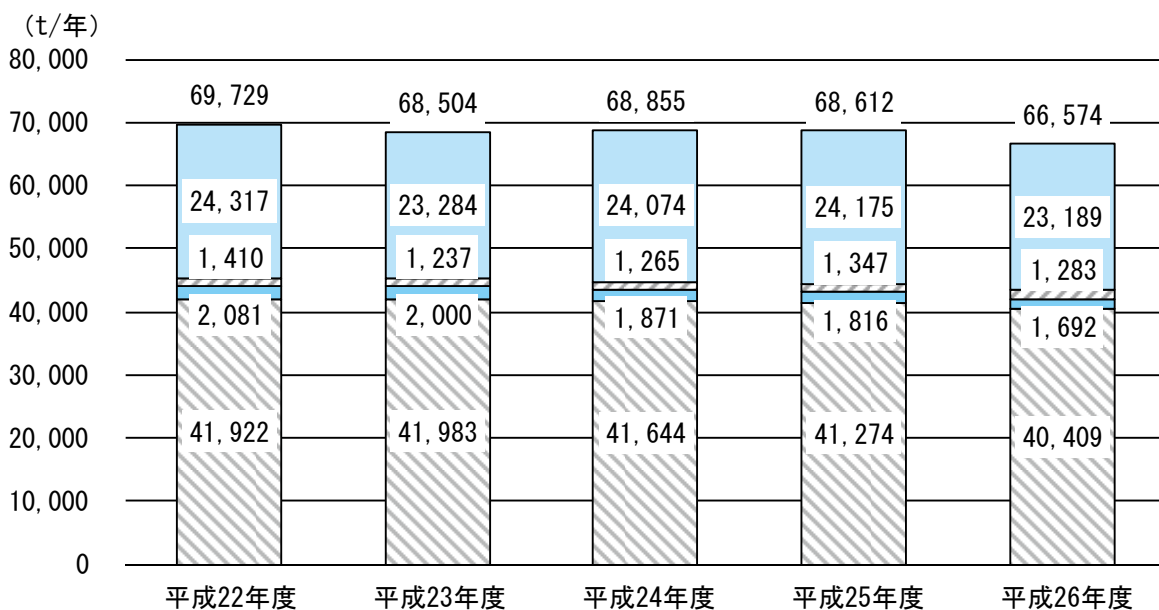
2 ごみ・資源量の推移

単位 (t/年)

年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
ごみ量	区収集 ごみ	可燃ごみ	41,922	41,983	41,644	41,274	40,409
		不燃ごみ	2,081	2,000	1,871	1,816	1,692
		粗大ごみ	1,410	1,237	1,265	1,347	1,283
		小計	45,412	45,220	44,781	44,437	43,385
	持込ごみ	24,317	23,284	24,074	24,175	23,189	
ごみ量合計		69,729	68,504	68,855	68,612	66,574	
資源量	拠点回収	213	211	235	263	268	
	集積所回収	6,881	7,245	7,074	8,015	7,966	
	集団回収	6,105	6,015	5,948	5,886	6,001	
	粗大ごみ資源化	—	292	278	271	352	
	資源量合計	13,199	13,762	13,536	14,435	14,586	

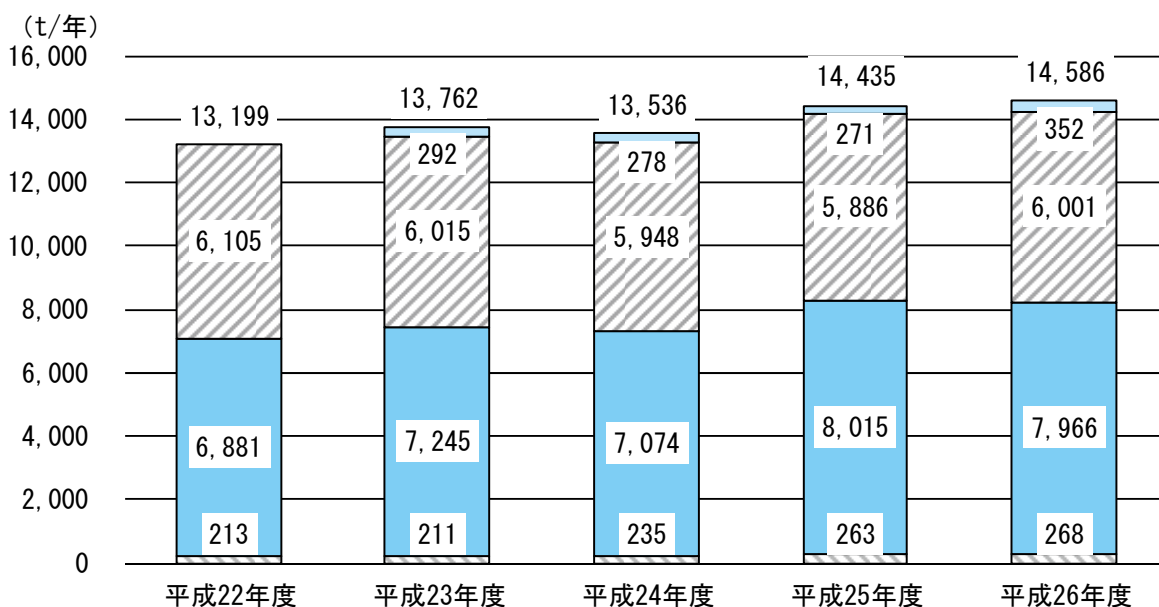
※端数処理の関係で合計値等が合わない場合があります。

(ごみ量)



□可燃ごみ □不燃ごみ □粗大ごみ □持込ごみ

(資源量)



□拠点回収 □集積所回収 □集団回収 □粗大ごみ資源化

● 品目別の資源量の推移

単位 (kg/年)

年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
拠点回収	紙パック	10,195	9,260	10,485	10,950	10,110
	ペットボトル	111,950	117,980	123,030	126,630	115,930
	ペットボトルキャップ	—	2,655	2,700	2,632	2,520
	乾電池	8,008	8,072	10,655	9,053	9,845
	発泡スチロール食品トレイ	846	780	1,388	1,984	2,505
	プラスチック製ボトル容器	—	120	527	569	607
	衣類	81,565	71,620	86,250	108,740	122,180
	インクカートリッジ	—	208	441	548	669
	蛍光管	—	—	—	1,903	3,273
	合計	212,564	210,695	235,476	263,009	267,639
集積所回収	新聞	647,010	652,695	624,830	832,100	941,000
	雑誌	1,348,720	1,351,545	1,335,090	1,907,890	1,669,470
	段ボール	1,538,750	1,698,950	1,675,040	1,789,540	1,877,960
	アルミ缶	151,128	150,287	137,552	141,530	130,902
	スチール缶	373,182	371,095	339,685	348,130	323,227
	スプレー缶	18,555	18,430	16,876	17,283	16,054
	生きびん	117,712	123,292	129,096	116,722	95,146
	カレット	2,077,256	2,153,585	2,114,100	2,153,427	2,202,365
	ペットボトル	609,140	724,720	701,850	708,790	710,245
	合計	6,881,453	7,244,599	7,074,119	8,015,412	7,966,369
集団回収	新聞	3,259,893	3,122,460	3,132,994	3,129,213	3,124,702
	雑誌	1,731,193	1,673,081	1,606,340	1,571,427	1,621,645
	段ボール	917,671	992,940	972,443	983,038	1,107,042
	紙パック	2,341	2,946	1,437	836	1,098
	アルミ缶	66,136	74,027	89,030	79,799	49,996
	生きびん	3,956	3,788	3,699	3,410	2,423
	ペットボトル	62,459	75,345	71,614	52,842	35,714
	古布	60,680	68,644	69,716	62,041	53,797
	その他	555	2,117	1,006	3,295	4,162
	合計	6,104,884	6,015,348	5,948,279	5,885,901	6,000,579

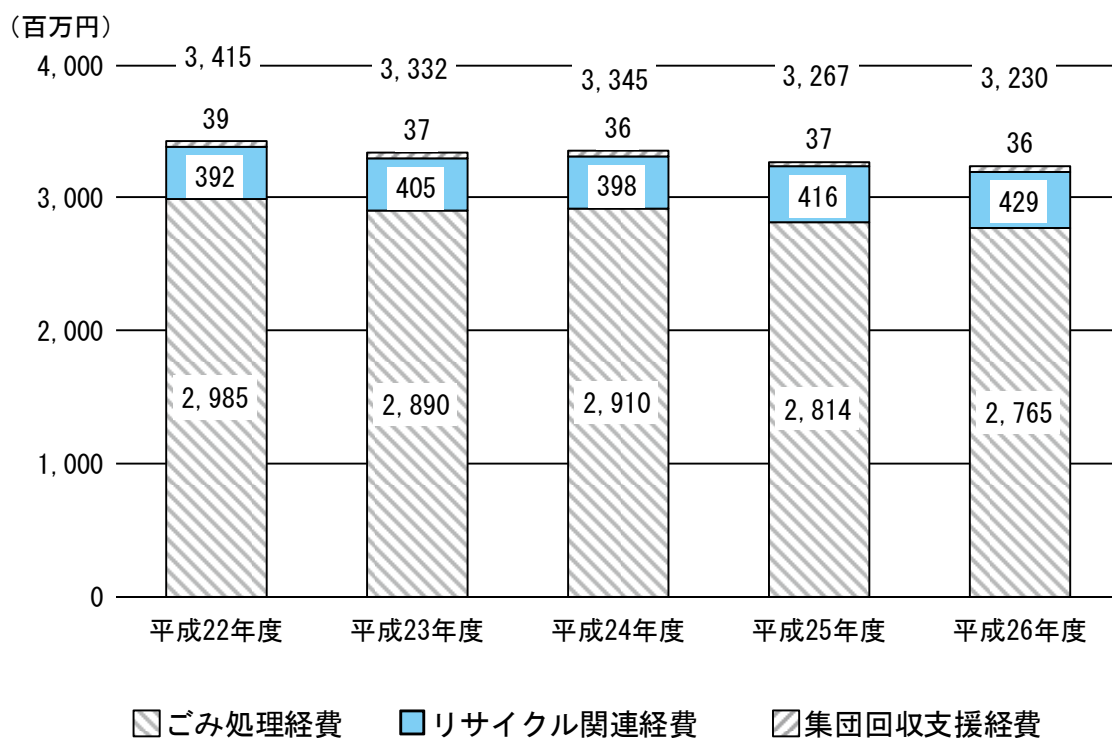
3 ごみ・資源の処理に係る経費

● 清掃・リサイクル事業の経費

単位（千円）

区分	内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ごみ処理経費	職員人件費	1,115,977	1,086,766	1,047,705	1,032,304	1,054,876
	清掃事務所管理運営費	39,532	38,764	39,174	40,977	42,056
	ごみ収集運搬経費	690,875	641,510	657,136	649,865	642,129
	ごみ中間処理等分担金	1,016,325	1,016,798	1,036,598	955,887	920,060
	有料ごみ処理券事務経費	15,077	14,520	13,816	17,065	14,764
	その他	107,211	92,099	115,631	118,054	90,931
	合計	2,984,997	2,890,457	2,910,061	2,814,152	2,764,817
リサイクル関連経費	資源収集運搬経費	297,246	299,218	297,026	297,983	326,980
	資源化経費	84,350	93,219	92,272	109,074	93,598
	リサイクル啓発経費	3,305	3,549	3,625	2,964	2,981
	その他	6,655	8,547	5,350	5,587	5,831
	合計	391,557	404,533	398,272	415,608	429,390
集団回収支援経費	実施団体報奨金	36,884	36,257	35,438	35,631	35,934
	その他	1,750	976	871	1,855	273
	合計	38,634	37,233	36,309	37,486	36,207
総合計		3,415,187	3,332,222	3,344,642	3,267,246	3,230,414

※端数処理の関係で合計値等が合わない場合があります。



計画前半期における成果

1 基本指標・モニター指標

● 基本指標の推移

		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	中間 目標値 (27年度)	最終 目標値 (32年度)
基本指標1	区民1人1日当たりの 家庭ごみ排出量 (g/人日)	435	418	413	405	386	385	335
基本指標2	家庭系リサイクル率 (%)	32	32	31	33	34	36	41
基本指標3	事業系ごみ量 (万 t/年)	4.0	3.8	3.9	3.9	3.7	3.6	3.2
基本指標4	事業系リサイクル率 (%)	38	37	38	37	41	41	44

● モニター指標の推移

		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
環境負荷に 関する指標	最終処分量 (t/年)	8,689	9,792	8,624	8,584	8,541	
	収集車両のエネルギー消費量 (GJ/年)	12,000	9,960	9,660	9,230	9,010	
	収集車両の温室効果ガス排出量 (t/年)	737	619	617	599	588	
コストに 関する指標	人口1人当たり 年間処理経費 (円) ※	ごみ処理経費	14,196	13,253	13,359	12,614	12,143
		リサイクル関連経費	1,848	1,798	1,822	1,776	1,680
		集団回収支援経費	202	185	180	183	175
	1 t 当たり 年間処理経費 (円) ※	ごみ処理経費	60,592	58,667	60,038	57,827	57,893
		リサイクル関連経費	46,566	48,266	48,314	42,309	40,465
		集団回収支援経費	6,408	6,161	6,076	6,349	6,019
施策の進捗に 関する指標	集団回収活動実践団体数	463	496	513	521	544	
	講座や講演会に参加した人数	1,001	1,144	1,456	1,472	1,293	
	廃棄物管理責任者講習会への参加人数	62	54	255	116	103	

※年間処理経費は歳出から歳入を引いて算出しています。

2 「目標達成のための具体的施策」進捗状況評価

	平成23年度	平成24年度
1 区民を対象とした普及啓発・協働の推進		
(1) 情報の提供		
①「ごみと資源の分け方・出し方」作成・配布	転入者配付用改訂版を3月までに作成、順次配付	転入者配付用改訂版を3月までに作成、順次配付
②区報ぶんきょう・ホームページ・チラシでの周知・啓発	水銀を含むごみの出し方や資源回収の品目増加などの情報を周知・啓発した。	水銀を含むごみの出し方や資源回収の品目増加などの情報を周知・啓発した。
③3R推進啓発誌の発行	「Bunkyoごみダイエット通信」として3回発行（各8,000部）、主に町会に配布	「Bunkyoごみダイエット通信」として4回発行（各8,000部）、主に町会に配布
④児童向けパンフレット作成・配布	小学校4年生を対象とした環境学習用冊子を配布している。	小学校4年生を対象とした環境学習用冊子を配布している。
⑤キャラクターの活用	区報やBunkyoごみダイエット通信、児童向け環境学習用冊子等で活用している。	区報やBunkyoごみダイエット通信、児童向け環境学習用冊子等で活用している。
⑥リサイクル推進協力店のPR	リーフレット作成（3,500部）、区ホームページに認定店65店舗を掲載	リーフレット作成（3,500部）、区ホームページに認定店61店舗を掲載
⑦事業者の自主回収の情報提供	二輪車、電池などの自主回収について、ホームページ・チラシ等で情報提供を行った。	二輪車、電池などの自主回収について、ホームページ・チラシ等で情報提供を行った。
⑧インターネットや電子メールの活用の検討	インターネットの活用については、全事業で随時実施。電子メールの活用は未着手	インターネットの活用については、全事業で随時実施。電子メールの活用は現時点では難しいが、引き続き検討する。

平成25年度	平成26年度	今後の方向性等	
1 区民を対象とした普及啓発・協働の推進			
(1) 情報の提供			
転入者配付用改訂版を3月までに作成、順次配付	転入者配付用改訂版を3月までに作成、順次配付。3月末には簡易版を作成し、新聞折込により全戸配布を実施	強化	転入者配布用を毎年度継続して作成するほか、全戸配布を数年ごとに実施していく。
蛍光灯の拠点回収や小型家電のイベント時回収等の情報を周知・啓発した。ホームページをリニューアルし、イベントや講座の開催情報等をわかりやすく整理した。	ごみと資源の回収量や小型家電のイベント時回収などの情報を区報・ホームページ・チラシで周知・啓発した。ホームページに、マイカップ・マイボトルや食品ロス削減の啓発ページを新たに作成した。	強化	区民アンケートでも清掃・リサイクルの情報を知る手段として区報（56.1%）、ホームページ（25.2%）、チラシや冊子（33.0%）等の回答があり、周知・啓発に一定の効果を上げている。清掃・リサイクルに関心が薄い区民にも見てもらう工夫が必要である。
「Bunkyoごみダイエット通信」として4回発行（各8,000部）、主に町会に配布	「Bunkyoごみダイエット通信」として4回発行（各8,000部）、主に町会に配布	強化	区民アンケートで「読んだことも名称を聞いたこともない」という回答が8割近くあり、配布方法を含めた存在の周知が課題である。
小学校4年生を対象とした環境学習用冊子を配布している。	小学校4年生を対象とした環境学習用冊子を配布している。	継続	児童向け冊子以外に、幼児向けパンフレットの必要性についても検討を行っていく。
区報やBunkyoごみダイエット通信、児童向け環境学習用冊子等で活用している。	区報やBunkyoごみダイエット通信、児童向け環境学習用冊子等で活用している。	継続	現行のキャラクターが浸透しているため、これを引き続き活用し、新たなキャラクターについては検討しない。
リーフレット作成（3,500部）、区ホームページに認定店58店舗を掲載。リサイクルショップについてはごみダイエット通信にも掲載	リーフレット作成（3,500部）、区ホームページに認定店52店舗を掲載。リサイクルショップについてはごみダイエット通信にも掲載	継続	認定店の拡充及びリーフレットの見やすさ・使いやすさが課題である。家具・家電のリサイクルショップについては比較的問合せが多いため、認定店を積極的に紹介している。
携帯電話、電池などの自主回収について、ホームページ・チラシ等で情報提供を行った。	携帯電話、電池などの自主回収について、ホームページ・チラシ等で情報提供を行った。	継続	引き続き、新たな事業者の自主回収の取り組みに関する情報を収集・情報提供するとともに現在公開している情報の更新も行っていく。
インターネットのほか、ツイッター等のSNSも全事業で随時活用している。電子メールの活用は現時点では難しいが、引き続き検討する。	インターネットのほか、ツイッター等のSNSも全事業で随時活用している。電子メールの活用は現時点では難しいが、引き続き検討する。	継続	区のホームページやこらびっと文京への掲載に加え、ツイッター・フェイスブック等、既存のSNSを引き続き活用していく。

	平成23年度	平成24年度
(2) イベント等の開催や環境学習の場の提供		
①文京エコ・リサイクルフェアの開催	10月22日開催、延べ4,287名参加	10月27日開催、延べ13,327名参加
②ステージ・エコ（フリーマーケット）の開催	区民ひろばにて6回開催、教育の森公園（10月）は雨天中止	区民ひろばにて6回、教育の森公園にて1回開催
③モノ・フォーラム文京の開催 ※H26～【文京ecoカレッジ】	3月15日実施、19名参加 「地球にやさしいびん再使用のススメ」講師：トベ商事代表取締役 戸部昇氏	2月15日実施、33名参加 「紙リサイクルのルールとリサイクルの流れ」講師：（公財）古紙再生促進センター調査役 広瀬和彦氏
④文京エコカレッジの開催 ※H26～【文京ecoカレッジ】リサイクル推進サポーター養成講座	5～6月に基礎講座（全4回）、7月にステップアップ講座（全3回）を開催、計39名受講	5～6月に基礎講座（全6回）を開催、12名受講
⑤団体育成支援自主講座の開催 ※H26～【文京ecoカレッジ】	11月1日実施、78名参加 「日本文化から学ぶ3Rの原点」講師：イリノイ大学名誉教授 郡司紀美子氏	12月7日実施、38名参加 「リサイクルと生物多様性の意外なつながり」講師：千葉大学園芸学部及び東海大学工学部非常勤講師 峯岸律子氏
⑥団体育成支援バス見学会の開催 ※H26～【文京ecoカレッジ】	8月23日実施、38名参加 見学先：NTT東日本-群馬ほか	8月28日実施、39名参加 見学先：エフピコ関東リサイクル工場ほか
⑦集団回収実践団体バス見学会の開催	11月21・22日実施、計86名参加 見学先：東京ペットボトルリサイクル、味の素	11月15・16日実施、計84名参加 見学先：王子マテリア江戸川工場、明治みるく館
⑧エコ先生の特別授業の実施 ※H26～【文京ecoカレッジ】	6回実施、155名（大人31名、子供124名）参加	14回実施、311名（大人195名、子供116名）参加
⑨ふれあい講座（区内小学校・幼稚園等）の実施	小学校14校（総数709名）、筑波大学附属視覚特別支援学校（5名）、文京盲学校（10名）で実施	小学校18校（総数944名）、文京盲学校（5名）で実施
⑩児童向けパンフレット作成・配布（再掲）		
⑪各種イベントでのPRの実施	雑がみの資源回収について、12月実施のステージ・エコでチラシを配布し、PRした。	団体育成支援のバス見学会において、トレイの拠点回収・店頭回収についてPRを行った。

平成25年度	平成26年度	今後の方向性等	
(2) イベント等の開催や環境学習の場の提供			
10月26日悪天候(台風27号)のため開催中止。※実行委員会による事前準備と事後検証は例年通り実施した。	10月25日開催、延べ14,938名参加	継続	環境・リサイクル団体の展示・発表に加え、フリーマーケット、物販、粗大ごみ抽選会等の実施により、幅広い層の集客につながっている。
区民ひろばにて5回、教育の森公園にて1回開催、10月26日は台風のため中止	区民ひろばにて4回、教育の森公園にて2回開催	継続	フリーマーケットによる不用品リユースのほか、ペットボトルキャップ等の回収による社会貢献活動や活動団体のブース出店など、3Rの推進につながっている。
1月30日実施、38名参加 「TOKYO油田～天ぷら油で車が走る」講師：㈱ユーズ代表取締役 染谷ゆみ氏	2月5日実施、28名参加「小型家電のリサイクルとループづくり」講師：NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長 鬼沢良子氏	継続	身近な資源のリサイクルに関する話題をテーマに講演を聴き、自分にもできる3Rの取り組みについて考える機会となっている。
5～6月にリサイクル推進サポーター養成講座(全4回)を開催、14名受講	5～6月にリサイクル推進サポーター養成講座(全5回)を開催、13名受講	継続	リサイクル・清掃事業の概要、清掃工場見学、生活に関連づけた講座など循環型社会や3Rについて幅広い視点から学ぶことができる。
2月13日実施、38名参加 「都市鉱山を掘り起こせ」講師：(一社)電気通信事業者協会 矢橋康雄氏	12月9日実施、49名参加「江戸のリサイクルに学ぶ、エコな生活術～歴史をたどり3R実践の方法をさぐる～」講師：NPO法人環境ネットワーク・文京理事長 澤谷精氏	継続	団体と協働で企画運営することで団体の育成を図るとともに、受講者が講義を聞くだけでなく、身近な3R行動について考えられるような講座編成を行っている。
8月21日実施、36名参加 見学先：共栄繊維、羽生水郷公園ほか	8月21日実施、40名参加 見学先：丸富製紙沼津工場、三菱みなとみらい技術館	継続	循環型社会や3R活動等に対する区民の意識向上につながるよう、見学先の選定を行っている。
11月19・20日実施、計59名参加 見学先：港清掃工場、キリン横浜ビアビレッジ	11月11・12日実施、計44名参加 見学先：レンゴー八潮工場、トベ商事	継続	引き続き、集団回収で取り扱う品目や回収量の増加が図られるような見学先の選定を行う。
6回実施、168名(大人137名、子供31名)参加	11回実施、257名(大人176名、子供81名)参加	継続	申請数の伸び悩みが課題である。学校やPTA、地域サークル、商店街、消費者団体等への周知を行っている。
小学校17校(総数1,013名)、幼稚園(45名)、文京盲学校(11名)で実施	区立小学校12校(総数758名)、筑波大附属小学校(9名)、文京盲学校(7名)で実施	継続	小学校等での実施に加え、筑波大付属視覚特別支援学校でも実施していく。さらに、他区の講座の視察等を行い、より分かりやすい内容を目指す。
集団回収のバス見学会やステージ・エコを通じて蛍光管回収や小型家電イベント回収のチラシを配布	環境政策課主催のクールアースフェアにてペットボトルキャップ等の回収を行った。	強化	今後も機会を捉えてPRを行っている。

	平成23年度	平成24年度
(3) 地域活動団体等との連携		
①地域活動団体、NPOなどとの協働及び育成支援	ごみダイエツト通信を町会を通じて配布、各種事業を団体との協働で実施	ごみダイエツト通信を町会を通じて配布、各種事業を団体との協働で実施
②不動産関連団体、大学との連携	関連団体を通じた普及啓発方法を検討中	3月10日の「マンション管理セミナー」（地域整備課主催）にて集団回収の依頼等を行った。
③集合住宅管理会社や管理人を通じた情報提供や普及啓発		
④関係団体間のネットワーク形成のための取り組み	ステージ・エコやエコ・リサイクルフェアで各団体の活動紹介を行っている。	ステージ・エコやエコ・リサイクルフェアで各団体の活動紹介を行っている。
⑤3R推進活動表彰制度の検討	他自治体の動向を踏まえながら、引き続き検討していく。	他区の取り組み状況を確認した。今後の動向も含め、引き続き検討していく。
2 事業者を対象とした普及啓発・協働の推進		
(1) 情報の提供		
①「ごみと資源の分け方・出し方」作成・配布（再掲）		
②区報ぶんきょう・ホームページ・チラシでの周知・啓発（再掲）		
③学校ごみダイエツトマニュアルの活用	ホームページに掲載し、閲覧希望者に案内している。	ホームページに掲載し、閲覧希望者に案内している。
④医療廃棄物適正処理パンフレットの作成・配布	隔年で継続的に実施している。23年2月作成（750冊）	隔年で継続的に実施している。25年2月作成（750冊）
⑤先進的な取り組み事例の紹介	事業者に対する表彰を実施する際に、合わせて行うよう検討している。	先進的な取り組みを行っている事業者の事例を事業用建築物の立入検査・講習会開催時に紹介している。

平成25年度	平成26年度	今後の方向性等	
(3) 地域活動団体等との連携			
ごみダイエット通信を町会を通じて配布、各種事業を団体との協働で実施	ごみダイエット通信を町会を通じて配布、各種事業を団体との協働で実施	継続	引き続き、地域活動団体、NPOと連携して事業を実施していく。
地域整備課主催の「マンション管理セミナー」等にて集団回収の周知を行った。	区内大学に対して、事業のチラシやポスターを送付し、学生への周知・啓発を図った。また、イベントや講座を大学と連携して実施した。	継続	管理人のいない集合住宅については、不動産賃貸借契約の機会を捉えた情報提供や普及啓発について検討する。
		継続	管理人のいる集合住宅については資源回収の集団回収への移行を勧奨するほか、既存媒体を使用した適正排出についての普及啓発を行っていく。
ステージ・エコやエコ・リサイクルフェアで各団体の活動紹介を行っている。	ステージ・エコやエコ・リサイクルフェアで各団体の活動紹介を行っている。	継続	リサイクル推進サポーター養成講座等、機会をとらえて各団体の活動紹介を行っている。
他区の取り組み状況を確認した。今後の動向も含め、引き続き検討していく。	他区の取り組み状況を確認した。今後の動向も含め、引き続き検討していく。	終了	区の規模では3R推進活動の表彰対象が集団回収実践団体やNPOに限られてしまい、制度化になじまない。
2 事業者を対象とした普及啓発・協働の推進			
(1) 情報の提供			
ホームページをリニューアルし、「事業系ごみ」から「事業者の皆様へ」にタイトル変更し、事業系の情報を統合した。			
ホームページに掲載し、閲覧希望者に案内している。	ホームページに掲載し、閲覧希望者に案内している。	継続	22年度に作成が完了している。HPで公開しているPDFファイルの周知を図る。
隔年で継続的に実施している。25年2月作成(750冊)	前回作成時からの変更点が無かったため、パンフレットの作成は行わず、HPのPDFファイルを参照してもらうよう周知した。	継続	パンフレットについて排出抑制、経費削減等の観点から印刷は行わず、HPにおいて公開しているPDFファイルを参照してもらうよう周知する。
先進的な取り組みを行っている事業者の事例を事業用建築物の立入検査・講習会開催時に紹介している。	先進的な取り組みを行っている事業者の事例を事業用建築物の立入検査・講習会開催時に紹介している。	継続	先進的な取り組みを行っている事業者について動画を作成し、講習会で活用するとともにHPにも掲載する。

	平成23年度	平成24年度
(2) 事業者との連携		
①イベント等での3R推進事業の検討	他自治体の動向を踏まえながら、引き続き検討していく。	他区のリユース食器の取り組み状況を確認した。今後の動向も含め、引き続き検討していく。
②リサイクル推進協力店の認定	61店舗認定、リーフレット作成(3,500部)	58店舗認定、リーフレット作成(3,500部)
③事業者に対する表彰制度の検討	平成24年度に表彰基準を設けて実施することを決定	平成25年2月に2社に対して感謝状を贈呈した。
3 家庭系の3Rの推進		
(1) 集団回収の拡充		
①地域活動団体等への働きかけ	集団回収未実施の新築集合住宅へのPRを実施した。	集団回収未実施の新築集合住宅へのPRを実施した。
②集団回収実践団体・回収業者への支援	報奨金(前期及び後期)や作業補助用具を支給	報奨金(前期及び後期)や作業補助用具を支給
③集団回収と集積所回収の統合の調査・研究	他自治体の動向を踏まえながら、引き続き検討していく。	区内全域で資源を集団回収している隣接区の状況を確認した。その結果、実施に当たっては区内に回収業者の集積があることが前提となっているとのことであつたため、他の自治体の動向を含め、引き続き検討していく。
④集団回収実践団体への感謝状贈呈	23年10月の文京エコ・リサイクルフェア内で、10団体に対して感謝状を贈呈	24年10月の文京エコ・リサイクルフェア内で、10団体に対して感謝状を贈呈
⑤集団回収実践団体バス見学会の開催(再掲)		

平成25年度	平成26年度	今後の方向性等	
(2) 事業者との連携			
スポーツ祭東京の開催にあたり会場でリユースカップの活用を働きかけたが実現には至らなかった。	2月12日開催の循環・3Rシンポジウムに参加し、リユース食器レンタル実施団体の活動報告を聴講	終了	リユース食器は洗浄・保管など衛生面の管理が課題である。
57店舗認定、リーフレット作成 (3,500部)	52店舗認定、リーフレット作成 (3,500部)	継続	リサイクルショップ等に登録の働きかけを行っていく必要がある。
平成26年3月に1社に対して感謝状を贈呈した。	平成26年度は表彰対象なし	継続	引き続き、表彰基準に該当した大規模建築物の所有者に対する表彰を行っていくほか、中規模建築物の所有者に対する表彰も行っていく。
3 家庭系の3Rの推進			
(1) 集団回収の拡充			
集団回収未実施の新築集合住宅へのPRを実施した。	集団回収未実施の新築集合住宅へのPRを実施した。	継続	引き続き、主に新築集合住宅を中心にPRを行っていく。
報奨金（前期及び後期）や作業補助用具を支給	報奨金（前期及び後期）や作業補助用具を支給	継続	引き続き、報奨金や支援金の支給を行うとともに、実践団体に対する作業補助用具の支給も行っていく。
他自治体の動向を含め、引き続き検討していく。	他自治体の動向を含め、引き続き検討していく。	継続	平成24年度に行った調査の結果、実施にあたって、当該区内の回収業者の団体が大きな役割を果たしていることが分かった。現状では文京区内にこれらを担うことができる団体が無いが、引き続き実現の可能性について検討を行う。
25年12月のステージ・エコイン区民ひろば内で、10団体に対して感謝状を贈呈	26年10月の文京エコ・リサイクルフェア内で、10団体に対して感謝状を贈呈	継続	平成23年度より基準を見直し、回収量だけでなく一世帯当たりの回収量が多い団体を表彰対象に加えた。実施により実践団体の意識高揚につながっているため、引き続き実施していく。

	平成23年度	平成24年度
(2) 資源回収の拡充		
①資源回収の実施	集積所回収・拠点回収ともに継続して行っている。	集積所回収・拠点回収ともに継続して行っている。
②拠点回収拡充の検討	23年7月より、有色トレイ・プラスチック製ボトルの拠点回収、ペットボトルキャップの店頭回収を開始。また、12月より衣類の回収拠点を2か所増設	25年度からの蛍光灯の拠点回収開始に向けた調整を行った。
③資源の持ち去り対策	委託警備会社及び清掃職員によるパトロールの他、9月には警察と連携し、千石地域で収集・運搬禁止命令書を6件交付	清掃職員によるパトロール、7月駒込警察（5件）、8月・9月・10月富坂警察（各1件、合計3件）、2月本富士警察（3件）と連携し、収集・運搬禁止命令書を11件交付
④雑がみの回収量拡大に向けた普及啓発	ホームページ・チラシ等で常時PRを行っているほか、12月実施のステージ・エコでチラシを配布	ホームページ・チラシ等で常時PRを行っているほか、25年2月25日号区報に記事を掲載
⑤「ミックスペーパー」回収の調査・研究	現状では技術的に困難とのことだが、引き続き動向を見守る。	現状で禁忌品とされている物品の再資源化は技術的に困難である。今後の技術開発に期待したい。
⑥粗大ごみの資源化	23年4月より資源化事業を開始、292 tを資源化	278 tを資源化
⑦事業者の自主回収との連携	事業者の自主回収に関わる情報をホームページで周知している。また23年4月より、インクカートリッジについて、回収場所を提供し、事業者と連携して資源化を進めている。	事業者の自主回収に関わる情報をホームページで周知している。インクカートリッジについては、引き続き回収場所を提供し、事業者と連携して資源化を進めている。
⑧新たな回収品目の検討	23年7月より、有色トレイ・プラスチック製ボトルの拠点回収、ペットボトルキャップの店頭回収を開始	25年度からの蛍光灯の拠点回収開始に向けた調整を行った。
⑨プラスチック製容器包装の集積所回収検討	リサイクル手法を自治体が選択できないため、効率的な取り組みに支障をきたしている。	リサイクル手法を自治体が選択できないため、効率的な取り組みに支障をきたしている。

平成25年度	平成26年度	今後の方向性等	
(2) 資源回収の拡充			
集積所回収・拠点回収ともに継続して行っている。	集積所回収・拠点回収ともに継続して行っている。	継続	集積所回収・拠点回収ともに継続して行っていく。
25年7月から蛍光灯の拠点回収を開始(16か所)	26年度から蛍光灯の回収拠点を1か所増設した。	継続	現計画策定後、拠点回収の品目を増やしてきたが、回収拠点のスペース的な問題から、これ以上の品目の拡大は難しい。また、拠点の増設については公共施設や民間施設ともに難しい状況にある。このため他の手段による回収を検討する。
清掃職員によるパトロール、10月駒込警察(1件)、9月富坂警察(2件)、10月大塚警察(3件)、11月本富士警察(0件)と連携し、収集・運搬禁止命令書を6件交付	清掃職員によるパトロール、1月駒込警察、1月本富士警察、2月大塚警察、3月富坂警察と連携して取締りを行ったが、持ち去り者の手口も巧妙化しているため、収集・運搬禁止命令書の交付には至らなかった。	強化	引き続き、区内各警察署と連携しパトロールを行うことに加え、古紙関連団体と交わした覚書に基づき、GPS端末の設置による古紙持ち去り撲滅に向けた取り組みを行っていく。
ホームページ・チラシ等で常時PRを行っているほか、26年2月10日号区報一面に記事を掲載	ホームページ・チラシ等で常時PRを行っているほか、雑がみ回収を含むごみと資源の分け方・出し方について、3月末に簡易版を全戸配布した。	継続	引き続き普及啓発のためのPRを行っていく。
現状で禁忌品とされている物品の再資源化は技術的に困難である。今後の技術開発に期待したい。	現状で禁忌品とされている物品の再資源化は技術的に困難である。今後の技術開発に期待したい。	継続	現状で禁忌品の有効な再資源化技術が無いが、今後も技術開発の動向を注視していく。
271tを資源化	前年度を大きく上回る、352tを資源化	継続	引き続き、粗大ごみの資源化を行っていく。
事業者の自主回収に関わる情報をホームページで周知している。インクカートリッジについては、引き続き回収場所を提供し、事業者と連携して資源化を進めている。	事業者の自主回収に関わる情報をホームページで周知している。インクカートリッジについては、引き続き回収場所を提供し、事業者と連携して資源化を進めている。	継続	引き続き、事業者が行う自主回収に関わる最新の情報をホームページで周知する。また、インクカートリッジの回収場所提供も引き続き行っていく。
25年7月から蛍光灯の拠点回収を開始した。また同時期に、ステージ・エコ内で小型家電のイベント回収を開始	宅配便を活用した小型家電の回収を行っている認定事業者との連携について検討した。	継続	廃食用油についてはイベント回収を行うこととし、引き続き実施していく。園芸土については地域活動団体との連携を模索したが、現状では事業として進んでいない状況である。その他、区民アンケートで回収したい資源に挙げられたものについて、回収方法等を検討していく。
リサイクル手法を自治体を選択できないため、効率的な取り組みに支障をきたしている。	リサイクル手法を自治体を選択できないため、効率的な取り組みに支障をきたしている。	終了	回収を実施した場合の環境負荷やコストの試算を行ったところ、費用対効果が極めて低いことがわかった(資料編P102~103参照)ため、現段階では集積所回収については検討しないこととする。容器包装リサイクル法の改正等により自治体が再商品化手法を選択できるようになった場合には、環境負荷とコストの双方向から見極め、回収について導入の是非を検討する。

	平成23年度	平成24年度
(3) 生ごみ減量活動の推進		
①生ごみ減量リーフレットの作成	NPO緑のごみ銀行との協働により1,000部作成	平成23年度に作成済み
②コンポスト容器の斡旋	15基斡旋（地上型6基、ベランダ型9基）年2回募集	19基斡旋（地上型9基、ベランダ型10基）年2回募集
③生ごみ減量講座の開催 ※H26～【文京ecoカレッジ】	家庭でできる生ごみ堆肥作り講座 2コース（各2回）開催、延べ71名参加（講師：NPO緑のごみ銀行理事長 松本美智子氏ほか）	家庭でできる生ごみ堆肥作り講座 2コース（各2回）開催、延べ57名参加（講師：NPO緑のごみ銀行理事長 松本美智子氏ほか） このほか、生ごみカラット・しぼりっ子を無料で提供し、生ごみ減量モニタリング事業を実施（モニター数51人）
④エコ・クッキングの推進 ※H26～【文京ecoカレッジ】	7月28日親子対象24名（大人12名、子供12名）参加 12月7日一般対象23名参加 （講師：東京ガス エコ・クッキングインストラクター）	8月1日親子対象24名（大人12名、子供12名）参加 12月6日一般対象22名参加 （講師：東京ガス エコ・クッキングインストラクター）
⑤生ごみ交流会の開催	平成24年3月9日実施、30名参加	平成25年3月8日実施、39名参加
⑥生ごみリサイクルシステムの検討	生ごみ交流会やリーフレットで随時紹介していく。	生ごみ交流会やリーフレットで随時紹介していく。
(4) 再使用の推進		
①ステージ・エコ（フリーマーケット）の開催（再掲）	おもちゃの病院によるおもちゃ修理を4回開催、回収した陶磁器製食器類・粗大ごみの抽選会を開催	おもちゃの病院によるおもちゃ修理を4回開催、回収した陶磁器製食器類・粗大ごみの抽選会を開催
②地域でのフリーマーケット開催情報提供、器材の貸出	区ホームページにて3件掲載、器材の貸出実績なし	区ホームページにて16件掲載、器材の貸出実績なし
③生活用品の再活用の検討	ステージ・エコで陶磁器製食器類の回収・抽選会を実施	ステージ・エコで陶磁器製食器類の回収・抽選会を実施
④生活用品の修理ショップ等の情報提供	電話による問い合わせに随時対応し、修理ショップ等を紹介している。	電話による問い合わせに随時対応し、修理ショップ等を紹介している。

平成25年度	平成26年度	今後の方向性等	
(3) 生ごみ減量活動の推進			
平成23年度に作成済み	平成23年度に作成済み	継続	23年度に作成が完了している。HPで公開しているPDFファイルの周知を図る。
14基幹旋（地上型7基、ペランダ型7基）通年募集	12基幹旋（地上型6基、ペランダ型6基）通年募集	継続	コンポスト化容器を発酵促進剤と併せて幹旋することで、生ごみ減量の普及促進につながっている。
家庭でできる生ごみ堆肥作り講座 2コース（各2回）開催、延べ62名参加（講師：NPO緑のごみ銀行理事長 松本美智子氏ほか）	家庭でできる生ごみ堆肥作り講座 2コース（各2回）開催、延べ59名参加（講師：NPO緑のごみ銀行理事長 松本美智子氏ほか）	継続	生ごみの堆肥化を通じて、生ごみ減量の重要性やリサイクルへの理解につながっている。参加者が継続して取り組めるよう、今後は初心者向け・ベテラン向けなどコースを分けて開催する。
8月1日親子対象18名（大人9名、子供9名）参加 12月5日一般対象24名参加 2月8日カップル対象20名参加（講師：東京ガス エコ・クッキングインストラクター）	7月31日、8月1日親子対象38名（大人19名、子供19名）参加 12月4日一般対象24名参加（講師：東京ガス エコ・クッキングインストラクター）	継続	25年度から東京ガスの施設を利用して、エコ・クッキング教室を実施。出た生ごみの量に加え、電気やガス・水などのエネルギー使用量も把握でき、エコ・クッキングの大切さを実感できるものとなっている。今後は、親子講座を低学年・高学年向けに分けて開催し、理解度や内容の充実を図る。
平成26年2月28日実施、28名参加	平成27年3月6日実施、28名参加	継続	コンポスト化容器の利用者や生ごみ減量講座を受講した方の情報交換の場として、家庭での生ごみ減量の動機づけになっている。
生ごみ交流会やリーフレットで随時紹介していく。	生ごみ交流会やリーフレットで随時紹介していく。	終了	区内に農業用地がないため、コンポスト化容器等から発生する一次処理物の利用は現実的でない。
(4) 再使用の推進			
おもちゃの病院によるおもちゃ修理を5回開催、回収した陶磁器製食器類・粗大ごみの抽選会を開催	おもちゃの病院によるおもちゃ修理を6回開催、回収した陶磁器製食器類・粗大ごみの抽選会を開催	継続	イベントの積極的な周知を行い、さらに再使用の推進を行っている。
区ホームページにて17件掲載、器材の貸出実績のぼり1件	区ホームページにて12件掲載、器材の貸出実績なし	継続	ホームページ掲載に加え、ツイッターによる情報提供を行っている。
ステージ・エコで陶磁器製食器類の回収・抽選会を実施	ステージ・エコで陶磁器製食器類の回収・抽選会を実施	継続	引き続き、不用な生活用品の再活用を図る。
電話による問い合わせに随時対応し、修理ショップ等を紹介している。	電話による問い合わせに随時対応し、修理ショップ等を紹介している。	継続	Bunkyoごみダイエット通信やホームページを利用した情報提供も行っていく。

	平成23年度	平成24年度
4 事業系の3Rの推進		
(1) 大規模事業所の3R推進		
①事業用大規模建築物の所有者への指導	再利用計画書を基に100件の立入調査を実施済み	再利用計画書を基に87件の立入調査を実施済み
②事業用大規模建築物の対象範囲拡大の検討	平成24年度に1,000～3,000㎡未満の建築物を対象とする(410件拡大予定)。	平成24年度1,000～3,000㎡未満の建築物に対象拡大(370件)済み
③食品リサイクル法に基づく生ごみリサイクルの働きかけ	立入調査時に働きかけた。	立入調査時に働きかけた。
④廃棄物管理責任者講習会の実施	前期7/8開催32名参加、後期2/10開催22名参加	大規模：前期7/6開催27名参加、後期2/1開催25名参加 中規模：5/25開催71名参加、5/28開催73名参加、11/2開催59名参加
⑤再生品利用の働きかけ	廃棄物管理責任者講習会、立入調査時に働きかけた。	廃棄物管理責任者講習会、立入調査時に働きかけた。
(2) 小規模事業所の3R推進		
①Rサークルオフィス文京の普及	ホームページやチラシ等で周知を行っている。回収袋を作成・支給し、支援を行っている。	ホームページやチラシ等で周知を行っている。回収袋を作成・支給し、支援を行っている。
②産業別リサイクルの支援	毎年回収袋を作成・支給し、印刷製本組合に対し支援を行っている。2月に作成	毎年回収袋を作成・支給し、印刷製本組合に対し支援を行っている。1月に作成
③生ごみ減量の推進	リサイクル推進協力店の認定要件に「生ごみ減量化」を加え、取り組みを紹介している。	リサイクル推進協力店の認定要件に「生ごみ減量化」を加え、取り組みを紹介している。

平成25年度	平成26年度	今後の方向性等	
4 事業系の3Rの推進			
(1) 大規模事業所の3R推進			
再利用計画書を基に94件の立入検査を実施済み	再利用計画書を基に96件の立入検査を実施済み	継続	引き続き、事業用大規模建築物の所有者に対する指導を行っていく。
平成24年度1,000～3,000㎡未満対象建築物370件拡大済み。 廃棄物管理責任者講習会テキスト及びごみ減量・リサイクルハンドブック（事業者向け）を作成し、建築物所有者等に周知を図っている。	平成24年度1,000～3,000㎡未満対象建築物370件拡大済み。平成26年度現在、対象物件353件	継続	平成24年度より対象を拡大し再利用計画書の提出、廃棄物管理責任者の選任及び講習、立ち入り調査を実施している。このことを通じて所有者の理解が深まってきたため、再利用計画書の内容を大規模建築物と同様とし、よりきめ細かい指導を行っていく。
立入調査時に働きかけた。	立入調査時に働きかけた。	継続	引き続き、事業用建築物指導の際に働きかけを行っていく。ただし、コスト等の面から実施していない事業所が多くみられる。
大規模：前期6/21開催25名参加、後期12/11開催33名参加 中規模：5/16開催33名参加、11/1開催25名参加	大規模：前期7/4開催33名参加、後期12/5開催21名参加 中規模：前期5/23開催11名参加、後期11/21開催38名参加	継続	引き続き、事業用建築物所有者に選任された廃棄物管理責任者に対する講習会を行っていく。なお、受講率の向上を目的とした改善をしていく。
廃棄物管理責任者講習会、立入調査時に働きかけた。	廃棄物管理責任者講習会、立入調査時に働きかけた。	継続	引き続き、立入調査や講習会時に働きかけていく。
(2) 小規模事業所の3R推進			
ホームページやチラシ等で周知を行っている。回収袋を作成・支給し、支援を行っている。	ホームページやチラシ等で周知を行っている。回収袋を作成・支給し、支援を行っている。	継続	引き続き、Rサークルオフィスの普及について支援を行っていく。また、実施事業者に対し積極的な周知を行うなど排出事業者の参加を促す取り組みを行うよう要望していく。
毎年回収袋を作成・支給し、印刷製本組合に対し支援を行っている。3月に作成	毎年回収袋を作成・支給し、印刷製本組合に対し支援を行っている。3月に作成	継続	引き続き、回収袋の支援を行っていく。
リサイクル推進協力店の認定要件に「生ごみ減量化」を加え、取り組みを紹介している。	リサイクル推進協力店の認定要件に「生ごみ減量化」を加え、取り組みを紹介している。	継続	ホームページ等を利用して、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物の再生利用等の実施について普及啓発を行う。

	平成23年度	平成24年度
(3) 区の率先した取り組みの推進		
①職員のマイ箸・マイカップ・エコバッグ持参行動の推進	職員の意識が徐々に高くなっているが、より一層のごみの発生抑制に取り組む。	職員の意識が徐々に高くなっているが、より一層のごみの発生抑制に取り組む。
②分別ボックス利用や両面・裏面印刷などの徹底	庁内LANを活用し、徹底を図っている。	庁内LANを活用し、徹底を図っている。
③課内不用品の有効活用	文京区未利用品等管理取扱要綱に基づき管理している。	文京区未利用品等管理取扱要綱に基づき管理している。
④除籍図書の活用	文京区立図書館 図書館資料 リサイクル実施要綱に基づき有効活用している。	文京区立図書館 図書館資料 リサイクル実施要綱に基づき有効活用している。
⑤区施設における再生品の積極的な利用	文京区グリーン購入指針に基づき購入している。	文京区グリーン購入指針に基づき購入している。
⑥公共工事における再生品の積極的な利用	東京都建築リサイクルガイドラインに基づき、再生品の利用に努めている。	東京都建築リサイクルガイドラインに基づき、再生品の利用に努めている。
⑦区施設内の生ごみリサイクルの実施	シビックセンター内で発生した生ごみ45,298kgのうち、23,498kg (51.9%) をリサイクル	シビックセンター内で発生した生ごみ43,690kgのうち、21,450kg (49.1%) をリサイクル

平成25年度	平成26年度	今後の方向性等	
(3) 区の率先した取り組みの推進			
職員の意識が徐々に高くなっているが、より一層のごみの発生抑制に取り組む。	職員の意識が徐々に高くなっているが、より一層のごみの発生抑制に取り組む。	継続	庁内LANを利用した啓発が不十分だったため、積極的に啓発を行う。
庁内LANを活用し、徹底を図っている。	庁内LANを活用し、徹底を図っている。	継続	職員に対する周知を行う。また、特に予算編成時など紙類の消費が多い時期を捉えて、職員の意識啓発を図る。
文京区未利用品等管理取扱要綱に基づき管理している。	文京区未利用品等管理取扱要綱に基づき管理している。	継続	引き続き、庁内LANを活用し不用品の有効活用を図っていく。
文京区立図書館 図書館資料 リサイクル実施要綱に基づき有効活用している。	文京区立図書館 図書館資料 リサイクル実施要綱に基づき有効活用している。	継続	引き続き、除籍図書の利用を行っていく。
文京区グリーン購入指針に基づき購入している。	文京区グリーン購入指針に基づき購入している。	継続	引き続き、文京区グリーン購入指針に従い、再生品の積極的な利用に取り組む。
東京都建築リサイクルガイドラインに基づき、再生品の利用に努めている。	東京都建築リサイクルガイドラインに基づき、再生品の利用に努めている。	継続	引き続き、公共工事における再生品の積極的な利用に努める。
シビックセンター内で発生した生ごみ38,700kgのうち、18,100kg (46.8%) をリサイクル	シビックセンター内で発生した生ごみ24,065kgのうち、17,625kg (73.2%) をリサイクル	継続	引き続き区施設内の生ごみリサイクルを実施する。

	平成23年度	平成24年度
5 適正処理の推進		
(1) 適正な収集体制の維持		
①効率的な収集体制の構築	ごみ量の変化等に対応した、効率的で柔軟な収集体制の維持に努めている。	ごみ量の変化等に対応した、効率的で柔軟な収集体制の維持に努めている。
②高齢者等を対象とした訪問収集（おせっかい収集隊）	478世帯で実施、新規受付件数は91件	403世帯で実施、新規受付件数は74件
③防鳥ネットの貸出	貸出し枚数457枚	貸出し枚数369枚
④動物死体の処理	受付件数419件（うち有料200件、無料219件）	受付件数313件（うち有料160件、無料153件）
⑤環境負荷の少ない収集車両の導入	ハイブリッド車導入 21年度3台、22年度3台、23年度2台	ハイブリッド車導入 24年度3台
⑥不燃ごみ中継事業の千代田区への委託	千代田区に委託済み	千代田区に委託済み
⑦あわせ産廃の収集	小規模事業者から排出される産業廃棄物を一般廃棄物と同様の方法で収集している。	小規模事業者から排出される産業廃棄物を一般廃棄物と同様の方法で収集している。
⑧不法投棄対策	警告ビラを貼り、集積所の調査パトロールを実施している。	警告ビラを貼り、集積所の調査パトロールを実施している。
(2) 区で収集しない廃棄物への対応		
①家電リサイクル法対象品目への対応	ホームページやパンフレット等により回収方法の周知を行っている。	ホームページやパンフレット等により回収方法の周知を行っている。
②家庭用パソコンへの対応	ホームページやパンフレット等により回収方法の周知を行っている。	ホームページやパンフレット等により回収方法の周知を行っている。
③事業者の自主回収との連携（再掲）		
④適正処理困難物への対応	電話による問合せに随時対応し、処理業者を紹介している。	電話による問合せに随時対応し、処理業者を紹介している。

平成25年度	平成26年度	今後の方向性等	
5 適正処理の推進			
(1) 適正な収集体制の維持			
ごみ量の変化等に対応した、効率的で柔軟な収集体制の維持に努めている。	ごみ量の変化等に対応した、効率的で柔軟な収集体制の維持に努めている。	継続	引き続き、ごみ量に応じた効率的な収集体制を確保する。
471世帯で実施、新規受付件数は97件	394世帯で実施、新規受付件数は74件	継続	一定の利用があること、また、必要性も高いことから、引き続き実施していく。
貸出し枚数430枚	貸出し枚数417枚	継続	利用の多い事業のため、引き続き実施していく。
受付件数300件（うち有料152件、無料148件）	受付件数317件（うち有料165件、無料152件）	継続	一定の需要があることから、引き続き実施していく。
ハイブリッド車導入 25年度3台	ハイブリッド車導入 26年度3台	継続	今後とも清掃車の更新時に低公害車の導入を進める。
千代田区に委託済み	千代田区に委託済み	継続	中継所は現状の不燃ごみ収集において重要なものである。また、環境負荷低減の観点からも必要性が高いため、引き続き委託する。
小規模事業者から排出される産業廃棄物を一般廃棄物と同様の方法で収集している。	小規模事業者から排出される産業廃棄物を一般廃棄物と同様の方法で収集している。	継続	区収集を行う小規模事業者から排出されるあわせ産廃について引き続き処理を行う。
警告ビラを貼り、集積所の調査パトロールを実施している。	警告ビラを貼り、集積所の調査パトロールを実施している。	継続	引き続き、集積所における警告ビラやパトロールの実施により防止に努める。
(2) 区で収集しない廃棄物への対応			
ホームページやパンフレット等により回収方法の周知を行っている。	ホームページやパンフレット等により回収方法の周知を行っている。	継続	引き続き、製造者が行う回収に関する周知を行っていく。
ホームページやパンフレット等により回収方法の周知を行っている。	ホームページやパンフレット等により回収方法の周知を行っている。	継続	引き続き、製造者が行う回収に関する周知を行っていく。また、小型家電としての取扱いについても検討する。
電話による問合せに随時対応し、処理業者を紹介している。	電話による問合せに随時対応し、処理業者を紹介している。	継続	引き続き、専門の処理業者の紹介を行う。

	平成23年度	平成24年度
(3) 適正排出の推進		
①有料ごみ処理券の適正貼付指導	集積所へごみ・資源を排出している事業者には有料ごみ処理券の適正貼付を指導している。	集積所へごみ・資源を排出している事業者には有料ごみ処理券の適正貼付を指導している。
②事業用大規模建築物の所有者への指導（再掲）		
③在宅医療廃棄物への対応	家庭から排出される医療系の廃棄物が適正に排出されるよう、東京都や医師会などと連携し、指導を行っている。	家庭から排出される医療系の廃棄物が適正に排出されるよう、東京都や医師会などと連携し、指導を行っている。
④医療廃棄物適正処理パンフレットの作成・配布（再掲）		
⑤ふれあい指導の実施	不適切な排出者に対し、ふれあい指導班による指導を随時行っている。	不適切な排出者に対し、ふれあい指導班による指導を随時行っている。
⑥有害ごみ・危険物対策	スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライターで中身が残っているものは分別回収し、専門業者へ処理委託しているほか、これらが適切に排出されるよう、普及啓発している。	スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライターで中身が残っているものは分別回収し、専門業者へ処理委託しているほか、これらが適切に排出されるよう、普及啓発している。
⑦集合住宅への指導体制の強化	一定規模以上の集合住宅や大規模建築物に対しては保管場所の設置を義務づけ、管理会社を台帳化し、排出指導の強化に努めている。	一定規模以上の集合住宅や大規模建築物に対しては保管場所の設置を義務づけ、管理会社を台帳化し、排出指導の強化に努めている。

平成25年度	平成26年度	今後の方向性等	
(3) 適正排出の推進			
集積所へごみ・資源を排出している事業者の有料ごみ処理券の適正貼付を指導している。	集積所へごみ・資源を排出している事業者の有料ごみ処理券の適正貼付を指導している。	継続	引き続き、ふれあい指導を通して指導を行っていく。
家庭から排出される医療系の廃棄物が適正に排出されるよう、東京都や医師会などと連携し、指導を行っている。	家庭から排出される医療系の廃棄物が適正に排出されるよう、東京都や医師会などと連携し、指導を行っている。	継続	引き続き、東京都や医師会、薬剤師会と連携し、排出者に対する指導を行っていく。
不適切な排出者に対し、ふれあい指導班による指導を随時行っている。	不適切な排出者に対し、ふれあい指導班による指導を随時行っている。	継続	ふれあい指導への需要が高まっているため、引き続き適切な指導、相談業務を行っていく。
スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライターで中身が残っているものは分別回収し、専門業者へ処理委託しているほか、これらが適切に排出されるよう、普及啓発している。	スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライターで中身が残っているものは分別回収し、専門業者へ処理委託しているほか、これらが適切に排出されるよう、普及啓発している。	継続	引き続き、業界団体などと連携し、適正排出のための普及啓発を行っていく。
一定規模以上の集合住宅や大規模建築物に対しては保管場所の設置を義務づけ、管理会社を台帳化し、排出指導の強化に努めている。	一定規模以上の集合住宅や大規模建築物に対しては保管場所の設置を義務づけ、管理会社を台帳化し、排出指導の強化に努めている。	継続	建築指導要綱により一定以上の建築物については保管場所の設置を義務付けている。引き続き、保管場所の設置に関する相談を受けるとともに、収集開始以降、不適正排出のある建築物についてはふれあい指導を通して指導していく。

	平成23年度	平成24年度
(4) 事業系ごみの自己処理の促進		
①集積所への事業系ごみ排出基準の見直しの検討	他区の基準を調査中である。また、排出指導の一環として、今後も自己処理原則を働きかける。	他区の基準を調査中である。また、排出指導の一環として、今後も自己処理原則を働きかける。
②事業系ごみ収集の事前登録及び集積所収集廃止の調査・研究		
③一般廃棄物処理業者の斡旋	電話で随時対応し、許可業者で構成する協会を紹介している。	電話で随時対応し、許可業者で構成する協会を紹介している。
④一般廃棄物処理業者への許可・指導事務	立入検査95件、更新160件、新規3件、変更許可1件、変更承認83件、変更届470件、廃業届5件、許可証再交付1件	立入検査70件、更新121件、新規1件、変更許可0件、変更承認85件、変更届483件、廃業届2件
(5) 中間処理・最終処分		
①東京二十三区清掃一部事務組合による中間処理	可燃ごみを清掃工場へ、不燃ごみを不燃ごみ処理センターへ、粗大ごみを粗大ごみ破碎処理施設へ搬入している。	可燃ごみを清掃工場へ、不燃ごみを不燃ごみ処理センターへ、粗大ごみを粗大ごみ破碎処理施設へ搬入している。
②中間処理による減容化・資源化	焼却や破碎等の減容化、鉄やアルミを回収し資源化している。	焼却や破碎等の減容化、鉄やアルミを回収し資源化している。
③最終処分の都への委託	東京都へ委託済み	東京都へ委託済み
④最終処分場の延命化	ごみの減量や焼却灰のスラグ化等により、最終処分場の延命化に努めている。	ごみの減量や焼却灰のスラグ化等により、最終処分場の延命化に努めている。
(6) 災害時の対応		
①地域防災計画（ごみ・し尿・がれき等処理計画）に基づいた対応	東日本大震災を検証し、計画を修正した上で対応	災害時のし尿収集に係る協定を締結し、地域防災計画に反映した。
②災害時等を想定した配車訓練の実施	平成23年6月に23区及び清掃協議会、関係団体が連携のうえ実施	平成24年6月に23区及び清掃協議会、関係団体が連携のうえ実施

平成25年度	平成26年度	今後の方向性等	
(4) 事業系ごみの自己処理の促進			
排出基準の見直しに向けた手順を検討している。また、排出指導の一環として、今後も自己処理原則を働きかける。	排出基準の見直しに向けた手順を検討している。また、排出指導の一環として、今後も自己処理原則を働きかける。	継続	事業所への指導を通して業者収集への変更を促すとともに、排出基準の見直しに向けた手順を検討していく。
		継続	他自治体の取り組み事例等を調査・研究する。
電話で随時対応し、許可業者で構成する協会を紹介している。	電話で随時対応し、許可業者で構成する協会を紹介している。	継続	排出事業者から質の良い業者を紹介してほしいとの要望が多いことから個別の業者を紹介できるか、検討する。
立入検査33件、更新160件、新規10件、変更許可2件、変更承認117件、変更届484件、廃業届1件、許可証再交付1件	立入検査27件、更新123件、新規2件、変更許可4件、変更承認121件、変更届561件、廃業届0件、許可証再交付1件	継続	適正な収集運搬・処分が行われるよう、引き続き指導を行う。
(5) 中間処理・最終処分			
可燃ごみを清掃工場へ、不燃ごみを不燃ごみ処理センターへ、粗大ごみを粗大ごみ破碎処理施設へ搬入している。	可燃ごみを清掃工場へ、不燃ごみを不燃ごみ処理センターへ、粗大ごみを粗大ごみ破碎処理施設へ搬入している。	継続	引き続き、共同処理体制を維持する。
焼却や破碎等の減容化、鉄やアルミを回収し資源化している。	焼却や破碎等の減容化、鉄やアルミを回収し資源化している。	継続	清掃一組では消費電力等の問題から焼却灰の溶融処理を縮小することとしているが、焼却灰のセメント原料化等を実施し、資源化に取り組んでいる。
東京都へ委託済み	東京都へ委託済み	継続	引き続き東京都に委託する。
ごみの減量や焼却灰のスラグ化等により、最終処分場の延命化に努めている。	ごみの減量や焼却灰のスラグ化等により、最終処分場の延命化に努めている。	継続	ごみの減量化を通じて最終処分場の延命化を図る。
(6) 災害時の対応			
地域防災計画の修正に伴い、職員行動マニュアルの改訂作業を行った。	23区リサイクル清掃主管課長会において検討が行われたガイドラインと地域防災計画の整合性などを検討した。	継続	引き続き、地域防災計画に基づき対応するが、より詳細なマニュアルを作成し、災害時に遅滞なく対応できるよう備える。
平成25年6月に23区及び清掃協議会、関係団体が連携のうえ実施	平成26年6月に23区及び清掃協議会、関係団体が連携のうえ実施。	継続	引き続き、清掃協議会が実施する配車訓練に参加する。

	平成23年度	平成24年度
6 運営管理体制の充実		
(1) 双方向の情報交換と区民参画		
①リサイクル清掃審議会の運営	4期3回開催（8月1日、10月19日、2月21日）	4期2回開催（10月22日、3月25日）
②地域活動団体、NPOなどとの協働及び育成支援（再掲）		
③関係団体間のネットワーク形成のための取り組み（再掲）		
④リサイクル推進サポーター活動の充実	34人がサポーター登録、12事業に従事	31人がサポーター登録、14事業に従事
⑤意見交換会の開催	各種講座・講演において意見交換の場を設定している。	各種講座・講演において意見交換の場を設定している。
(2) 国等への要望		
①製造・販売事業者への拡大生産者責任の拡充要請	全国都市清掃会議を通じて国に要望している。	全国都市清掃会議を通じて国に要望している。
②エアゾール缶等の安全な収集・処理に関する要請	全国都市清掃会議を通じて国に要望している。	全国都市清掃会議を通じて国に要望している。
③容器包装リサイクル法改正の働きかけ	全国市長会等を通じて国に要望している。	全国市長会等を通じて国に要望している。
(3) 行政内部での連携		
①他部署との連携	各事業で関連部署との連携・協力を図っている。	各事業で関連部署との連携・協力を図っている。
(4) 処理費用負担の検討		
①家庭ごみ有料化の検討	ごみ減量や3R推進のための施策や働きかけを十分に実施した上でもなお、数値目標が達成できない場合に検討する。	ごみ減量や3R推進のための施策や働きかけを十分に実施した上でもなお、数値目標が達成できない場合に検討する。
②事業系ごみ処理手数料の改定	23区統一で改定に向けた検討を行っている。	平成25年10月1日からごみ処理手数料を改定することを23区で決定
(5) 情報の公開		
①ごみ・資源量、処理コストの情報公開	事業概要やホームページ等で掲載している。	事業概要やホームページ等で掲載している。

平成25年度	平成26年度	今後の方向性等	
6 運営管理体制の充実			
(1) 双方向の情報交換と区民参画			
5期1回開催（3月27日）	5期5回開催（6月9日、9月29日、11月10日、12月15日、2月6日）	継続	引き続き、リサイクル清掃審議会を運営していく。
36人がサポーター登録、10事業に従事	39人がサポーター登録、10事業に従事	強化	区の事業への従事だけでなく、サポーター同士が連携して行う3R推進活動についても支援する。
各種講座・講演において意見交換の場を設定している。	各種講座・講演において意見交換の場を設定している。	継続	引き続き、各種講座・講演において意見交換の場を設定する。
(2) 国等への要望			
全国都市清掃会議を通じて国に要望している。	全国都市清掃会議を通じて国に要望している。	継続	引き続き、全国都市清掃会議を通じて要望する。
全国都市清掃会議を通じて国に要望している。	全国都市清掃会議を通じて国に要望している。	継続	引き続き、全国都市清掃会議を通じて要望を出すほか、課長会の検討会を通じて業界団体に要望する。
全国市長会等を通じて国に要望している。	全国市長会等を通じて国に要望している。	継続	国の改正作業を注視しつつ、様々なチャンネルを利用し要望していく。
(3) 行政内部での連携			
各事業で関連部署との連携・協力を図っている。	各事業で関連部署との連携・協力を図っている。	継続	引き続き、各事業で関連部署との連携・協力を図っていく。
(4) 処理費用負担の検討			
ごみ減量や3R推進のための施策や働きかけを十分に実施した上でもなお、数値目標が達成できない場合に検討する。	ごみ減量や3R推進のための施策や働きかけを十分に実施した上でもなお、数値目標が達成できない場合に検討する。	継続	引き続き、ごみ減量や3R推進のための施策や働きかけを継続し、数値目標が達成できない状況があった場合は有料化導入の是非について検討する。
平成25年10月1日から改定済み	平成25年10月1日から改定済み	継続	23区統一で改定を行うこととなっている。
(5) 情報の公開			
事業概要やホームページ等で掲載している。	事業概要やホームページ等で掲載している。	継続	引き続き、事業概要やホームページ、Bunkyoごみダイエツト通信等で情報公開を行う。

1 人口推計

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」では、平成22年、平成27年、平成32年の将来人口を推計しています。このデータを補間して文京区の毎年の人口を推計しました。具体的には、平成22年から平成27年度の間は3,625人増加しているため、毎年725人ずつ増加すると仮定しました。この値から平成26年度を基準とした各年度の係数を算定し、平成26年10月1日の住民基本台帳人口に乗じて、各年度の人口を推計しました。

● 文京区の人口推計

年	日本の地域別将来推計人口(人)			推計人口(人)
	推計値	補間値	平成26年を1とした係数	
平成22年	206,626	206,626		
平成23年		207,351		
平成24年		208,076		
平成25年		208,801		
平成26年		209,526	1.0000	206,842
平成27年	210,251	210,251	1.0035	207,566
平成28年		210,320	1.0038	207,628
平成29年		210,388	1.0041	207,690
平成30年		210,457	1.0044	207,752
平成31年		210,525	1.0048	207,835
平成32年	210,594	210,594	1.0051	207,897

2 ごみ量推計

(1) 家庭系

1人1日当たりの家庭系ごみ量が、平成23年度から平成26年度までと同様の傾向（最小二乗法により直線式に当てはめ： $Y = aX + b$ ）で減少すると仮定し、各年度の1人1日あたりのごみ量を推計しました。この量に人口を乗じて、各年度のごみ量を推計しました。

● 家庭系ごみ量推計

	1人1日当たり (g/人日)	人口推計 (人)	日数	ごみ量 (t/年)
平成23年度	418	—	—	—
平成24年度	413	—	—	—
平成25年度	405	—	—	—
平成26年度	386	206,842	365	29,141
平成27年度	380	207,566	366	28,830
平成28年度	369	207,628	365	27,972
平成29年度	359	207,690	365	27,192
平成30年度	348	207,752	365	26,411
平成31年度	338	207,835	366	25,703
平成32年度	328	207,897	365	24,851

(2) 事業系

区収集ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ）が、平成23年度から26年度までと同様の傾向（最小二乗法により直線式に当てはめ： $Y = aX + b$ ）で減少すると仮定し、各年度の収集ごみ量を推計しました。この量に、事業系は家庭系との比率が一定と仮定し、平成26年度の排出実態調査で把握した比率を乗じて事業系収集ごみ量を推計しました。持込ごみは現状の量で推移すると仮定して推計しました。

● 事業系ごみ量推計

単位 (t/年)

年度	収集ごみ量		事業系ごみ量		
	可燃	不燃	収集	持込	合計
平成23年度	41,983	2,000	14,624	23,284	37,908
平成24年度	41,644	1,871	14,470	24,074	38,544
平成25年度	41,274	1,816	14,329	24,175	38,504
平成26年度	40,409	1,692	14,243	23,189	37,432
平成27年度	40,055	1,600	14,108	23,189	37,297
平成28年度	39,545	1,502	13,903	23,189	37,092
平成29年度	39,036	1,404	13,698	23,189	36,887
平成30年度	38,527	1,306	13,493	23,189	36,682
平成31年度	38,018	1,208	13,288	23,189	36,477
平成32年度	37,509	1,111	13,083	23,189	36,272

(3) ごみ量

家庭系と事業系を足し合わせて全体のごみ量を推計しました。

● ごみ量推計

単位 (t/年)

	家庭系ごみ	事業系ごみ	合計
平成26年度	29,141	37,432	66,573
平成27年度	28,830	37,297	66,127
平成28年度	27,972	37,092	65,064
平成29年度	27,192	36,887	64,079
平成30年度	26,411	36,682	63,093
平成31年度	25,703	36,477	62,180
平成32年度	24,851	36,272	61,123

3 資源量推計

(1) 家庭系

区が収集もしくは関与する家庭系リサイクル量（集積所回収、集団回収、区拠点回収、粗大ごみ資源化分）が、平成23年度から平成26年度までと同様の傾向で推移すると仮定し、各年度の資源量を推計しました。この量に、平成26年度の排出実態調査で把握した、区が関与しない資源量の割合（2.5%分）を加えて、家庭系の資源量を推計しました。

(2) 事業系

事業用大規模建築物における再利用量に対する事業系資源量の比率が一定のまま、平成23年度から平成26年度までと同様の傾向で推移すると仮定し、各年度の資源量を推計しました。この量に、平成26年度の排出実態調査で把握した、再利用計画書以外の資源量の割合（28.9%分）を加えて、事業系の資源量を推計しました。

● 資源量推計

単位 (t/年)

年度	区が収集もしくは関与する家庭系リサイクル量	事業用大規模建築物における再利用量	資源量		
			家庭系	事業系	合計
			R1×102.5%	R2×128.9%	
平成23年度	13,762	20,181	—	—	—
平成24年度	13,536	21,623	—	—	—
平成25年度	14,435	20,166	—	—	—
平成26年度	14,587	20,543	14,958	26,479	41,437
平成27年度	14,924	20,536	15,297	26,470	41,767
平成28年度	15,261	20,498	15,642	26,422	42,065
平成29年度	15,598	20,461	15,988	26,375	42,363
平成30年度	15,936	20,424	16,334	26,327	42,661
平成31年度	16,273	20,387	16,680	26,279	42,959
平成32年度	16,611	20,350	17,026	26,231	43,257

※端数処理の関係で合計値等が合わない場合があります。

※26年度のデータは基礎調査の結果から推計したものです。

4 目標値の算出

(1) 目標ごみ量及び資源量

平成 26 年度のごみ量・資源量確定値と平成 32 年度のごみ量・資源量目標値を直線補間して、平成 27 年度から 31 年度までの目標ごみ量・資源量を推計しました。

● 目標ごみ量

単位(t/年)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
目標ごみ量	家庭系	29,141	28,489	27,837	27,185	26,532	25,880	25,228
	事業系	37,432	36,587	35,743	34,898	34,053	33,209	32,364
	合計(A)	66,573	65,076	63,579	62,083	60,586	59,089	57,592

※端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

● 目標資源量

単位(t/年)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
目標資源量	家庭系(B)	14,958	15,427	15,897	16,366	16,835	17,305	17,774
	事業系	26,479	26,278	26,077	25,876	25,675	25,474	25,273
	合計	41,437	41,705	41,974	42,242	42,510	42,779	43,047

(2) 総排出量及び家庭ごみ排出量原単位の目標値

目標ごみ量および目標資源量から、総排出量の目標値及び原単位を算出しました。

また、平成 26 年度から平成 32 年度までの家庭系の目標ごみ量から、目標となる家庭ごみ排出量の原単位を算出しました。

● 総排出量の目標値及び原単位

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
総排出量の目標値(t/年) ($C=A+B \div 1.025$)	81,160	80,127	79,088	78,049	77,010	75,971	74,932
総排出量の原単位(g/人日)	1,075	1,055	1,044	1,030	1,016	999	987

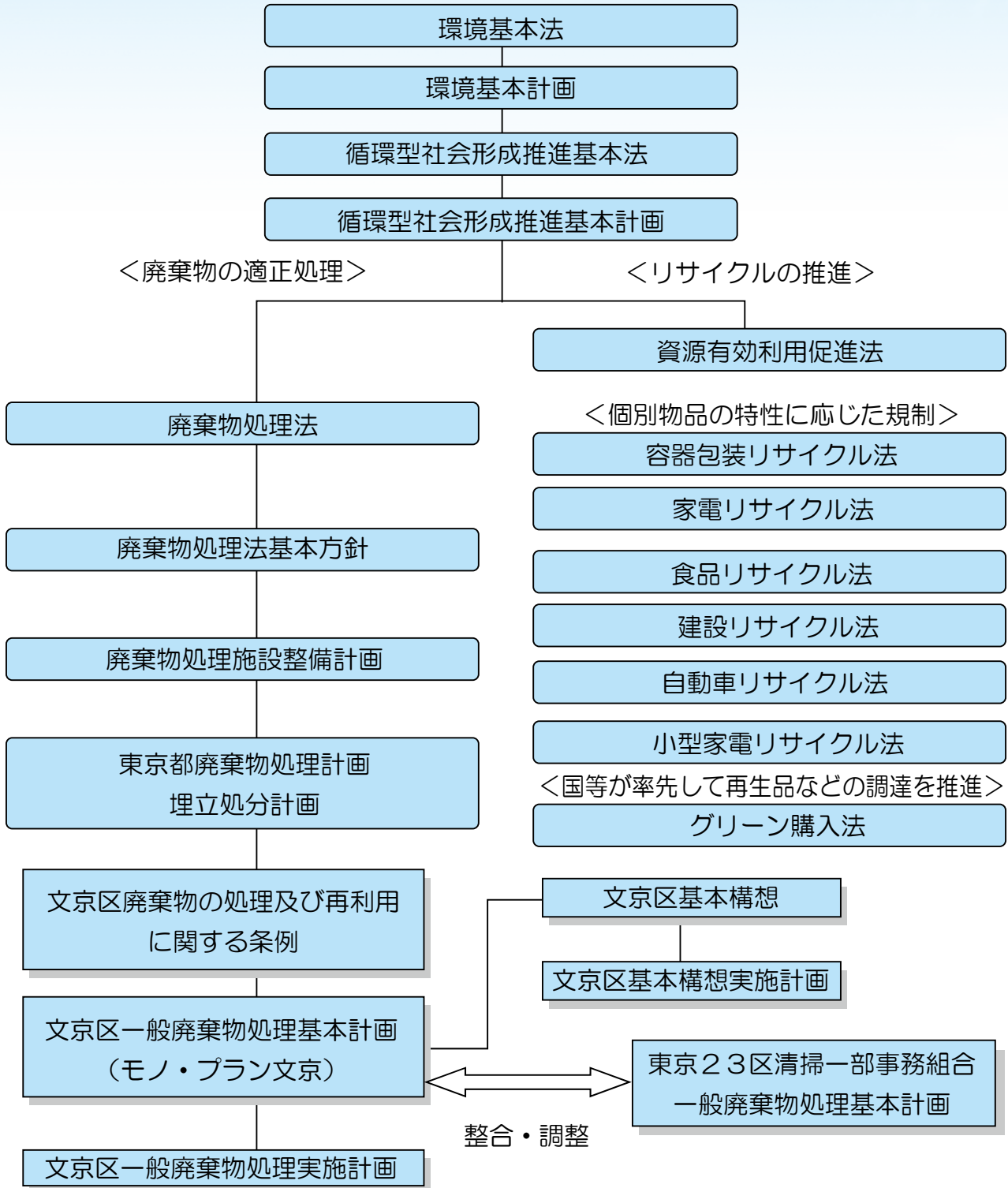
● 家庭ごみ排出量の原単位

単位(g/人日)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
家庭ごみ排出量の原単位	386	375	367	359	350	340	332

国・都などの計画

● リサイクルと廃棄物の法体系



1 第四次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）

（1）概要

政府の環境政策を定める環境基本計画は、環境基本法に基づいて定められることとされ、平成24年に閣議決定された本計画は、およそ6年ごとに改正される第四次の計画です。

環境基本計画は、政府が進める環境関連施策を示すとともに、地方自治体や国民をはじめとする多様な主体に対して国が期待する役割についても示しています。

（2）第四次計画のポイント

環境施策の目標とする持続可能な社会の位置づけを、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であるとしています。

持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向として、次の4点を設定しています。

- 政策領域の統合による持続可能な社会の構築
- 国際情勢に的確に対応した戦略をもった取り組みの強化
- 持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
- 地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「国際情勢に的確に対応した戦略的取り組みの推進」など、全部で9つに分けた重点分野に対して優先的に取り組むことを定めています。また、東日本大震災からの復旧・復興に関する施策及び放射性物質による環境汚染対策に言及しています。

（3）廃棄物に係る施策

「物質循環の確保と循環型社会構築のための取り組み」として施策がまとめられていますが、中長期的な目標として、次の3点を挙げています。

- 天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指す。
- 循環の量に着目するだけでなく、資源を大事に使う持続可能な循環型社会の構築を目指す。
- 地域の実情に根ざし、地域で自発的に行われる循環型社会の形成を目指す。

また、国が果たすべき役割と、国民や地方自治体をはじめとする各主体に期待される役割を示しています。

- 地方自治体の役割

廃棄物等の適正な循環的利用及び処分の実施や各主体間のコーディネーターとして重要な役割を果たすこと。地域単位での住民の生活に密着した循環システムを構築すること。

- 国民の役割

循環型社会の形成に向け、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を進めていくこと。自らも廃棄物等の排出者であり、環境への負荷を与えその責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動すること。

2 第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月31日閣議決定）

（1）概要

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、政府の施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるとされています。平成25年に閣議決定された本計画は、概ね5年の見直しスケジュールのもとでの第三次計画となっています。

なお、循環型社会形成推進基本法とは、①社会の物質循環の確保、②天然資源の消費抑制、③環境負荷の低減を目的に掲げる、廃棄物処理及びリサイクルの基本的枠組法で、廃棄物処理法や、各種リサイクル法の上位にあるものです。

（2）第三次計画のポイント

まず、「質に注目した循環型社会の形成」を基本的方向性として打ち出しています。この基本的方向性のもとに、国の取り組みとして次のことを挙げています。

- 2Rの取り組みがより進む社会経済システムの構築
- 使用済製品からの有用金属の回収
- 水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進
- 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築
- 災害時の廃棄物処理システムの強化

つぎに、資源生産性をはじめとする物質フローについて数値目標を掲げています。これらは、天然資源の消費を抑制しながらも、より高い価値を生み出すことを目的とするものです。数値目標は、つぎのものが設定されています。

- 物質フローの入口を押さえる「資源生産性」
＝ GDP / 天然資源投入量
- 物質フロー内での循環を促進することを目的とする「循環利用率」
＝ 循環利用量 / (循環利用量 + 天然資源投入量)
- 物質フローの出口を監視する指標である「最終処分量」
＝ 廃棄物最終処分量

そして、国際的取り組みの推進が打ち出されています。

- 3 R 国際協力
- 廃棄物・リサイクル産業の国際展開
- 循環資源の適正な輸出入

(3) 数値目標

	平成12年度	平成22年度	平成32年度
資源生産性（万円／トン）	25	37	46
循環利用率（%）	10	15	17
最終処分量（百万トン）	56	19	17

3 東京都廃棄物処理計画（平成23年度～平成27年度）

(1) 概要

一般廃棄物処理の直接的な主体は区市町村であることを、廃棄物処理法は規定していますが、東京都は廃棄物最終処分場（埋立処分場）の設置及び運営を通じて、区の一般廃棄物処理に関与しています。廃棄物処理法の規定に基づき東京都が策定している廃棄物処理計画は、東京都の域内で排出もしくは処理される廃棄物の処理に関することを対象とし、産業廃棄物の処理に関する記述に多くの部分を割いていますが、区の一般廃棄物処理に関係する重要な事項も含んでいます。

(2) 計画目標

平成27年度の廃棄物最終処分量を平成19年度比30%減として、125万トンにすることを目標にしています。（内訳：一般廃棄物25万トン・産業廃棄物100万トン）

(3) 主要施策

① 3 R 施策の促進

- 発生抑制・リユースの促進
ごみを出さない社会の定着
家庭ごみ有料化
- リサイクルの促進
都市鉱山の開発
静脈物流の効率化
熱回収の高効率化
埋立処分場からのメタンガスの活用
- 3 R の見える化
資源投入量の見える化
資源の循環的利用による温室効果ガス削減効果の見える化

リサイクルに係る費用の透明化

- 3Rの取り組みを支える体制づくり
グリーン購入の普及啓発の促進
環境教育・普及啓発の推進

②適正処理の促進

- 有害廃棄物の適正処理の推進
微量PCB廃棄物の適正処理のための体制整備
都の埋立処分場での飛散性アスベスト受入継続
水銀使用量の削減と適正処理
- 産業廃棄物の適正処理の促進
非飛散性アスベスト及び廃石こうボードの分別・適正処理の徹底
産廃Gメンの活用等による不法投棄撲滅のための指導強化
- 一般廃棄物の適正処理の促進
エアゾール缶、ライターなどの危険物、在宅医療廃棄物等の適正処理の促進
- 廃棄物処理施設の適切な管理運営
埋立処分場の環境負荷・維持管理費用の低減
区市町村のリサイクル施設等への指導・助言

③静脈ビジネス発展の促進

- 優良な処理業者が優位に立てる環境づくり
排出事業者の適正処理コストの負担
業界構造・実態の把握に努め、処理業者・リサイクル業者を専門家として育成
- スーパーエコタウン事業の推進
スーパーエコタウン事業者の成果を先進的な取組事例として、国内外に向け積極的に情報発信
- 共同技術研究の実施
廃棄物処理技術・リサイクル技術の高度化を図るため産学公連携による共同技術研究調査の実施

4 東京都 持続可能な資源利用に向けた取組方針(平成27年3月)

(1) 概要

東京都は、平成26年12月に公表した「東京都長期ビジョン」で「持続可能な循環型都市の構築」を打ち出していますが、これを実現していくために「東京都持続可能な資源利用に向けた取組方針」を策定しています。

取組方針においては、東京都が目指す姿を「東京の持続的発展を確保するため、世界一の都市・東京にふさわしい資源循環を実現」とし、その実現のために、「これまで進めてきた廃棄物の3R施策を土台に、最終処分量の削減とともに、資源利用の流れの上流側から、サプライチェーンの観点も含め、資源の利用を持続可能なものに転換させていく」としています。

この取組方針は、2020年オリンピック・パラリンピックとその後の、廃棄物を含む東京都の環境施策の方向性を規定するものになります。

(2) 施策

取組方針においては、次のように3つの施策の柱を設定し、優先的に取り組む必要がある課題を挙げています。

- 資源ロスの削減の促進
 - 食品ロスの削減
 - 使い捨て型ライフスタイルの見直し
- エコマテリアルの利用の促進
 - コンクリート型枠用合板への対応
 - 再生骨材コンクリートの利用促進
- 廃棄物の循環利用の更なる促進
 - 事業系廃棄物の更なるリサイクルのルールづくり
 - 廃家電等の不適正処理・違法輸出の防止

(3) 区のごみ処理と特に関係が深いと考えられる事項

取組方針には、一般廃棄物に関連することはその処理主体である区市町村と都の連携を以てすることが記述されています。特に、「事業系廃棄物の更なるリサイクルのルール作り」に関しては、対象が一般廃棄物と産業廃棄物にまたがるため、一般廃棄物を所管する区市町村と産業廃棄物を所管する都が共同してルール作りを進める必要性が強調されています。

5 東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画(平成27年3月)

(1) 概要

東京二十三区清掃一部事務組合（略称：清掃一組）は、東京の23の特別区が、共同でごみの中間処理をするために構成している特別地方公共団体です。

東京23区の清掃事業の役割は次のとおりであり、清掃一組の基本計画は、焼却処理等のごみの中間処理とし尿の下水投入を内容とするものとなっています。一般廃棄物処理基本計画の期間は、平成27年度から平成41年度の15年間とし、概ね5年ごとの見直しが予定されています。

- 23区
 - ごみの減量・リサイクルの推進
 - ごみ、し尿の収集・運搬
 - 資源の回収・運搬
- 清掃一組
 - ごみの中間処理
 - し尿の下水道投入
- 東京都
 - 新海面・中防外側埋立処分場でのごみの最終処分（23区・清掃一組からの委託）

(2) 目標

同一般廃棄物処理基本計画では、「循環型ごみ処理システムの推進」を目標に設定しています。

その目指すところは、中間処理を確実に遂行すること、中間処理に伴う環境負荷を抑制すること、埋立する中間処理残さを最小化することなどです。

(3) 施策

目標を達成するための施策として、5項目が挙げられています。

①効率的で安定した中間処理体制の確保

- 安定稼働の確保
- ごみ受入体制の拡充
- 不適正搬入防止対策
- 計画的な施設整備の推進
- ごみ処理技術の動向の把握

②環境負荷の低減

- 環境保全対策
- 環境マネジメントシステムの活用

③地球温暖化防止対策の推進

- 熱エネルギーの一層の有効利用
- 地球温暖化防止対策への適切な対応
- その他の環境への取り組み（緑化、太陽光発電、雨水利用等）

④最終処分場の延命化

- ごみ処理過程での資源回収
- 焼却灰の資源化
- 破碎処理残さの埋立処分量削減

⑤災害対策の強化

- 廃棄物処理施設の強靱化
- 地域防災への貢献

以上に加えて、中間処理施設の施設整備に関する計画が設定されています。

排出実態調査の結果

区のごみ・資源の排出状況等を把握するため、以下の調査を実施し、本計画策定の基礎資料としました。

1 調査概要

(1) 区民アンケート調査

区民のごみや資源の処理方法、ごみ減量・リサイクルへの取り組み状況や意識・意向等を把握するための調査を実施しました。

- 調査期間 平成26年7月～9月
- 調査対象 無作為抽出した区内2,000世帯
- 調査方法

郵送により調査票の送付及び回収を行いました。回収後、コンピューターによる集計分析等を行いました。

- 有効回収率 38.8%

(2) 事業所アンケート調査

区内の事業所から発生するごみ・資源の量及び処理方法、ごみ減量・リサイクルへの取り組み状況や意識・意向等を把握するための調査を実施しました。

- 調査期間 平成26年7月～9月
- 調査対象 業種別・従業員規模別に分けて抽出した区内2,000事業所
- 調査方法

郵送により調査票の送付及び回収を行いました。回収後、コンピューターによる集計分析等を行いました。

- 有効回収率 40.7%

(3) 家庭ごみ排出原単位調査

家庭から排出される可燃ごみと不燃ごみについて、1人1日当たりの排出量（排出原単位）を把握するための調査を実施しました。

- 調査期間 平成26年6月16日～平成26年6月21日（6日間）
- 調査方法

調査員を可燃ごみ収集日にごみ集積所に配置し、世帯人数と何日分のごみかを聞き取り、そのごみの重量を測定しました。調査終了後、調査データの分析を行い、家庭ごみの平均的な排出原単位を推計しました。

- 調査サンプル数 560世帯分

(4) 家庭ごみ組成分析調査

家庭から排出される可燃ごみ及び不燃ごみの組成割合を明らかにし、分別協力率や資源の混入状況を把握するための調査を実施しました。

- 調査期間 平成 26 年 6 月 16 日～平成 26 年 6 月 21 日（6 日間）

- 調査方法

地域特性及び住居形態に偏りがないよう、区内 15 の地域を調査対象地域とし、収集した可燃ごみ及び不燃ごみについて、内容物を品目別に分類し品目ごとに重量を測定する等の調査を実施しました。調査終了後、調査データの分析を行いました。

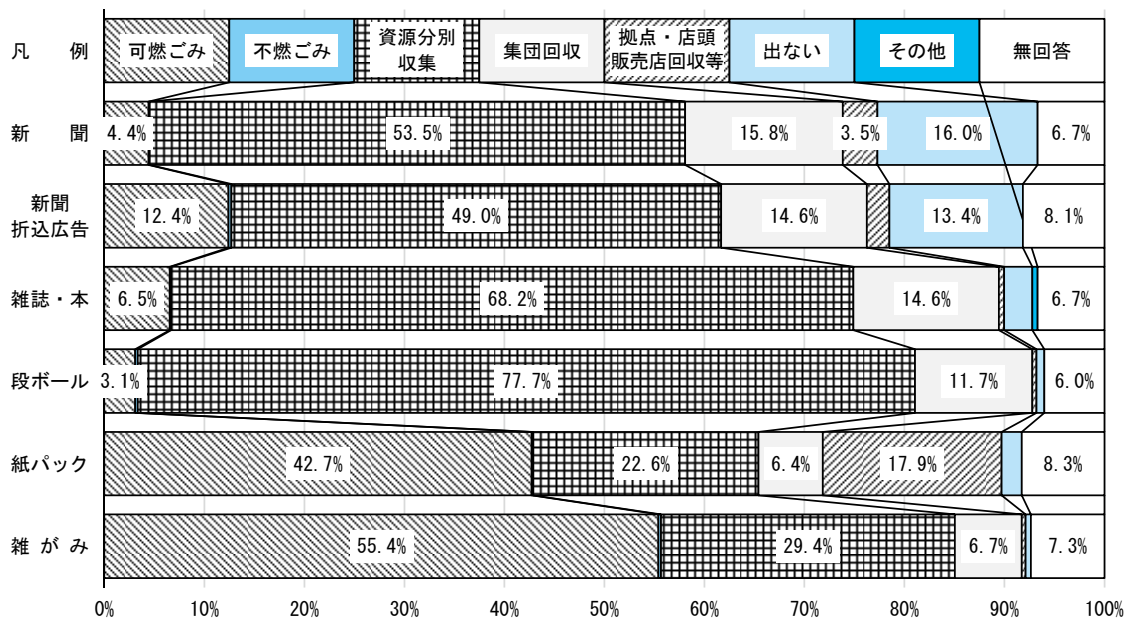
- 調査サンプル量

可燃ごみ 1,065.46kg 不燃ごみ 490.91kg 計 1,556.37kg

2 各調査結果(抜粋)

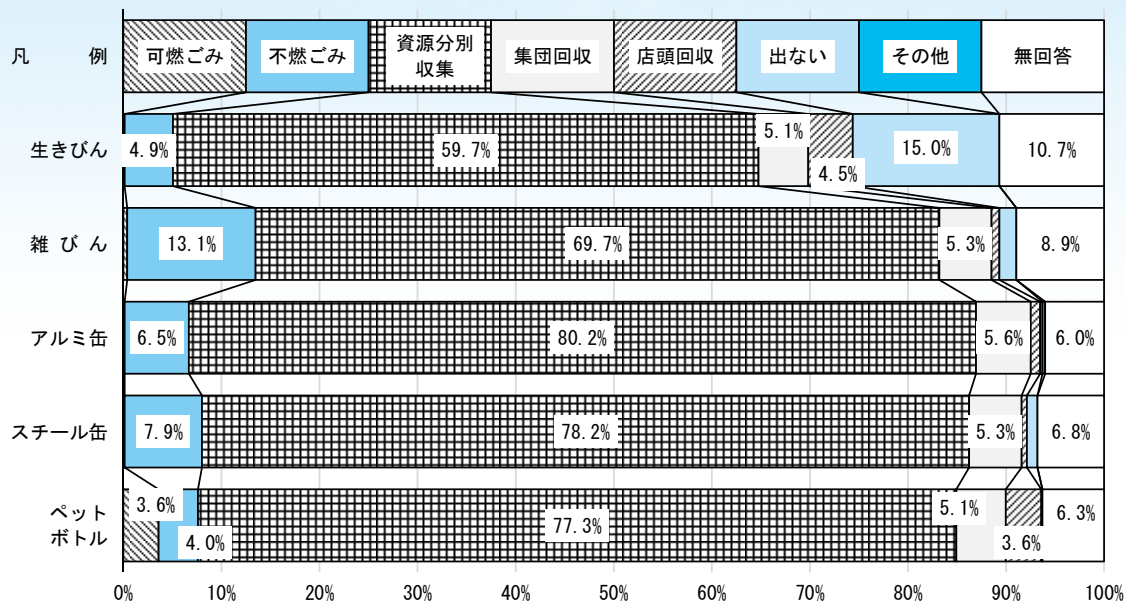
(1) 区民アンケート調査

- 紙類の処理方法



※ 3%未満のものは内訳数値の表示を省略しました。

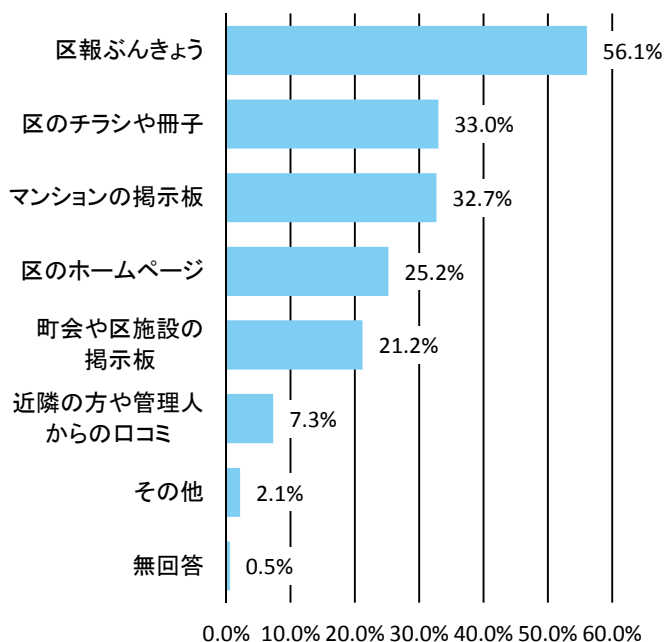
● びん・缶・ペットボトルの処理方法



※ 3%未満のものは内訳数値の表示を省略しました。

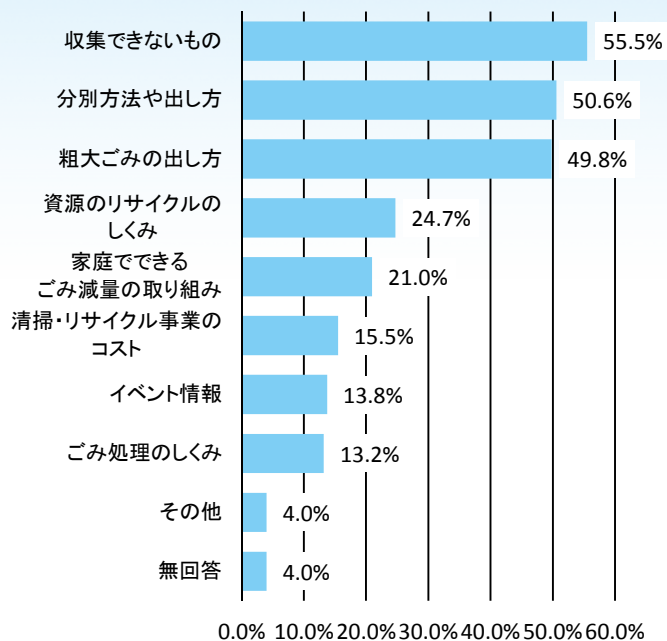
● 清掃・リサイクルに関する情報の入手媒体

選択肢	回答数	割合
区報ぶんきょう	420	56.1%
区のチラシや冊子	247	33.0%
マンションの掲示板	245	32.7%
区のホームページ	189	25.2%
町会や区施設の掲示板	159	21.2%
近隣の方や管理人からの口コミ	55	7.3%
その他	16	2.1%
無回答	4	0.5%
全体	749	100.0%



● 清掃・リサイクルに関する情報で知りたいもの

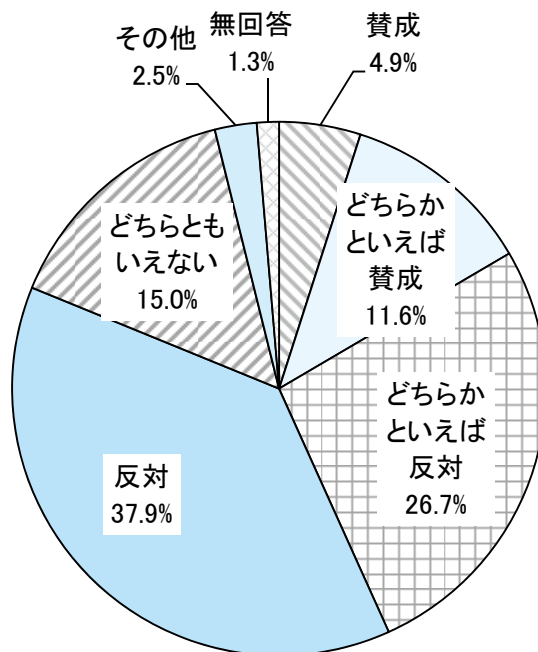
選択肢	回答数	割合
収集できないもの	416	55.5%
分別方法や出し方	379	50.6%
粗大ごみの出し方	373	49.8%
資源のリサイクルのしくみ	185	24.7%
家庭でできるごみ減量の取り組み	157	21.0%
清掃・リサイクル事業のコスト	116	15.5%
イベント情報	103	13.8%
ごみ処理のしくみ	99	13.2%
その他	30	4.0%
無回答	30	4.0%
全体	749	100.0%



● 家庭ごみ有料化への賛否

選択肢	回答数	割合
賛成	37	4.9%
どちらかといえば賛成	87	11.6%
どちらかといえば反対	200	26.7%
反対	284	37.9%
どちらともいえない	112	15.0%
その他	19	2.5%
無回答	10	1.3%
全体	749	100.0%

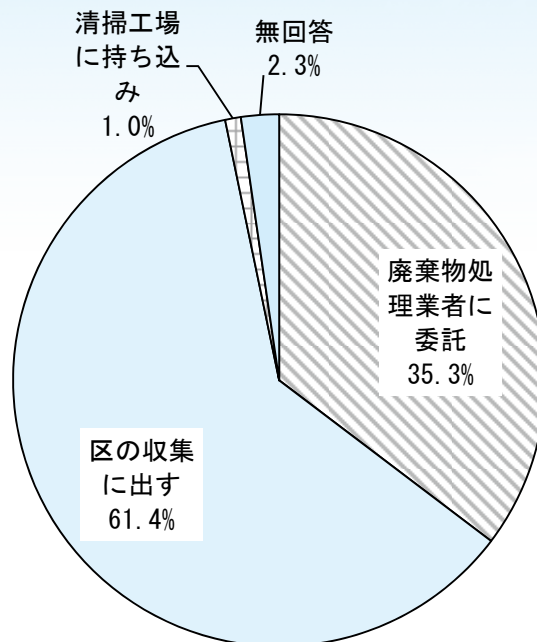
※端数処理の関係で合計値等が合わない場合があります。



(2) 事業所アンケート調査

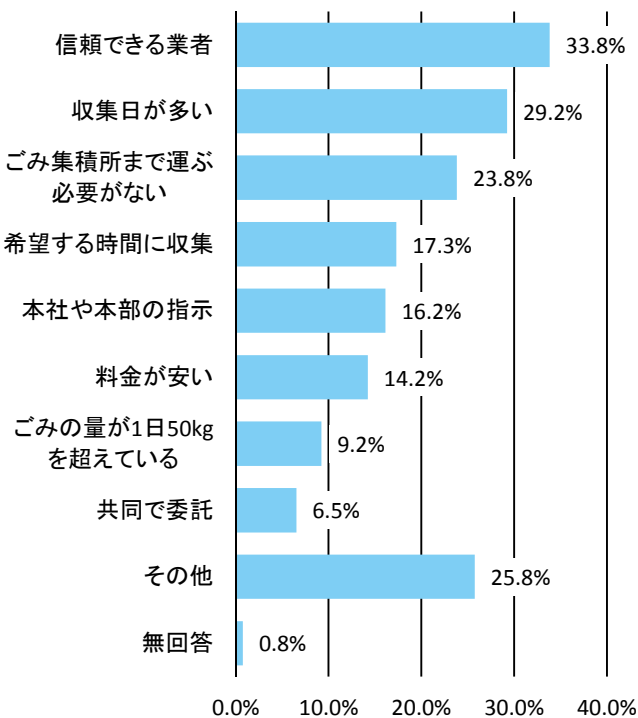
● ごみの処理方法

選択肢	件数	割合
廃棄物処理業者に委託	260	35.3%
区の収集に出す	452	61.4%
清掃工場に持ち込み	7	1.0%
無回答	17	2.3%
全体	736	100.0%



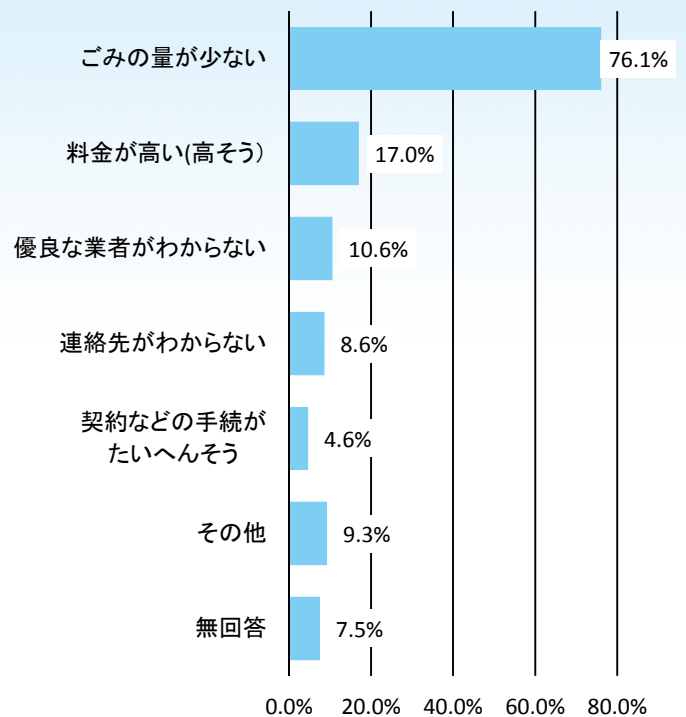
● 一般廃棄物処理業者に委託している理由

	件数	割合
信頼できる業者	88	33.8%
収集日が多い	76	29.2%
ごみ集積所まで運ぶ必要がない	62	23.8%
希望する時間に収集	45	17.3%
本社や本部の指示	42	16.2%
料金が安い	37	14.2%
ごみの量が1日50kgを超えている	24	9.2%
共同で委託	17	6.5%
その他	67	25.8%
無回答	2	0.8%
全体	260	100.0%



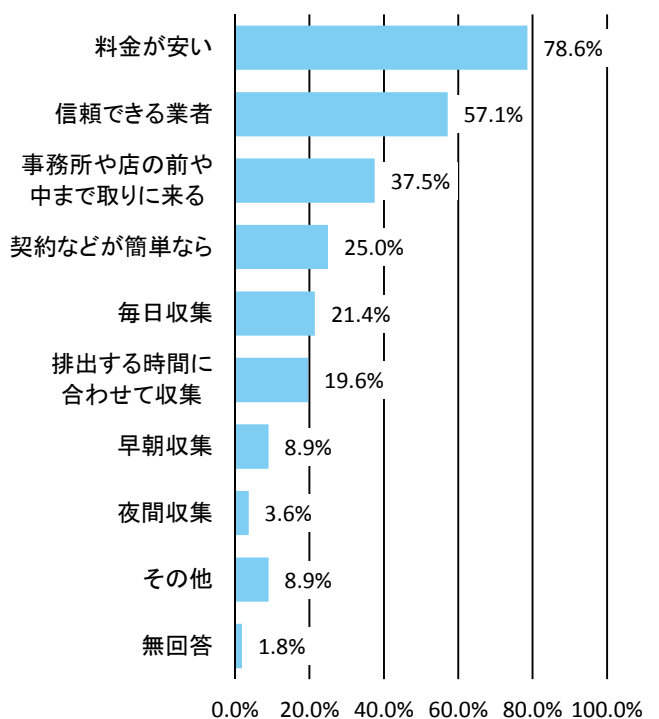
● 一般廃棄物処理業者に委託していない理由

	件数	割合
ごみの量が少ない	344	76.1%
料金が高い(高そう)	77	17.0%
優良な業者がわからない	48	10.6%
連絡先がわからない	39	8.6%
契約などの手続きがたいへんそう	21	4.6%
その他	42	9.3%
無回答	34	7.5%
全体	452	100.0%



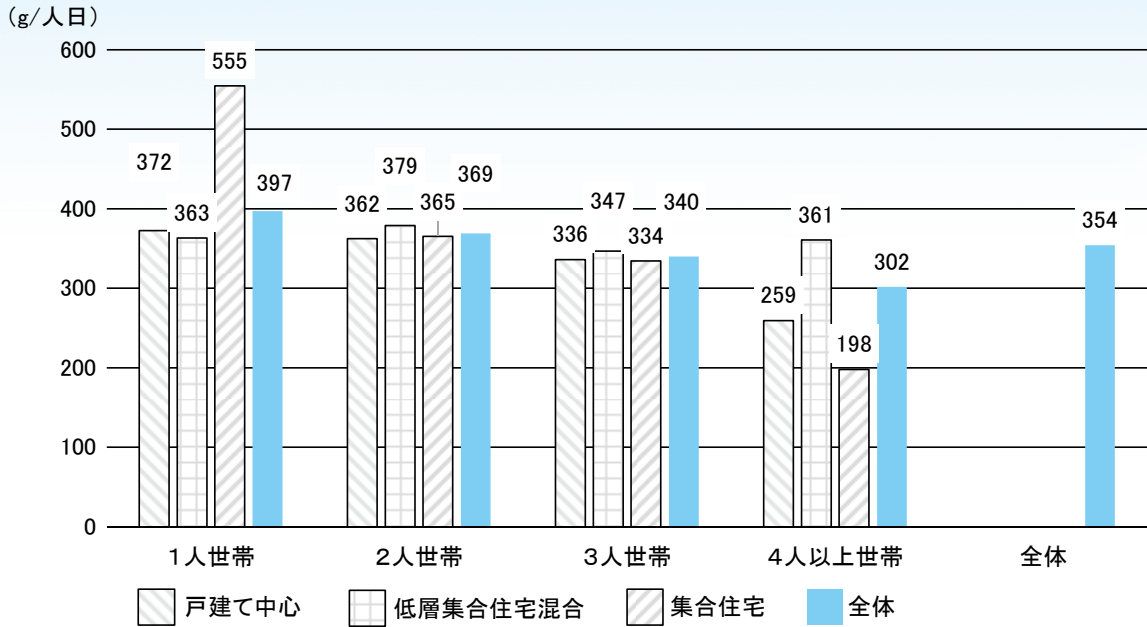
● 一般廃棄物処理業者への委託条件

	件数	割合
料金が安い	44	78.6%
信頼できる業者	32	57.1%
事務所や店の前や中まで取りに来る	21	37.5%
契約などが簡単なら	14	25.0%
毎日収集	12	21.4%
排出する時間に合わせて収集	11	19.6%
早朝収集	5	8.9%
夜間収集	2	3.6%
その他	5	8.9%
無回答	1	1.8%
全体	56	100.0%



(3) 家庭ごみ排出原単位調査

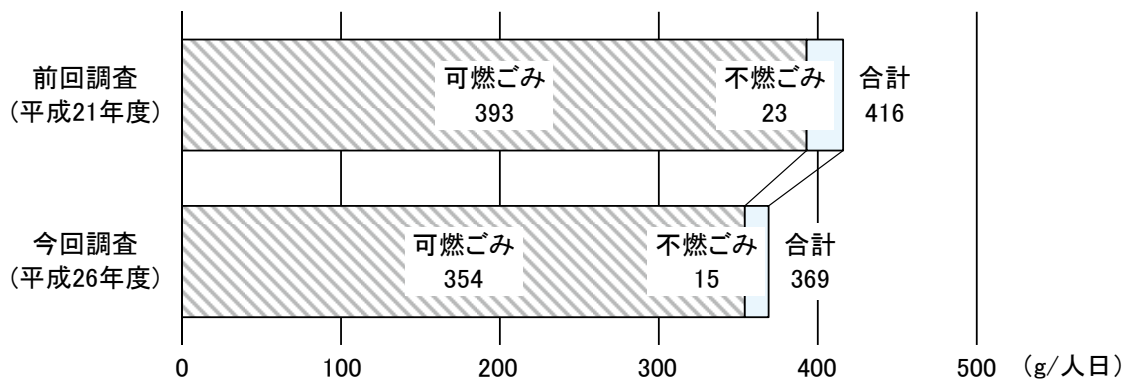
● 区民1人1日当たりの可燃ごみ量



● 平成21年度調査との比較

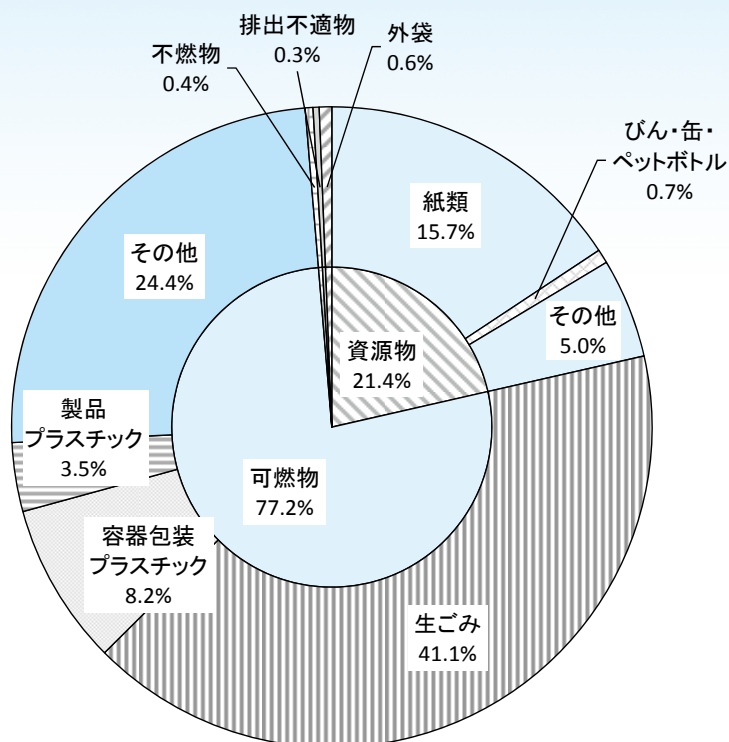
単位 (g/人日)

	前回調査 (平成21年度)	今回調査 (平成26年度)	増減
可燃ごみ	393	354	▲ 39
不燃ごみ	23	15	▲ 8
合計	416	369	▲ 47

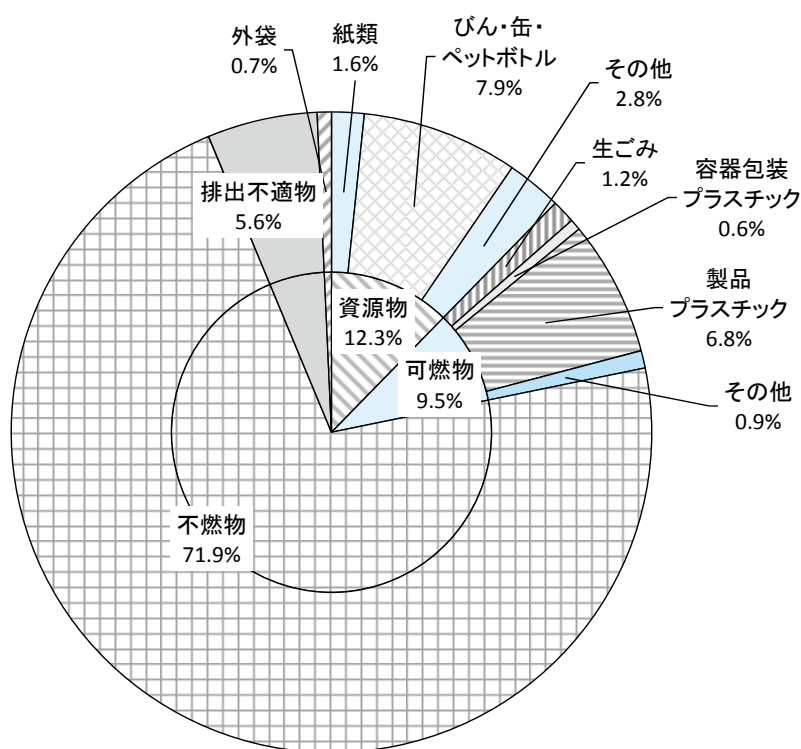


(4) 家庭ごみ組成分析調査

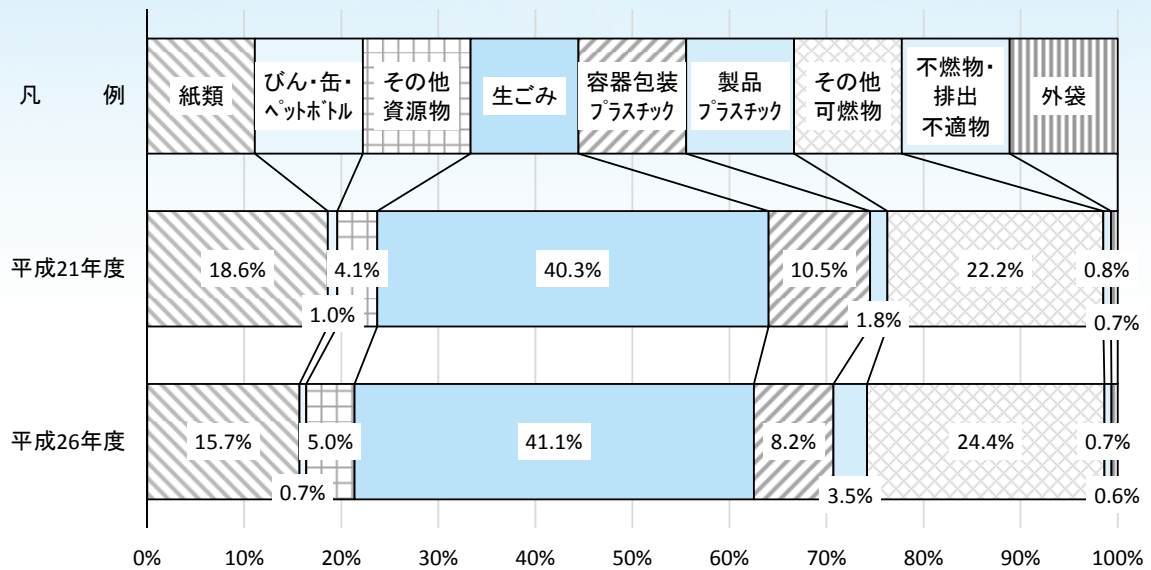
● 可燃ごみの組成



● 不燃ごみの組成



● 可燃ごみの平成21年度調査との比較



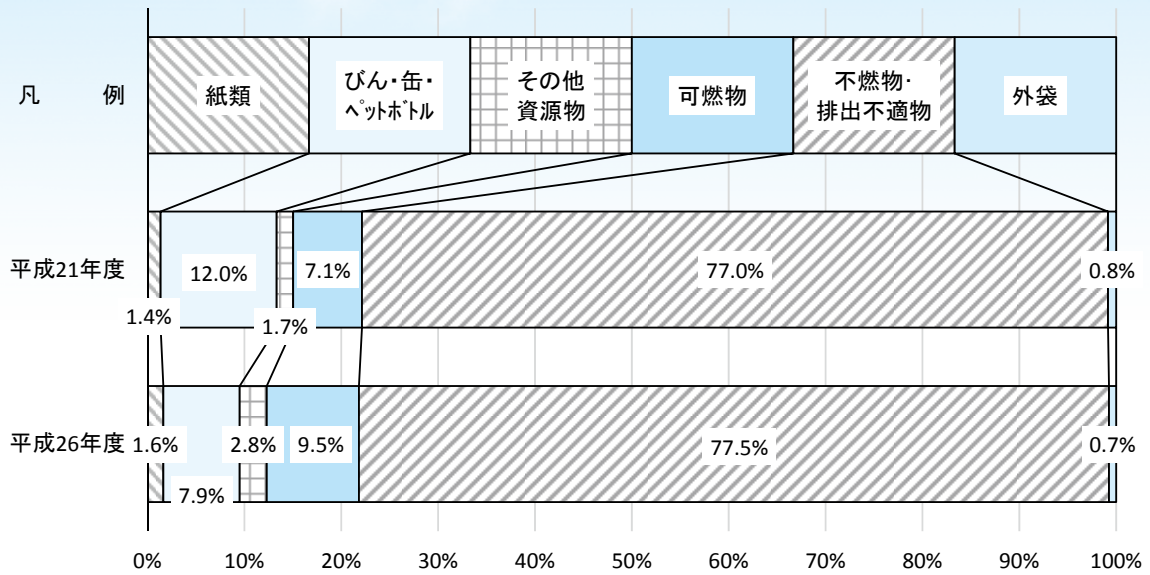
	平成21年度	平成26年度	増減
新聞	1.6%	1.6%	0.0%
折込広告	1.1%	0.7%	-0.5%
雑誌・本	4.7%	2.0%	-2.7%
段ボール	1.1%	0.9%	-0.1%
紙パック	0.7%	0.5%	-0.2%
OA用紙	1.1%	0.5%	-0.6%
容器包装紙類	4.2%	4.2%	0.0%
その他紙類	4.1%	5.3%	1.2%
生きびん	0.0%	0.0%	0.0%
雑びん	0.3%	0.1%	-0.2%
飲用・食用スチール缶	0.1%	0.1%	0.0%
飲用・食用アルミ缶	0.1%	0.0%	0.0%
エアゾール缶等(中身なし)	—	0.0%	—
ペットボトル	0.5%	0.5%	0.0%
衣類	4.0%	3.7%	-0.3%
発泡スチロール製食品トレイ(白)	0.1%	0.1%	0.0%
発泡スチロール製食品トレイ(柄)	—	0.1%	—
ボトル容器	—	1.1%	—
キャップ類	—	0.1%	—
乾電池	0.0%	0.0%	0.0%
蛍光管	—	0.0%	—

紙類	18.6%	15.7%	-2.9%
びん・缶・ペットボトル	1.0%	0.7%	-0.3%
その他資源物	4.1%	5.0%	0.9%
合計	23.7%	21.4%	-2.3%

(注) 網掛けは平成21年度には拠点回収対象ではなかった品目。

※ 端数処理の関係で合計値等が合わない場合があります。

● 不燃ごみの平成21年度調査との比較



	平成21年度	平成26年度	増減
新聞	0.4%	0.3%	-0.1%
折込広告	0.0%	0.0%	0.0%
雑誌・本	0.0%	1.0%	1.0%
段ボール	0.6%	0.1%	-0.5%
紙パック	0.0%	0.0%	0.0%
OA用紙	0.0%	0.0%	0.0%
容器包装紙類	0.2%	0.1%	-0.1%
その他紙類	0.1%	0.0%	-0.1%
生きびん	0.0%	0.0%	0.0%
雑びん	8.2%	5.4%	-2.8%
飲用・食用スチール缶	2.6%	1.2%	-1.4%
飲用・食用アルミ缶	0.8%	0.3%	-0.5%
エアゾール缶等 (中身なし)	—	0.8%	—
ペットボトル	0.4%	0.1%	-0.2%
衣類	0.1%	0.0%	-0.1%
発泡スチロール製食品トレイ (白)	0.0%	0.0%	0.0%
発泡スチロール製食品トレイ (柄)	—	0.0%	—
ボトル容器	—	0.2%	—
キャップ類	—	0.0%	—
乾電池	1.6%	1.4%	-0.2%
蛍光管	—	1.2%	—

紙類	1.4%	1.6%	0.3%
びん・缶・ペットボトル	12.0%	7.9%	-4.1%
その他資源物	1.7%	2.8%	1.1%
合計	15.1%	12.3%	-2.7%

(注) 網掛けは平成21年度には拠点回収対象ではなかった品目。

※端数処理の関係で合計値等が合わない場合があります。

進捗状況管理のための仮定値の算定

表 6-3 に示した進捗状況を管理するための仮定値は次のように算定しました。

家庭ごみ排出原単位調査で把握した、区民 1 人 1 日当たりの排出原単位は、可燃ごみが 354g/ 人日、不燃ごみが 15g/ 人日です。これに人口 206,842 人と年間日数の 365 日をかけて、平成 26 年度の家庭ごみ量を推計しました。

この家庭ごみ量を、平成 26 年度の収集ごみ量で除すことで、区収集による可燃ごみと不燃ごみに占める家庭ごみの割合を、それぞれ 66.1%、66.9% と推計しました。

	排出原単位 (g/人日)	人 口 (人)	家庭ごみ量 (t/年)	収集ごみ量 (t/年)	家庭ごみ 割合
可燃ごみ	354	206,842	26,726	40,409	66.1%
不燃ごみ	15		1,132	1,692	66.9%

※人口は平成26年10月1日現在

プラスチック製容器包装分別収集の 環境負荷・コスト評価

プラスチック製容器包装の分別収集は、ごみ減量に効果があります。しかし、ごみが減っても環境負荷が低減しない、あるいは低減効果が低く費用対効果が悪いと意味がありません。ここでは、プラスチック製容器包装を分別収集した場合とサーマルリサイクルした場合の温室効果ガス排出量とコストについて評価します。

1 温室効果ガス排出量

(1) シナリオと評価方法

プラスチック製容器包装を分別収集して再商品化する場合（以下、「分別収集シナリオ」という。）と、プラスチック製容器包装を可燃ごみとして収集してサーマルリサイクルする場合（以下、「サーマルリサイクルシナリオ」という。）を設定して比較しました。

なお、現在の容器包装リサイクル法の枠組みでは、自治体が再商品化手法（リサイクル方法）を選択することはできないため、最も温室効果ガスの削減効果の低い「ガス化（アンモニア製造）（炭酸特殊製品ケース）」で再商品化すると仮定しました。

評価は「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成25年4月、環境省）に準じて行いました。

データは主として、「プラスチック製容器包装再商品化手法に関する環境負荷等の検討」（平成19年6月、財団法人 日本容器包装リサイクル協会）を使用しました。

(2) 温室効果ガスの排出量

プラスチック1kg当たりの二酸化炭素排出量は、分別収集シナリオが1.913kg、サーマルリサイクルシナリオが1.957kgであり、削減率は2.2%となりました。この違いは、例えば清掃工場の発電効率などが少し変化すれば逆転してしまう程度の差であり、ほとんど差がないと言えます。

プラスチック製容器包装の分別収集を実施したとしても、再商品化手法が「ガス化（アンモニア製造）」になった場合には、温室効果ガスの削減効果は期待できないこととなります。

● プラスチック1kg当たりの二酸化炭素排出量の比較

分別収集シナリオの二酸化炭素排出量(A)	1.913kg
サーマルリサイクルシナリオの二酸化炭素排出量(B)	1.957kg
分別収集による二酸化炭素排出量削減量(C=B-A)	0.044kg
分別収集による二酸化炭素排出量削減割合(D=C/B)	2.2%

2 コスト評価

文京区で分別収集するプラスチック製容器包装の量を 1,400t と想定して、分別収集シナリオとサーマルリサイクルシナリオのコストを比較しました。分別収集シナリオはサーマルリサイクルシナリオに比べて、約 2.4 億円のコスト増となります。

● コストの比較

単位 (万円/年)

	分別収集シナリオ	サーマルリサイクルシナリオ	分別収集による増加分
	A	B	C=A-B
年間収集コスト	22,436	7,479	14,957
年間中間処理コスト	10,756	2,020	8,737
合計	33,192	9,499	23,694

※端数処理の関係で合計値等が合わない場合があります。

3 結論

現状の容器包装リサイクル法では再商品化手法は入札によって決められるため、自治体に決定権はありません。そのため、再商品化手法が「ガス化（アンモニア製造）」となった場合は、温室効果ガスの削減効果はほとんど得られない一方で、2.4 億円のコスト増となります。

本区では、容器包装リサイクル法の改正等により、自治体が再商品化手法を選択できる仕組みになることを前提条件とし、その際に、温室効果ガス削減効果とコストについて双方向から見極めて、プラスチック製容器包装の分別収集の導入の是非を検討することとします。

委員任期：平成26年3月27日から平成28年3月26日

	区分	氏名	ふりがな	所属団体等
◎	学識経験者	原嶋 洋平	はらしま ようへい	拓殖大学国際学部教授
○		藪田 雅弘	やぶた まさひろ	中央大学経済学部教授
	区内関係団体・大規模事業者の推薦委員	諸留 和夫	もろとめ かずお	文京区町会連合会副会長
		福永 喜美代	ふくなが きみよ	文京区女性団体連絡会副会長
		若山 正弥	わかやま まさや	文京区リサイクル事業協同組合（平成27年5月24日まで）
		阿曾 有彦	あそ ありひこ	文京区リサイクル事業協同組合（平成27年5月25日より）
		藤田 哲朗	ふじた てつろう	東京商工会議所文京支部 卸売分科会副分科会長
		寺澤 弘一郎	てらさわ こういちろう	文京区商店街連合会 副会長
		内田 幸久	うちだ ゆきひさ	文京区消費者団体連絡会（消費生活推進員の会所属）
		小西 孝蔵	こにし こうぞう	ステージエコ実行委員会
		立花 茂	たちばな しげる	リサイクルイン文京
		岡本 武史	おかもと たけし	株式会社東京ドーム総務部庶務グループ
		浦澤 哲也	うらさわ てつや	文京学院大学・文京学院短期大学 総務グループマネジャー
	菊山 隆嘉	きくやま たかよし	文京区立小学校PTA連合会 （小日向台町小学校 父母と先生の会会長）	
	公募委員	小山 榮	こやま えい	
		富沢 正弘	とみざわ まさひろ	
		中村 成一	なかむら せいいち	
		二木 玲子	ふたぎ れいこ	
		脇野 真澄	わきの ますみ	
	幹事	中島 均	なかじま ひとし	資源環境部長（平成26年3月31日まで）
		曳地 由紀雄	ひきち ゆきお	資源環境部長（平成26年4月1日より）
		萩谷 彰太郎	はぎや しょうたろう	文京清掃事務所長（平成26年4月1日～平成27年3月31日）
		小澤 信雄	おざわ のぶお	文京清掃事務所長（平成27年4月1日より）
		鈴木 裕佳	すずき ゆか	リサイクル清掃課長（平成26年3月31日まで）
		高杉 信二	たかすぎ しんじ	文京清掃事務所長（平成26年3月31日まで） リサイクル清掃課長（平成26年4月1日～平成27年3月31日）
		高橋 征博	たかはし まさひろ	リサイクル清掃課長（平成27年4月1日より）

◎会長 ○職務代理者

計画の策定経過について

回	開催日	主な議題
第1回 審議会	平成26年 3月27日(木)	○区長からの諮問 ○「モノ・プラン文京」について
第2回 審議会	平成26年 6月9日(月)	○施設見学会
第3回 審議会	平成26年 9月29日(月)	○「モノ・プラン文京」の進捗状況について ○廃棄物リサイクル行政の動向について
第4回 審議会	平成26年 11月10日(月)	○基礎調査報告について
第5回 審議会	平成26年 12月15日(月)	○「文京区一般廃棄物処理基本計画」見直しに係る区の方針について
第6回 審議会	平成27年 2月6日(金)	○「目標達成のための具体的施策」見直しについて
第7回 審議会	平成27年 4月20日(月)	○「目標達成のための具体的施策」見直しについて
第8回 審議会	平成27年 5月25日(月)	○「目標達成のための具体的施策」見直しについて
第9回 審議会	平成27年 7月6日(月)	○「文京区一般廃棄物処理基本計画」中間年度見直しに係る中間の まとめについて
第10回 審議会	平成27年 8月26日(水)	○「文京区一般廃棄物処理基本計画」中間年度見直し(素案)につ いて
パブリック コメント	平成27年 9月17日(木)～ 10月16日(金)	提出意見 1名4件
区民説明会	第1回：平成27年 9月18日(金) 第2回：平成27年 10月3日(土)	参加人数 6名
第11回 審議会	平成27年 12月14日(月)	○パブリックコメント意見対応及び「文京区一般廃棄物処理基本計 画」中間年度見直し(案)について
答申提出	平成27年 12月15日(火)	区長への答申提出

語句の説明

【ア】

● 一般廃棄物処理計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項により、区市町村に策定を義務づけられた、当該区市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画。

【カ】

● 環境基本法

環境政策の枠組みを示す基本的な法律として、1993年に制定された。国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策を規定している。

● 環境基本計画

環境基本法の第15条に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱と、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。環境大臣が中央環境審議会の答申を受けて案を作成し、閣議決定を経て政府の計画として定める。

● 環境負荷

人が環境に与える負担を指す。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう」としている。

● 基本構想

地方自治体が事務処理を進めるために最も基本とする計画。

地方自治法第2条第4項で、「事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と規定されている。

本区においては、前基本構想の策定から10年近くが経過し、社会状況が大きく変化したことなどから、平成22年6月に「文京区基本構想 歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち『文（ふみ）の京（みやこ）』」を策定した。

● 公共下水道

公共下水道は、原則として市町村の事務である。東京都は都制をとっているため、23区部全域で都が「市」の立場で下水道事業を行っている。

● 公衆衛生

地域全体の健康への脅威を取り除くこと。廃棄物処理法は、公衆衛生の向上を廃棄物処理の目的と規定している。

● 小型家電

一般消費者が通常の生活に用いる電気製品のうち、携帯電話やデジタルカメラなど、

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第1条に規定するものをいう。

【サ】

● 最終処分

ごみを最終的に処分すること。ごみは、収集・運搬された後、焼却等の中間処理を経て最終処分される。最終処分のほとんどは埋立処分によって行われている。また、埋立処分を行う施設を最終処分場という。

● 事業用大規模建築物

「文京区廃棄物の処理及び再利用に関する規則」第4条に規定する、事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物を指す。

● 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる社会をイメージして使われるようになった概念。循環型社会形成推進基本法は、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義している。

● 循環型社会形成推進基本法

廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めるために2000年に制定された環境省所管の法律。同法は基本法であり、政策の基本的方向を示す。

● 浄化槽汚泥

微生物を使い汚水を浄化する機器を浄化槽といい、汚水を処理した後に浄化槽に集積する残さを浄化槽汚泥という。

● 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

使用済小型電子機器等に含まれているレアメタル等の有用金属の回収を目的に制定された個別リサイクル法。それまでの個別リサイクル法と異なり、リサイクルを義務づけず、市場原理に委ねてリサイクルの促進を図る内容となっている。

● 食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年制定）の略。食品の売れ残りや食べ残し、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務づけた法律。平成19年の改正により、小売業などの食品関連事業者に対する指導監督の強化と再生利用等の取り組みの円滑化措置が講じられた。

● 水平リサイクル

たとえば使用済みのペットボトルを原材料にしてペットボトルを製造するように、品質の劣化を伴わず、同じものに再生できるリサイクルをいう。

● 生活環境

人間の日常生活の営みに影響を与える、大気・水・土壌その他の自然的もしくは社会的な状況。廃棄物処理法は、生活環境の保全を公衆衛生の向上とならんで、廃棄物

処理の目的としている。

【夕】

- 中間処理

収集した可燃ごみを燃やしたり、不燃ごみを破碎、選別することで、できるだけ小さく軽くし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。

- 東京二十三区清掃一部事務組合

清掃工場等の整備・管理・運営など中間処理について、23区が共同処理することを目的として、地方自治法第284条第2項の規定に基づき、平成12年4月に設立された組織。

【ナ】

- 生ごみ

ごみのうち、おもに調理に際して排出されるものや残飯など、水分量が高く腐敗しやすいもの。

【ハ】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律。1970年に、従来の「清掃法」(1954)を全面的に改めて制定された。廃棄物の排出抑制と適正な処理、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることが目的。

- ビルピット汚泥

建物内で発生した廃水をいったん地下に設けた排水槽(ビルピット)に受けてから下水道に放流する構造の建物がある。ビルピット汚泥とは、ビルピット底部に沈殿した泥状の廃棄物である。

【ヤ】

- 有害廃棄物

有害な物質の含有、爆発性、引火性、腐食性、感染性など、公衆衛生や生活環境保全の観点から好ましくない性質を持つ廃棄物。

- 容器包装リサイクル法

容器包装廃棄物のリサイクルを製造者に義務づけた法律として、平成7年に制定。消費者は分別排出、区市町村は分別収集、事業者は再商品化という3者の役割分担により容器包装のリサイクルを推進する。

文京区一般廃棄物処理基本計画
(平成 28 年度～平成 32 年度)
モノ・プラン文京
中間年度見直し版

平成 28 年 3 月発行

発行 文京区
編集 文京区 資源環境部 リサイクル清掃課
〒 112-8555 文京区春日一丁目 16 番 21 号
電話 (03)3812-7111 (代表)
<http://www.city.bunkyo.lg.jp>

印刷物番号 H0215020 有償頒布価格 420 円

古紙再生紙を使用しています。